

平成28年第5回小山町議会9月定例会会議録

平成28年8月31日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場
開 会 午前10時30分 宣告
出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君
5番 菌田 豊造君 7番 渡辺 悦郎君
8番 梶 繁美君 9番 池谷 洋子君
10番 込山 恒広君 12番 池谷 弘君
13番 米山 千晴君
欠席議員 6番 阿部 司君
説明のために出席した者
町 長 込山 正秀君 副 町 長 田代 章君
副 町 長 室伏 博行君 企画総務部長 湯山 博一君
住民福祉部長 秋月 千宏君 経済建設部長 池谷 精市君
教育部長 田代 順泰君 危機管理監 岩田 芳和君
町長戦略課長 長田 忠典君 総務課長 小野 一彦君
未来拠点課長 遠藤 正樹君 おやまで暮らしそう課長 岩田 和夫君
税務課長 渡邊 辰雄君 住民福祉課長 渡邊 啓貢君
健康増進課長 平野 正紀君 防災課長 杉山 則行君
建設課長 高村 良文君 農林課長 前田 修君
商工観光課長 大庭 和広君 都市整備課長 野木 雄次君
上下水道課長 後藤 喜昭君 こども育成課長 小野 正彦君
生涯学習課長 山本 智春君 総務課副参事 米山 仁君
職務のために出席した者
議会事務局長 鈴木 辰弥君
会議録署名議員 9番 池谷 洋子君 10番 込山 恒広君
散 会 午後1時35分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案説明
- 日程第 4 報告第 8 号 平成27年度小山町一般会計予算継続費精算報告書について
- 日程第 5 報告第 9 号 平成27年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について
- 日程第 6 報告第10号 平成27年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について
- 日程第 7 報告第11号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告について
- 日程第 8 同意第 3 号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 9 議案第58号 財産の取得について
「小山町消防団第 1 分団消防ポンプ自動車購入」
- 日程第10 議案第59号 町有地の処分について
- 日程第11 議案第60号 町道路線の廃止について
- 日程第12 議案第61号 町道路線の変更について
- 日程第13 議案第62号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第63号 小山町青少年問題協議会設置条例の制定について
- 日程第15 議案第64号 小山町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第65号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第66号 平成28年度小山町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第18 議案第67号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第19 議案第68号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第20 議案第69号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第21 議案第70号 平成28年度小山町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第22 議案第71号 平成28年度小山町土地取得特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第23 議案第72号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第24 議案第73号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第25 議案第74号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第26 認定第 1 号 平成27年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第27 認定第 2 号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第28 認定第 3 号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第29 認定第 4 号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第30 認定第 5 号 平成27年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第31 認定第 6 号 平成27年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算

- 日程第32 認定第7号 平成27年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第33 認定第8号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第34 認定第9号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第35 議案第75号 平成27年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

(追加日程)

追加日程第1 町長提案説明

追加日程第2 議案第76号 工事請負契約の締結について

「平成28年度東富士演習場関連公共用施設整備事業 町道下小林1号線道路改良舗装工事」

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。阿部 司君は、本日の会議を欠席する旨届けがござっておりますので御報告します。

議 事

午前10時30分 開会

○議長（米山千晴君） ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、平成28年第5回小山町議会9月定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

ここで報告します。天野教育長は、公務のため本日の会議を欠席しておりますので御報告します。

なお、本日の会議は途中の休憩は挟みますが、昼の休憩はとらず議事進行いたしますので、御協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米山千晴君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、9番 池谷洋子君、10番 込山恒広君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（米山千晴君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの28日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月27日までの28日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してございますので、これに御協力を賜りたいと思います。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3

町長提案説明

○議長（米山千晴君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました報告第8号から議案第75号までの32議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 平成28年第5回小山町議会9月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、報告4件、同意1件、財産の取得1件、町有地の処分1件、町道路線の認定等3件、条例の制定1件、条例の一部改正2件、補正予算9件、決算の認定9件、水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の、合計32件であります。

はじめに、報告第8号 平成27年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。

平成27年度で継続費が終了しました事業の精算報告書について、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第9号 平成27年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について及び報告第10号 平成27年度小山町特別会計等資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、それぞれ議会に報告するものであります。

次に、報告第11号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてであります。

本件は、小山町営住宅家賃管理条例に基づき、町営住宅の家賃に係る債権を放棄したため、同条例の規定により報告するものであります。

次に、同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本件は、本年9月30日をもって任期満了となります委員の選任について、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第58号 財産の取得についてであります。

本案は、小山町消防団第1分団消防ポンプ自動車の取得について、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第59号 町有地の処分についてであります。

本案は、足柄サービスエリア周辺地区宿泊施設整備事業の事業用地売却について、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号 町道路線の廃止についてであります。

本案は、北郷北部地区圃場整備事業完了に伴う事業区域内道路の再編によるもので、30路線の町道を廃止するものであります。

次に、議案第61号 町道路線の変更についてであります。

本案は、北郷北部地区圃場整備事業により再編された11路線の町道を変更するものであります。

次に、議案第62号 町道路線の認定についてであります。

本案は、用沢地内のきたごう保育園跡地宅地分譲に伴い、事業者からの寄附を受けた道路を認

定する1路線と、北郷北部地区圃場整備事業完了に伴い、事業者から引き継ぎを受けた26路線、全27路線の道路を認定するものであります。

次に、議案第63号 小山町青少年問題協議会設置条例の制定についてであります。

本案は、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に必要な事項を調査・審議するとともに、関係行政機関との連携を図ることを規定した地方青少年問題協議会法の規定に基づき設置する小山町青少年問題協議会について必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第64号 小山町税条例の一部を改正する条例について及び議案第65号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

2議案とも所得税法等の一部を改正する法律の公布などに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第66号から議案第74号までについては、一般会計のほか8つの特別会計の補正予算であります。

はじめに、議案第66号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ8億5,506万1,000円を追加し、歳入歳出総額を104億5,935万9,000円とするとともに、繰越明許費の設定、継続費及び地方債を補正するものであります。

次に、議案第67号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1億2,519万1,000円を追加し、歳入歳出総額を24億1,305万3,000円とするものであります。

次に、議案第68号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ62万7,000円を追加し、歳入歳出総額を483万3,000円とするものであります。

次に、議案第69号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成27年度決算により、歳入の繰越金を42万4,000円増額するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を2億712万4,000円とするものであります。

次に、議案第70号 平成28年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成27年度決算により、歳入の繰越金を174万1,000円増額し、一般会計繰入金を174万1,000円減額するものであります。

次に、議案第71号 平成28年度小山町土地取得特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1億円を追加し、歳入歳出総額を1億257万5,000円とす

るものであります。

次に、議案第72号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ4,375万9,000円を追加し、歳入歳出総額を17億7,375万9,000円とするものであります。

次に、議案第73号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ1,835万3,000円を減額し、歳入歳出総額を3億2,881万8,000円とするものであります。

次に、議案第74号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成27年度決算により、歳入の繰越金を8万7,000円増額し、一般会計繰入金を8万7,000円減額するものであります。

次に、認定第1号から認定第9号までと議案第75号の平成27年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算の10件について御説明を申し上げます。

はじめに、認定第1号 平成27年度小山町一般会計歳入歳出決算についてであります。

お手元の主要な施策の成果と予算執行状況報告書の2ページをお開きください。

平成27年度一般会計の決算額は、歳入総額104億124万3,000円で、前年度対比12.3%の増、歳出総額99億2,762万5,000円で、12.9%の増となり、歳入歳出差引額は4億7,361万8,000円となりました。この差引額には、町道3975号線道路整備事業（一色工区）の通次繰越の充当財源、防犯カメラ設置ほか15件の繰越明許費の充当財源、石沢排水路敷地購入ほか5件の事故繰越の充当財源、合わせて1億2,966万7,000円が含まれており、これら翌年度に繰り越すべき財源を差し引きすると3億4,395万1,000円が実質収支額となり、繰越金となりました。これから前年度の実質収支額1億9,128万7,000円を差し引いた単年度収支額では1億5,266万4,000円の黒字となりました。また、実質収支額を標準財政規模53億1,828万5,000円で除した実質収支比率は、6.5%となりました。歳入歳出増額の主な要因は、ふるさと寄附金による歳入の増と、寄附金をいただいていた方へ小山町をPRするふるさと振興事業費を行ったことによるものであります。

歳入について前年度と比較すると、全体で11億4,126万9,000円増加しました。増加したものは、ふるさと寄附金の増加による寄付金が7億9,042万7,000円の増、地方交付税が2億416万9,000円の増、地方消費税率の改正による地方消費税交付金が1億6,313万2,000円の増が主なものであります。

一方、減少したものは、基金からの繰入金が1億1,944万8,000円の減、町債が7,480万円の減、固定資産税の評価替に伴い町税が6,102万5,000円の減が主なものであります。

歳出について前年度と比較すると、全体で11億3,491万1,000円の増加となりました。目的別の

主なものは、総務費が町のPRを行うふるさと振興事業や財政調整基金の積み立てなどにより12億2,660万9,000円、民生費が健康福祉会館改修事業により4億9,287万7,000円の増となりました。

一方、減少した主なものは、生涯学習施設改修事業が終了したことから、教育費が4億2,174万5,000円の減、衛生費では、ごみ処理施設がRDFセンターから富士山エコパークに変わったことによる負担金の減により8,564万円の減、農林水産業費で雪害被災農業者向け経営体育成支援事業助成金が無くなったことから8,635万3,000円の減となりました。

また、性質別に見ると、義務的経費が35億9,910万1,000円で全体の36.2%、投資的経費が15億5,783万5,000円で全体の15.7%となりました。なお、義務的経費のうち人件費は18億2,621万円で、前年度対比で2,350万3,000円の増、扶助費が8億7,592万2,000円で、前年度対比575万7,000円の減、公債費は8億9,696万9,000円で、対前年度比1,904万9,000円の減となりました。投資的経費では、災害復旧事業費が877万6,000円で、前年度対比747万9,000円の増となり、普通建設事業費は15億4,905万9,000円で前年度対比1億8,328万9,000円の減となりました。

我が国の経済は、アベノミクスの取り組みの下、緩やかな回復基調が続いておりますが、他方で、世界経済のリスクの高まりや国内需要に力強さが欠けていることを背景に、一部に弱さも見られております。英国のEU離脱が国民投票で支持されるなど、世界経済の様々なリスクや、国内では個人消費や設備投資が力強さを欠くなど、経済の所得面から支出面への波及には遅れが見られますが、こうしたリスクを乗り越え、経済の好循環を確立していく取り組みが進んでおります。

小山町においては、歳入の根幹である町税が引き続き減少しましたが、ふるさと寄附金の増加もあり、健康福祉会館改修や町道整備事業に取り組むとともに、平成22年度の災害で枯渇した財政調整基金への積立を行い、持続可能な財政運営に取り組んできました。また、小山町版内陸のフロンティアを拓く取組として、三来拠点地区の足柄スマートインターチェンジアクセス道路測量業務等、新しいまちづくりに取り組み、金太郎のような元気な町まちを目指すとともに、財源の有効的な活用、効率的な事業の執行にも努めてまいりました。

以上、平成27年度一般会計の決算の概要を説明いたしましたが、その細部につきましては、お手元の主要な施策の成果を御参照ください。

次に、認定第2号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は23億9,904万9,000円で、前年度に比べ2億7,032万円の増であります。

歳出総額は21億4,585万6,000円で、前年度に比べ1億9,614万9,000円の増であります。

本会計の実質収支額は2億5,319万3,000円であります。

次に、認定第3号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は740万3,000円、歳出総額は729万2,000円となりました。

次に、認定第4号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1億9,245万2,000円で、前年度に比べ60万6,000円の増、歳出総額は1億9,172万8,000円で、前年度に比べ9万9,000円の増、実質収支額は72万4,000円であります。

次に、認定第5号 平成27年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1億9,866万4,000円、歳出総額は1億9,392万2,000円で、実質収支額は474万2,000円であります。

次に、認定第6号 平成27年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額、歳出総額とも33万3,000円であります。

次に、認定第7号 平成27年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は17億4,319万7,000円で、前年度に比べ179万6,000円の減、歳出総額は16億6,696万9,000円で、前年度に比べ3,624万4,000円の増、実質収支額は7,622万8,000円であります。

次に、認定第8号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は2億1,689万3,000円、歳出総額は2億1,474万円で、これから翌年度に繰り越すべき財源3万6,000円を差し引いた実質収支額は211万7,000円であります。

次に、認定第9号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は479万9,000円、歳出総額は421万1,000円で、実質収支額は58万8,000円であります。

次に、別冊になっております決算書の議案第75号 平成27年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

収益的収入及び支出の水道事業収益3億2,400万3,000円に対し、水道事業費用は2億5,887万9,000円となり、当年度の純利益は5,686万円であります。

また、資本的収入及び支出は、収入額が2,233万6,000円に対し、支出額は1億3,293万4,000円となりました。

なお、純利益につきましては、その処分案により処分をお諮りするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました32議案につきましてはの提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、議案第69号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第70号 平成28年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第74号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）を除きまして、関係部長及び危機管理監からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

また、認定第6号を除きまして、認定第1号から認定第9号までの平成27年度歳入歳出決算及び議案第75号 平成27年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきましては、9月5日の決算補足説明において関係部長及び危機管理監からそれぞれ説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

日程第4 報告第8号 平成27年度小山町一般会計予算継続費精算報告書について

○議長（米山千晴君） 日程第4 報告第8号 平成27年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてを議題といたします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第8号 平成27年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。

本件は、平成25年度から平成27年度までの3か年にわたる継続費を設定し、実施いたしました町道3975号線橋梁及び道路整備事業についてであります。

総額7億7,572万5,891円を支出して、継続事業が完了し、決算しましたことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により調製いたしました報告書を提出するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終了しました。

本報告は、地方自治法施行令第145条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第5 報告第9号 平成27年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第5 報告第9号 平成27年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第9号 平成27年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてであります。

平成27年度の小山町の健全化判断比率についてであります。算定した基礎数値及び4指標について、7月28日に監査委員の審査を受けたところであります。

健全化判断比率に対する監査の審査意見につきましては、決算審査意見書の中に示されているとおりであり、代表監査委員から平成27年度決算審査の意見と併せて報告がございますので、御承知おきください。

それでは、財政指標のうち、はじめに実質赤字比率についてであります。

一般会計と育英奨学資金特別会計、そして土地取得特別会計を合わせた普通会計の歳入総額から歳出総額を差し引き、更に翌年度に繰り越す財源を差し引きますと、実質収支額が算出されます。その実質収支額が赤字の場合に、地方公共団体の標準的な収入の規模を示す標準財政規模に対しまして何%であるかを示すものが、実質赤字比率であります。

平成27年度の小山町の標準財政規模は53億1,828万5,000円でありましたが、平成27年度の実質収支額は、育英奨学資金特別会計、土地取得特別会計と合わせて3億4,406万2,000円の黒字でありますので、実質赤字比率は算定されないということになります。

次に、連結実質赤字比率についてであります。連結実質赤字比率は、先ほどの実質赤字比率の

対象となる普通会計に限らず町の全ての会計を対象とした実質収支額等の合計が赤字の場合、その赤字額の標準財政規模に対する割合であります。

平成27年度の実質収支額等の合計は10億6,016万2,000円の黒字でありましたので、連結実質赤字比率も算定されないということになります。

次に、実質公債費比率についてであります。この比率は、標準財政規模等に対する実質的な公債費相当額の割合を、平成25年度から27年度まで年度ごとに算出し、3年間の平均値を表したものであります。

この実質的な公債費相当額とは、各年度ごと支出している一般会計等の地方債の元利償還金のほかに、一般会計からの繰出金並びに出資金のうち、公債費に準ずるものと、債務負担行為や広域行政組合などの一部事務組合へ支出している負担金のうち、公債費に準ずるものの合計額から、それらに充てた特定財源等の額を差し引いたものであります。

本町の実質公債費比率は9.7%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っております。

最後に、将来負担比率についてであります。この比率は、標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合であります。この一般会計等が将来負担すべき実質的な負債とは、一般会計の地方債残高82億2,755万9,000円や、公営企業債等繰入見込額5億5,412万2,000円のほかに、一部事務組合や御殿場市・小山町土地開発公社などに関する負担見込額などを含めた、一般会計が負担するであろう負債の全体額から、町全体の基金残高11億9,620万円や、交付税に算入される公債費の見込額などを差し引いたものであります。

本町の将来負担比率は92.7%で、早期健全化基準の350.0%を下回っております。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第6 報告第10号 平成27年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第6 報告第10号 平成27年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第10号 平成27年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてであります。

本件は、先の報告第9号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、その年度の決算数値をもとに算定し、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ

公表することが義務づけられたことによるものであります。

この資金不足比率は、公営企業ごとに、資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのかを表す指標であります。

議案の裏面を御覧ください。本町の比率欄のとおり、対象となる4会計とも資金不足額は算定されませんでした。個々の会計の状況でございますが、下水道事業特別会計の実質収支額は474万2,000円の黒字であり、宅地造成事業特別会計の実質収支額は211万7,000円の黒字であります。したがって、資金不足比率は算定されないということになります。

次に、新産業集積エリア造成事業特別会計の実質収支額は58万8,000円の黒字となっておりますので、先ほどの2会計と同様に、資金不足比率は算定されないことになります。

最後に、水道事業会計の資金不足比率であります。水道事業会計の資金不足比率は、流動資産総額、貸倒引当金、翌年度へ繰り越すべき財源、流動負債総額、建設改良費等の財源に充てるための企業債、引当金をそれぞれ計算式に合わせて算出をいたします。その結果は3億8,062万5,011円の黒字となりました。したがって、資金不足比率は、先ほどの3会計と同様に算定されませんでした。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告ですので、御了承ください。

日程第7 報告第11号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第7 報告第11号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第11号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてであります。

本件は、町営住宅の家賃に係る債権を、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項の規定に基づき放棄をいたしましたので、同条例第11条第2項の規定により議会に報告するものであります。放棄した債権の件数は13件、金額は合計703万2,400円であります。その内訳は、表に記載してございますように、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項第1号に該当するものが1件、同条項第2号に該当するものが2件、同条項第3号に該当するものが1件、同条項第4号に該当するものが9件であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、小山町営住宅家賃管理条例第11条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第8 同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（米山千晴君） 日程第8 同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 9月定例会に提案いたします同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

現在、本町では固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、3人の委員による小山町固定資産評価審査委員会を設置しております。

この委員のうち、平成19年10月1日から委員をお願いしております梶 彰さんが9月30日で任期満了になります。

梶さんには、小山町職員時代に培った固定資産税に関する豊富な知識により、9年間の長きにわたり委員をお受けいただきましたが、今回、任期満了を機に委員を退かれるとの御意思でありましたので、梶さんの後任の委員として、小山町菅沼在住の湯山正敏さんを選任するものであります。

湯山さんは、小山町役場時代に税務課長を経験され、固定資産税の知識が豊富であり、人格、識見ともに優れた方ですので、新たに委員として選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は平成28年10月1日から平成31年9月30日までの3年間であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

なお、湯山さんの経歴につきましては、別紙の参考資料を御確認願います。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第3号は、これに同意することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、同意第3号は、これに同意することに決定しました。

日程第9 議案第58号 財産の取得について

「小山町消防団第1分団消防ポンプ自動車購入」

○議長(米山千晴君) 日程第9 議案第58号 財産の取得について「小山町消防団第1分団消防ポンプ自動車購入」を議題とします。

補足説明を求めます。危機管理監 岩田芳和君。

○危機管理監(岩田芳和君) 議案第58号 財産の取得についてであります。

本案は、平成28年度東富士演習場周辺消防施設設置助成事業により、消防ポンプ自動車を購入するものであります。

本事業は、小山町消防団第1分団の消防ポンプ自動車が平成13年2月に配備され、15年を経過し更新の時期を迎えていることから実施するものであります。

消防ポンプ自動車の仕様につきましては、消防専用シャシ(低床式)、エンジン性能は100馬力以上のディーゼルエンジン、10人乗りポンプ自動車で、可搬式ポンプを積載し、車両前部に電動ウインチ等を装備いたします。

入札は、去る7月26日、消防ポンプ製作メーカー6者による指名競争入札を執行したところ、株式会社畠山ポンプ製作所が2,060万円で落札決定し、消費税相当額164万8,000円を加え、2,224万8,000円で契約を締結するものであります。

また、納期につきましては、平成29年2月28日を予定しております。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第59号 町有地の処分について

○議長（米山千晴君） 日程第10 議案第59号 町有地の処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第59号 町有地の処分についてであります。

処分いたします土地は、足柄サービスエリア周辺地区（竹之下地区）宿泊施設整備事業の事業用地として売却するもので、小山町竹之下字大野原333番2外20筆、売却面積は1万2,360.43平方メートルであります。

契約の相手方は静岡市駿河区に所在する株式会社和栄1者で、売却価格は1億6,105万800円あります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（高畑博行君） ただいま提案されています議案第59号 町有地の処分について質疑を行います。

今回の町有地処分は、小山町所有の旧労働金庫研修所跡地の一部を株式会社和栄に1億6,100万円余で売却する案件です。この件については、8月16日に行われた全員協議会で、4項目について、私は質問させていただきました。しかし、当局答弁をもって全て納得できたものではありません。

この土地の売却に関しては、第2次の監査請求が出されているわけですが、つい2日前の8月29日に監査請求の代理人の弁護士4人の連名で執行停止の勧告を求める上申書が監査委員宛てに出されました。その上申書を読ませていただきましたが、その文面にも書かれているように、監査請求の結果が出るまで期間停止できないのかという趣旨の内容です。

本件不動産の取得自体が違法であるという立場をとる監査請求者は、違法性の継承の法理により、その後の不動産処分も違法となるという主張をしています。

町の監査委員は28日にこの上申書を受け取り、31日の今日までに結論を出すことは極めて困難な状況にあったと察します。

本件は裁判闘争に進む可能性が極めて高い土地の売買です。もし、この不動産の処分がなされれば、原状への復帰は著しく困難となる点は上申書の中にも記されています。

このような主張と動きがあっても、当局としてはこの議案のとおり粛々と進めていくつもりなのか、質問をさせていただきます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員の御質問にお答えしたいと思います。

上申書の件につきましては、承知はいたしております。今のお話のとおり、この件につきましては粛々と進めてまいります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（藺田豊造君） 議案第59号 町有地処分について質問いたします。

先に高畑議員がるる質問されましたので、私はあえてこの議案が訴訟に持ち込まれたとき、当局はどのような法的準備をしているのか、また、住民に迷惑がかからない勝訴の見込みがあるのか、法的根拠を示して、あるいは論理的根拠を示してお答えください。

次に質問します。平成27年3月13日に町長はこの物件の取得に対して、医療法人の方々と会った事実があるのかなのか。

3番目の質問をします。医療法人の方の録音に、会社の社長に頼まれたので行ってきたとあるが、これは事実か。また、この会社とは和栄を指すのかお答えください。

4番目の質問になります。プロポーザルの審査委員会のメンバー構成はどのようになっているのか。その審査結果だけが出され、その経過表、点数表などが出されていません。なぜでしょうか、御質問します。

5番目の質問をします。町有地処分については、町規約、契約規約の第5条に基づいて、相手方の信用度、調査が義務づけられております。どの程度の調査がなされたのか、役員の調査、財務内容、あるいは年間の売上、決算書の詳細などはどうなっているでしょうか、御質問します。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 藺田議員の質問に対して、3点お答えをさせていただきたいと思います。

1点目の訴訟になった場合の仮定の話でございますが、これはあくまでも仮定でございますので、お答えは控えさせていただきたいと思います。

それと、平成27年3月13日に町長は医療法人、これは青虎会を指していると思いますが、会った事実があるかということと、その次の質問の、医療法人の方の録音に、会社の社長に頼まれたので行ってきたとあることは事実かと。これについては、今、監査請求が出されて審査中でございますので、答弁は控えさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠藤正樹君） 藺田議員の4番目と5番目の質問にお答えをいたします。

4番目のプロポーザルの審査委員会のメンバー構成はどのようになっているのか、結果発表のみで経過、点数の発表がないということにつきましては、審査委員会でございますが、審査委員会設置要領を制定して、あらかじめ町のホームページで公表してございます。また、その構成は、委員長に学識経験者、これは小山町の行政アドバイザーでございますが、お迎えして、以下、統括、特命の両副町長、それから理事、企画総務部長、経済建設部長、まちづくり専門監の計7名でございます。

先ほど申し上げた同要領の第7、第2項の規定によりまして、委員会は非公開となっております。

ます。また、企画提案募集要項も制定してございまして、おなじくホームページで公開をしております。この要項の11ページ、第6項、審査結果の公表、審査結果につきましては、その概要を公表するとしておりまして、既に事業予定者としてホームページ、概要ですね、これを掲載しております。

5番目です。町有地の処分については、相手方の信用度の調査が義務づけられている。どの程度の調査がなされたのか。役員、財務内容、年間の売上、決算ということでございます。これは、小山町契約規則第5条第1項第4号、契約者の信用状態を的確に把握することということを目指していると思われかもしれませんが、あらかじめ公表させていただきました企画提案書作成要領及び先ほど申し上げた募集要項によりまして、納税証明書、直近の3か年分、それから法人概要、会社概要ですね、それから事業実績、財務諸表記載の決算書類、連結ベース直近の3か年分、税務申告書の表紙、税務署の受付印を押したものの、最近の3か年分、印鑑証明書、商業法人登記簿謄本の提出を義務つけてございます。これらを審査委員会の開催までに全て調査をして委員に報告済みでございます。

株式会社和栄は昭和50年4月に会社を設立して、ホテル、レストラン、結婚式場、駐車場の管理、不動産の売買管理、旅行あっせんに関する業務を行っております。資本金は1億円で、役員は6人、これらの情報は商業法人登記簿に記載がございました。その他は非公開事項でございます。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（藺田豊造君） 第1番目の質疑についてもう一度お尋ねします。

却下した後については想定しないとの答弁があるが、却下後、当然想定をしておるべきだと思います。なぜならば、これが多大なる町民に御迷惑がかかる、私はそのように感じます。ですから、当然却下した後、法的論拠を持って、あるいは根拠を持って、これにて却下ができる、あるいはこれにて裁判に勝てるという論拠が、私はあつてしかるべきだと思います。当局にそれがあのかないのか、もう一度お尋ねします。

さらに、5番目の町有地処分についてもう一度お尋ねします。町内には中国企業の進出が見られます。現にわさび平においても中国系のホテル業者が進出するではないかと言われております。今議題になっているところは町有地であります。そうしたことが、あるいはそうした転売目的があるのかないのか、そしてこれをとめる方策をどのようにしているのか、当局のお答えをお願いいたします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 藺田議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほど申したとおり、今、監査委員さんが審査をしているということでありますので、答弁は

差し控えさせていただきますと重ねて申し上げます。

また、あと、2番目の質問でございますが、これについては今回の議案とちょっと違うようでもありますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。5番 藪田豊造君。

○5番（藪田豊造君） 私は、今議会に提出されました議案第59号 町有地の処分について反対いたします。

今議題になっている場所は、足柄にある旧労働金庫研修所跡地の一部売却であります。昨年10月16日に臨時議会において、この取得は議決、可決されました。町はこのときに、メディカルツーリズムを含む医療法人の介護士あるいはその養成をするという目的、また、同地にはホテル業者が進出するというを議題として挙げておりました。そのために、議案は可決されました。

しかしながら、この議案は当初から御殿場市に拠点を持つ医療法人の間において、当地の売却話が9分9厘進んでいた話でございます。平成27年、すなわち昨年3月13日に売買の話が進んでいることを、医療法人と労働金庫の関係者とで町長に、このことについて挨拶、報告に行っております。

この事実関係は一方的でありますので、大変に誤解を招くかと思えますけれども、私はこれは複数の証言者がいて、このことは正しいことだと私は信じております。そのとき町長は、民民でやることに町は口は出さないよと言われたとあります。先ほど、これからのことに関わるので答弁は控えさせていただきますということですが、現実には、私はこのことがあったんじゃないかと確信しております。

その後、4月になって今議会で議題となっているホテル業者により、町長自らが全国労金に買取依頼に行ったとあります。確かに町長の立場として町の発展、また理想的姿がどうあるべきかということを常に考えておられると思います。そうした政治哲学、昨年6月に聞いたところ、しっかりと自分自身の理想を聞くことができませんでした。

そうした危惧が証明するがごとく、町長自身が平成27年5月に労働金庫へ出向いていったことが反訳書、反対の反に訳と書いて反訳書、ということによって明らかになっています。何ゆえに当該業者が自ら出向く、そういうことを進めなかったのか、そうした指導はされなかったのか。とても残念でなりません。

こうした事実が町民に知れ渡るのは、燎原の火のごとくでございます。ますます町政への信頼感を失うことは必定であります。

私達議会はこうした事実も知らずに、同年10月臨時議会において、町有地取得という名目、同

地2万6,000平米の購入を可決させました。

さらに、購入するのは町有地であります。確かに売り先を決めてから購入するというやり方は賢明なやり方かもしれませんが、あくまで町有地であります。町民の福利向上を願って売却するのは当然のこと、その希望が幾つあっても良いことです。その後、町も気づいたことか、PFIあるいはそういった公募に踏み切りました。これも後づけに過ぎませんと、私は断言します。

二、三の応募があったといいます。しかしながら、現在の和栄しか残らなかったということでもあります。こういう言い方は不適切かもしれませんが、通称天の声、よほどの企業、あるいは法人でなければ参加しようなどと考えないのは、私は理路当然だと思っています。

私も足柄の人間であります。地区の発展にさおさす考えなど毛ほどもありません。常に心に砕いているのは、地域の皆様といかに進出企業が共存共栄できるかという、その1点であります。

話は変わりますが、小山町職員は、任用されたときに次のような宣誓書を読まされるそうです。その内容を御披露いたします。

宣誓書、私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。その後……

○議長（米山千晴君） 菌田議員、小山町の職員の関係は、今のこの……

○5番（菌田豊造君） 後から聞いてください。

○議長（米山千晴君） いやいや。

○5番（菌田豊造君） しっかり聞いてください。

○議長（米山千晴君） 反対の……

○5番（菌田豊造君） 反対の討論に……

○議長（米山千晴君） 討論していますよね。その趣旨が、今、あなたがしゃべったわけでございますけど、ここで職員に任用されたときと、そういう関係ないじゃないですか。

○5番（菌田豊造君） 関係あります。次を聞いてください。

○議長（米山千晴君） 関係ないから、これは今、ここで議案として上がっているものに対して反対の意見を述べているわけですね。

○5番（菌田豊造君） じゃ、次を聞けば分かります。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、体するというか、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者、これは大切なことです。全体の奉仕者として誠実かつ公正に服務を実行することを固く誓います。

これが職員として採用されたときの宣誓書です。

今議会に出された議案は、町の発展につながるかもしれませんが、しかしながら、「そんなこと分らないじゃん」と呼ぶ者あり）分らないという意見も多いと思うよ。実際に、そうだと思うよ。しかしながら、私達町民にはどこそかの県議の話を書くなどという義務はありません。

町民の平穩な日々の暮らしに波風を立てるものであるとし、正当なものへの進出を妨げる第一原因だということは否めません。

まして今回の売却価格は6,000万円で購入したものを1億6,000万円で売るというのではなく、その半分のものを1億6,000万円で売るということです。5倍強であります。まさに町が———をしているというそりを免れることは、私はできないと思っています。

以上、るる述べてまいりましたが、まず第1に、町民をはじめ、内外あるいは行政また町政に対しても大いに不信感を抱かせてしまっていること。第2に、土地購入の際に明白なるビジョンがなかったこと。第3に、町内にまだホテル進出計画があり、どのような企業の先行きになるか、不安が残ること。ちなみに、今日まで、先ほど申されましたが、私達は和栄の顔さえ知りません。その状態で議決するのは余りにも無責任、無謀であると言わざるを得ません。どこに我々議会の、その責任の痛みを感じることができるのでしょうか。私達には、その担保するものがない、そのように私は感じております。第4に、売却値段であります。買ったときの5倍強、町たるものがこの根拠を明白にしていない。高く売れることは良いことだという反面、町が———をしている、そういったマイナスイメージの方が、これからも大きな政治不信につながり、私は大変にこれが後の尾を引くではないかと思っています。

第5に、この件につき監査請求が出されているということです。町長は粛々と進めると先ほど言いましたが、却下ありきでもって進めるということではないでしょうか。町民の疑念、疑惑に真摯に応えてこそ、私は民主主義であると常日頃から考えています。

政治とは何かということを考えておりますときに、私は自分のことで申しわけありませんが、追求するものは民主主義政治であります。その上で言えることは、いかに公開制に耐え得るかということでもあります。その根本たるものは、公平と公正であります。みんなのまなざしに耐え得るものを、そうしたことが民主政治の基本ではないでしょうか。

私達の責任は、こうしたことを自分自身に身につけることではないでしょうか。

○8番(梶 繁美君) 議長、議会運営のことについて発言があります。採択していただけますか。

ただいま反対討論をやっておりますけど、あくまでこれ、町長政治姿勢でのことであって、議案に対する反対討論じゃないと思う。もしそういうことを調査するなら、特別委員会なり設置して、事実関係をしっかりして、その中で論ずるべきだと思います。ここの反対討論に、今、趣旨が合っていない、私はそう感じますので、議長の方で、議会運営についてももう少し考えていただけることができるでしょうか、お願いします。

○議長(米山千晴君) 承知いたしました。

藪田議員、発言は議長の指示があってからしてください。

今の梶 繁美議員からもございましたとおり、その一部においては不穏当な発言と思われるので、それは再度、後日、そういう委員会を設けてしていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。そのようにさせていただきますでしょうか。

○5番（藺田豊造君） 私は今の発言は、私に対する言論の封じ方だと。あくまで民主主義の言論は、議会であってしかるべきだと思っています。（「もっと議案に対して忠実にやってくださいよ」と呼ぶ者あり）私は議案に対して忠実ですよ。

○議長（米山千晴君） 藺田議員、発言を中止してください。

○5番（藺田豊造君） じゃ、向こうのやつも中止してくださいよ。

○議長（米山千晴君） 今、だけど、あなたが言っていることは議案に対する話から逸脱しております。

○5番（藺田豊造君） どこが逸脱しているんだ、どこが。

○議長（米山千晴君） 逸脱しておりますので、いいですね、この後、議会運営委員会を開きますので、そちらでちょっと調査させていただきます。

それから、あなたの言いました、町は————等々の不適切な発言がございました。この発言等は取り消していただきたいと議長から申し入れますが、いかがでしょうか。

○5番（藺田豊造君） 受けとめられないって言ってるんだよ、私は。受けとめられないって言うてんの。

○議長（米山千晴君） 言い方も何も不適切な発言だと私は感じております。よって、ただいまの質問の中における藺田君の発言につきまして、後日会議録を調査し、不穏当発言があった場合には善処させていただきます。

暫時休憩といたします。

午前11時55分 休憩

午後0時13分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（藺田豊造君） 議運でいろいろありましたので、また御迷惑かけたこと、大変に心苦しく思っています。

先ほどの続きを、私は討論させていただきます。

先ほど、私は民主主義とは、しっかりと公開制に耐え得る、皆様のまなざしに耐え得るということを書いてまいりました。私達の責任は、こういうことを自分自身にしっかりと身につけることではないでしょうか。

地域と社会とのはざまにおいて、私達は常に葛藤しています。私とてやぶさかではありません。私は、足柄地区の住民であります。この案に対しても足柄地区の住民も賛否両論あります。しかし、このやり方について、眉をひそめる方も多くいることを皆さんは御承知おきください。

そもそも町有地の購入、または売却などというのは、本来公益性があるかないかということがしっかりと問われるべきではないでしょうか。今ある町の行為は、民間活力を著しく阻害していると同時に、町民の方に向いているとは必ずしも思っておりません。

もう一度議会の皆様の賢明なる判断を仰ぎ、そうされることを希望し、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

○3番（鈴木 豊君） 私は議案第59号 町有地の処分について、賛成の立場からその討論を行います。

そもそも当該地は全国労働金庫協会所有の富士研修センターの跡地の一部であります。旧施設は昭和46年の開設以来、広く全国からの一般客の需要に応え、研修・保養施設としての役割を担ってまいりました。本町にとっても地域住民の利用に御配慮いただいた貴重な宿泊施設であったことや、世界文化遺産富士山の眺望、東名高速道路足柄バスストップの隣接に位置すること、足柄サービスエリアのスマートインターチェンジなど、地理的優位性を備えております。

現在、国内外の様々な都市から年間約415万人が本町を訪問していただいております。また、昨年は海外から11万人を超える旅行者が本町内の宿泊施設に宿泊していると聞いております。観光産業の事業者にとって、その対応が急務となっています。

現在、本町では宿泊のキャパシティーが不足しており、施設の充実、サービス力の向上、バリエーションの拡大等の要望が各所より聞こえています。また、今回の事業地は、静岡県内陸フロントエリア推進区域に指定されている足柄サービスエリア周辺地区内に位置しており、豊かな自然環境や優れた交通利便性を活かした交流の場の創出が求められております。

こうしたことから、小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略にも平成31年度を目途として国際観光整備法第3条に規定する国際観光ホテルを4施設誘致することが掲げられています。

こうしたことから、町ではこれからの本町の観光を先導する滞在型観光交流拠点としての宿泊施設を創出していただく民間事業者を選定するため、6月下旬から企画提案公募事業を開始し、厳正なる審査の結果、事業予定者を選定したわけであります。

ここから民間事業者が有するノウハウと財政力を最大限に活用し、観光客が満足する良質な宿泊施設を創出していただくようではありませんか。そのためにも事業予定者に一刻も早く土地を御購入いただき、小山町の誇りとなるよう、宿泊施設と地域貢献を期待しようではありませんか。

以上で、私の賛成討論といたします。議員の皆様の賛成をよろしくお願いいたします。

○議長（米山千晴君） ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立多数。したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第60号 町道路線の廃止について

○議長（米山千晴君） 日程第11 議案第60号 町道路線の廃止についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第60号 町道路線の廃止についてであります。

本案は、道路法第10条第1項の規定に基づく町道の廃止であります。

廃止する路線は、静岡県による北郷北部地区圃場整備事業が完了し、公共の用に供することがなくなった既存路線を廃止するものであります。

内訳は、上野地内18路線、中日向地内6路線、大御神地内6路線の計30路線の廃止であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第61号 町道路線の変更について

○議長（米山千晴君） 日程第12 議案第61号 町道路線の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第61号 町道路線の変更についてであります。

本案は、道路法第10条第2項の規定に基づく町道の変更であります。

変更する路線は、静岡県による北郷北部地区圃場整備事業により整備された既存町道の起終点及び幅員の変更をするものであります。

内訳は、上野地内7路線、中日向地内3路線、大御神地内1路線の計11路線を変更するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第62号 町道路線の認定について

○議長（米山千晴君） 日程第13 議案第62号 町道路線の認定についてを議題とします。
補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第62号 町道路線の認定についてであります。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づく町道の認定であります。

はじめに、町道5021号線についてであります。

この路線は、用沢地内のきたごう保育園跡地において、民間事業者が施工しました宅地造成事業が平成28年7月1日に完了し、事業者が区域内に設置した道路について、都市計画法第40条第2項の規定により帰属を受けたので認定するものであります。

次に、町道5022号線外25路線についてであります。

これらの路線は、静岡県による北郷北部地区圃場整備事業が完了し、本年4月1日付で町が引き継ぎを受けた事業地内道路を認定するものであります。

内訳は、上野地内14路線、中日向地内5路線、大御神地内7路線の計26路線の認定であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第63号 小山町青少年問題協議会設置条例の制定について

○議長（米山千晴君） 日程第14 議案第63号 小山町青少年問題協議会設置条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 田代順泰君。

○教育部長（田代順泰君） 議案第63号 小山町青少年問題協議会設置条例の制定についてであります。

本案は、地方青少年問題協議会法の規定に基づき設置する小山町青少年問題協議会について必要な事項を定めるものであります。

条例案を御覧ください。この条例は9か条からなっており、第1条から第4条では設置、所掌事務、組織、委員の任期を規定しております。第5条から第9条では守秘義務、会長及び副会長、会議、庶務、委任を規定しております。

裏面の附則を御覧ください。附則第2項では、従来、行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求める場として規則で設けていた小山町青少年問題協議会の委員をそのままこの条例上の委員とする経過規程を規定しております。

なお、本条例は公布の日からの施行となります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第64号 小山町税条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第15 議案第64号 小山町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第64号 小山町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、同法第8条により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、施行されることに伴い、小山町税条例の一部を改正するものであります。

これに伴い、改正後の町税条例附則第21条の2の規定は、この条例の施行の日の属する年の翌年1月1日以後に支払いを受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等、または同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等、もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の町民税について適用するものであります。

なお、施行日は平成29年1月1日であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第65号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第16 議案第65号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 議案第65号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、議案第64号 小山町税条例の一部を改正する条例と同様に、所得税法等の一部を改正する法律の公布などに伴い、小山町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

内容は、国民健康保険税の算定に用いる総所得金額に、町県民税で分離課税されることになった特例適用利子等の額などを含めることとするものであります。

この条例による改正後の小山町国民健康保険税条例の規定は、平成29年1月1日以後に支払いを受けるべき特例適用利子等、または特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用するもので、平成30年度分として課税される国民健康保険税から算入するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

ここで10分間休憩をいたします。

午後0時32分 休憩

午後0時42分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第66号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第17 議案第66号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第66号 小山町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8億5,506万1,000円を追加し、予算の総額を104億5,935万9,000円とするとともに、繰越明許費の設定、継続費及び地方債の補正をするものであります。

はじめに、6ページの継続費の補正は1事業を追加するものであります。

追加する町道3975号線外1道路整備事業（用沢工区）は、中日本高速道路株式会社東京支社との間に協定の締結を結ぶ必要があることから、平成28年度から平成32年度までの5か年で、総額3億6,160万6,000円の継続費の設定をお願いするものであります。

次に、7ページの繰越明許費であります。

土木費、道路橋梁費の防衛施設道路整備事業は、国庫補助金が2か年の国庫債務負担となったことから、平成29年度補助金分の事業費を繰り越しできるようにするものであります。

次に、8ページの地方債の補正であります。

東名足柄サービスエリア周辺道路整備事業債から都市計画道路整備事業債につきましては、県との協議の結果、限度額を変更するものであります。

臨時財政対策債につきましては、7月に決定いたしました発行可能額に合わせて限度額を増額するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

はじめに、10款1項1目地方特例交付金を68万5,000円増額、11款1項1目地方交付税を1億1,089万5,000円増額いたしますのは、7月26日に平成28年度普通交付税大綱が閣議に報告されるとともに、地方特例交付金と普通交付税の交付額が決定されたことによるものであります。

普通交付税におきましては、昨年度と同様、基準財政需要額が基準財政収入額を上回ったため、普通交付税が交付されるものであります。

なお、基準財政収入額を基準財政需要額で除した単年度の財政力指数は、0.914で、昨年度の0.916から0.002ポイント減少したところであります。

次に、11ページの15款1項1目民生費国庫負担金を1,476万4,000円増額いたしますのは、施設

型及び地域型給付扶助費と認定こども園菜の花施設型給付扶助費の増加見込みに対しまして、増加する負担金を見込むものであります。

次に、同じく2項5目土木費国庫補助金を1億594万8,000円増額いたしますのは、東名足柄インターチェンジアクセス道路等に対する社会資本整備総合交付金を内示額に合わせて増額する1億565万5,000円が主なものであります。

次に、12ページにかけまして、同じく9目特定防衛施設周辺整備調整交付金を1億1,200万円増額いたしますのは、今年度実施予定の沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練分散実施に伴いますSACO分の交付見込み額を増額するものであります。

次に、16款1項1目民生費県負担金を738万2,000円増額いたしますのは、先ほどの国庫負担金と同様に施設型及び地域型給付扶助費と認定こども園菜の花施設型給付扶助費の増加見込みに対しての交付金を見込むためのものであります。

次に、13ページから14ページにかけまして、17款2項1目不動産売払収入を1億6,529万6,000円増額いたしますのは、旧労働金庫研修所グラウンド跡地の売払収入を見込むものであります。

次に、18款1項7目土木費寄附金を834万4,000円計上いたしますのは、町道1550号線改良工事及び町道3866号線舗装工事に対しまして寄附を受けるものであります。

次に、19款1項2目介護保険特別会計繰入金を1,078万3,000円増額いたしますのは、介護保険特別会計補正予算（第1号）に伴うもので、平成27年度決算に伴う精算額であります。

次に、15ページにかけまして、同じく2項1目東富士演習場関連特定事業基金繰入金を6,000万円増額いたしますのは、今年度の特定事業への充当額を増額するものであります。

次に、同じく2目須走地域振興事業基金繰入金を1,290万円増額いたしますのは、町道富士学校線街路灯設置工事の財源として繰り入れをするものであります。

次に、同じく4目財政調整基金繰入金を1,320万円増額いたしますのは、須走高原会内の町道整備測量設計業務委託の財源に充てるため繰り入れをするものであります。

次に、20款1項1目繰越金を2億4,395万1,000円増額いたしますのは、平成27年度の決算により実質収支額が確定したことによるものであります。

次に、16ページから17ページにかけまして、22款1項3目土木債を9,100万円減額いたしますのは、県との協議の結果によるものであります。

同じく6目臨時財政対策債を6,600万円増額いたしますのは、普通交付税の交付額とともに決定されました発行可能額に合わせて増額するものであります。

次に、歳出予算の主なものにつきまして、18ページから御説明いたします。

2款1項1目一般管理費のうち説明欄（1）職員人件費を1,080万円増額いたしますのは、人事異動等に伴い生じる職員人件費の補正につきましては、通常、給与改定等と同時に12月議会上程する補正予算において一括計上しているところではありますが、12月までに予算に不足が生じるところがあるため、この一般管理費のほか16の科目において調整をするものであります。

次に、19ページにかけまして、2款1項4目財産管理費のうち、説明欄（3）基金管理費を2億1,810万1,000円増額いたしますのは、防衛9条交付金を保育園の運営に関する事業などのソフト事業に充てるため、東富士演習場関連特定事業基金へ積み立てる1億1,310万円と総合計画を計画的に推進していくため基金に積み立てる1億円及び足柄駅周辺整備事業基金への積立金500万円が主なものであります。

次に、同じく説明欄（4）庁舎管理費を517万2,000円増額いたしますのは、本庁舎の空調設備を修繕する492万5,000円が主なものであります。

次に、20ページの同じく5目支所及びコミュニティ供用施設管理費のうち説明欄（3）北郷支所管理費を531万3,000円増額いたしますのは、北郷支所庁舎の耐震診断を委託する経費であります。

次に、21ページの同じく7目電算管理費のうち説明欄（3）社会保障・税番号制度に係る整備費を752万1,000円増額いたしますのは、庁舎内インターネット環境のセキュリティ強化のための委託料であります。

次に、同じく10目土地開発基金費のうち説明欄（2）土地開発基金費を1億円計上いたしますのは、土地取得特別会計を通じて土地開発基金において用地の先行取得を行うための繰出金であります。

次に、22ページの同じく7項3目企業立地推進費のうち説明欄（2）企業立地振興費を7,261万2,000円増額いたしますのは、湯船原地区のロジスティックターミナルアクセス道路用地物件補償調査、不動産鑑定評価業務や足柄スマートインターチェンジアクセス道路工事に伴う支障立木伐採及び設計、用地調査業務等の三来拠点事業委託業務7,000万円が主なものであります。

次に、23ページの同じく5目広域行政組合管理費のうち説明欄（2）広域行政組合管理費を1,454万6,000円増額いたしますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算（第1号）に伴うものであり、平成27年度決算に伴う負担金の精算とごみ処理施設建設基金に積立を行うものであります。

次に、26ページの3款3項3目保育園費のうち説明欄（2）保育園管理運営費を821万5,000円増額いたしますのは、町外の私立保育園等の利用者の増加による施設型及び地域型給付扶助費の増額が主なものであります。

次に、同じく説明欄（5）民間保育所施設運営費を2,304万1,000円増額いたしますのは、認定こども園菜の花の通園児数が当初見込みより増加したことから、施設型給付扶助費を増額するものであります。

次に、28ページの4款3項2目塵芥処理費のうち説明欄（2）塵芥処理費を300万円増額いたしますのは、生土処分場の遮光シートを補修する修繕料であります。

次に、同じく説明欄（3）広域行政組合富士山エコパーク負担金を804万8,000円減額いたしますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算（第1号）の前年度決算に伴う負担金の精算

であります。

次に、29ページから30ページにかけて、5款1項5目土地改良事業費のうち説明欄(4)町単土地改良事業費を350万円増額いたしますのは、水漏れのため水路崩壊のおそれがある竹之下上堰用排水路の改修工事費であります。

次に、同じく2項2目林道費のうち説明欄(2)林道維持管理費を700万円増額いたしますのは、降雨により路面が洗掘された林道角取線の修繕費であります。

次に、31ページの6款2項1目観光費のうち説明欄(6)観光施設管理運営費を950万円増額いたしますのは、金時公園整備に向けた実施設計委託料であります。

次に、32ページの7款2項3目町道整備事業費のうち説明欄(2)町道整備事業費を1億3,637万4,000円増額いたしますのは、須走高原会内町道整備測量設計業務と道の駅「ふじおやま」拡張に伴う用地測量業務の委託料1,700万円と、町道富士学校線街路灯設置、町道4189号線舗装工事、町道1550号線及び町道1478号線道路改良工事の工事請負費3,000万円と、道の駅「ふじおやま」拡張のための用地費が主なものであります。

次に、同じく4目公共道路整備事業費のうち説明欄(5)東名足柄関連町道整備事業費を1億4,000万円増額いたしますのは、社会資本整備総合交付金の内示に合わせて事業費を増額するものであります。

次に、33ページの同じく5目防衛施設道路整備事業費のうち説明欄(2)防衛施設道路整備事業費を758万4,000円増額いたしますのは、防衛省からの内示に合わせて事業費を増額するものであります。

次に、35ページの8款1項1目常備消防費のうち説明欄(2)広域行政組合常備消防負担金を346万7,000円減額いたしますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算(第1号)に伴うものであり、前年度決算に伴う負担金の精算であります。

次に、同じく5目災害対策費のうち説明欄(2)地震対策費を363万3,000円増額いたしますのは、木造住宅の耐震化を図るため戸別訪問を行い、耐震診断、補強計画、補強工事等の制度の説明をするための経費と、防災ベッド購入に対する助成を新たに行う補助金が主なものであります。

次に、38ページの9款2項1目学校管理費のうち説明欄(5)小学校施設整備費を1,500万円増額いたしますのは、北郷小学校のプールを修繕するものが主なものであります。

次に、同じく3項1目学校管理費のうち説明欄(5)中学校施設整備費を754万円増額いたしますのは、北郷中学校の格技棟を改修する536万8,000円が主なものであります。

最後に、40ページの12款1項1目予備費を5,883万1,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（高畑博行君） 議案第66号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第2号）について質問をさせていただきます。

やや小さな点ではありますが、所属委員会以外の項目について、2点質問させていただきます。

最初は、歳出の部の25ページ3款2項1目19節説明欄（2）の19介護ロボット等導入支援事業特例交付金92万7,000円の詳細についてお聞かせ願います。

2点目は、38ページ9款2項1目並びに9款3項1目小学校、中学校の学校管理費に関してですけれども、ともに説明欄（5）の11小学校施設整備費の修繕費1,500万円の内容ですけれども、北郷小学校のプールの修繕ということですが、どのような問題点があって、どういう修理をするのかお聞きしたいと思います。

また、中学校に関しては説明欄同じ（5）の15中学校施設整備費の中学校整備事業536万8,000円は、北郷中学校の格技棟の改修ということですが、現状がどうで、どういうふうな改修をするのかというふうな点をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 高畑議員にお答えいたします。

25ページをお開きください。歳出3款2項1目19節説明欄19の介護ロボット等の導入支援事業特別交付金92万7,000円についてであります。

これは、国の補正予算による新たな補助事業として介護施設が重労働である介護業務の軽減を図るため、介護従事者が装着するマッスルスーツ1台を購入するものに対する補助であります。国の補助金の交付先が町になるため、補正予算書11ページの歳入15款2項2目民生費国庫補助金、4節説明欄1の介護ロボット等導入支援事業特別交付金を受け、同額を支出するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（小野正彦君） 高畑議員の御質問にお答えします。

38ページを御覧ください。小学校施設整備費の修繕料1,500万円は、北郷小学校のプール塗装にかかる経費でありまして、現在、北郷小学校のプールの塗装が剥がれておりまして、赤くなっている状態です。それに係る塗装と、プール周りの修繕、また、プールのトイレの改修にかかる経費を計上しております。

中学校施設整備費の中学校整備事業費536万8,000円は、北郷中学校の格技棟の改修で、主なものといたしまして、屋根の塗装、サッシオペレーターの工事、トイレの改修にかかる経費です。

以上です。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

○5番（藺田豊造君） 議案第66号 一般会計補正予算（第2号）について質問させていただきます。

す。

ページは19ページ、歳出の2款1項4目25節の積立金であります。説明欄25、これは足柄駅周辺整備事業の積立金であります。今後の使用目的、または具体的な計画がありましたら、御説明をお願いします。金額は500万円です。

また、歳出の21ページ、歳出2款1項10目28節繰出金、説明欄28、土地取得特別会計繰出金1億円であります。この件につきましては、明倫地区にある土地であるとの説明が先日なされました。計画している道路幅は9.75メートルとの答弁がありました。宅地造成についても説明がありました。今後、どのような宅地計画があるのか、面積等、その他規定があるのかどうか。あるいはまた、この間公民館等を造ったらどうかというような意見もありました。そのような考え方がありましたら、それも一緒にお答えください。

また、この道路についてですが、旧有線放送の下から明倫小学校までの今後の拡張工事はいかがになっているのでしょうか。併せて質問します。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 藺田議員の御質問の、足柄駅周辺整備事業基金積立金につきまして御回答いたします。

本積立金は、先に開かれました6月定例会において議決いただきました足柄駅周辺整備事業基金条例に基づく同基金へ積立を行うものであります。当該基金の目的は、条例に定めてありますとおり、足柄駅周辺の整備を行う事業の経費に充てるために積立を行うものであります。具体的には、駅の待合を兼ねた交流機能を持つ複合施設の建設等の計画を立てているところであります。

今後は、地元の足柄地区の区長様や関係者で組織されました検討委員会と十分協議、検討を行い、足柄地域及び町の発展にとってより良い施設等の整備が行えるよう進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○建設課長（高村良文君） 藺田議員にお答えします。

先に御質問ございました町道整備についてであります。町は現在の足柄三保線の西側に並行するように、幅員9.5メートルの町道整備を進めるべく、該当する地域や地権者の方々へ本年度より説明をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（湯山博一君） 先ほどの明倫地区の開発の構想、これからの計画ということでございますが、ただいま建設課長の説明にありましたように、まず一番基本的なインフラであります道路の整備が、まず最優先されると思います。そのような中、住居系の市外区域でありながら

宅地化が進んでいなかったあの地区におきまして、何らかの住居系の開発をしたいと。そこで、道路の開設をきっかけに地権者から買い取りの申し出がありましたので、あそこの地区の住宅系の開発にちょうどいいきっかけになると考えまして、先行取得を考えたところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第67号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第18 議案第67号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 議案第67号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億2,519万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億1,305万3,000円とするものであります。

はじめに、歳入から御説明いたします。

5ページをお開きください。

10款1項1目一般会計繰入金は、人事異動による正規職員の減員に対し、臨時職員を雇用するための賃金分を増額するものであります。

次に、11款1項1目療養給付費等交付金繰越金及び同2目その他繰越金は、平成27年度の決算剰余金として確定した2億5,319万3,000円から、地方自治法第233条の2により国民健康保険保険給付等基金に積み立てた4,000万円と、当初予算で見込んでおりました1,000円及び9,003万1,000円を除いた1億2,316万1,000円をそれぞれに分けて増額するものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

6ページを御覧ください。

上段の1款1項1目一般管理費の説明欄（2）一般管理費の7節臨時職員賃金を100万円増額しますのは、先ほど申し上げましたように人事異動による職員の減員に対し、臨時職員を雇用する

もので、予備費充用により対応しました上半期に続き、下半期も雇用していくものであります。

次に、その下の11款1項3目償還金、説明欄(2)償還金、23節国庫支出金超過交付金還付金を2,038万3,000円増額しますのは、一般被保険者に係る保険給付に対する平成27年度療養給付費等負担金等の実績報告に伴う精算で、国に返還する額について前年度繰越金等を財源として増額するものであります。

次に、同じページ下段から次の7ページにかけまして、12款1項1目予備費を1億380万8,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第68号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)

○議長(米山千晴君) 日程第19 議案第68号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 田代順泰君。

○教育部長(田代順泰君) 議案第68号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)についてであります。

補正予算書2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ62万7,000円を増額し、予算の総額を483万3,000円とするものであります。

5ページをお願いいたします。

はじめに、歳入についてであります。

3款1項1目基金繰入金を56万6,000円増額いたしますのは、後ほど説明いたしますが、繰越金や貸付金の増額などにより、基金からの繰り入れを増額するものであります。

その下、4款1項1目繰越金を6万1,000円増額しますのは、前年度の繰越金の確定に伴うものであります。

次に、6ページ歳出についてであります。1款1項1目貸付事業費を36万円増額しますのは、当初貸し付け見込み総人数が12人でありましたが、13人となったため、新規貸し付け者の大学生

1名分を増額するものであります。

その下、3款予備費を26万7,000円増額しますのは、今回の補正の歳入及び歳出の額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第69号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第20 議案第69号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第70号 平成28年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第21 議案第70号 平成28年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第22 議案第71号 平成28年度小山町土地取得特別会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第22 議案第71号 平成28年度小山町土地取得特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第71号 平成28年度小山町土地取得特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、土地取得特別会計を通じ、土地開発基金において造成用地及び町道用地を先行取得するためのものであります。

5ページを御覧ください。

歳入の1款2項1目一般会計繰入金を1億円増額いたしますのは、小山町菅沼字下谷戸552番地1外4筆、合計6,549平方メートルを先行取得するため、その財源を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、歳出です。

6ページを御覧ください。

2款1項1目財産購入費を1億円増額いたしますのは、歳入で説明いたしました当該土地を先行取得するための公有財産購入費であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第72号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第23 議案第72号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 議案第72号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1

号) についてであります。

1 ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,375万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億7,375万9,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

5 ページをお開きください。

上段の3款1項1目2節過年度分の説明欄1介護給付費交付金の435万4,000円、その下の4款1項1目2節過年度分の説明欄1県負担金を557万1,000円、その下の6款1項5目2節過年度分の説明欄1町負担分を72万1,000円、それぞれ増額しますのは、平成27年度の精算に伴い不足となった分が、過年度分として追加して繰り入れされるものであります。

次に、6 ページを御覧ください。7款1項1目1節繰越金の説明欄1前年度繰越金を3,311万3,000円増額しますのは、平成27年度決算に伴う前年度繰越金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

7 ページ下段から8 ページを御覧ください。

4款1項2目説明欄13高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を32万円増額しますのは、介護予防の新規事業として実施する地域の公民館を利用した居場所づくりに伴う運営委託料であります。

次に、同じページの4款2項1目説明欄11消耗品を11万2,000円増額しますのは、新規事業として実施をしている認知症サポーター上級講座に伴う消耗品の購入であります。

次に、9 ページをお開きください。

5款1項2目説明欄(2)償還金を1,601万7,000円増額しますのは、平成27年度の精算に伴い、介護給付費及び地域支援事業費に対する国及び県からの負担金の超過分を返還するために増額するものであります。

次に、その下の2項1目説明欄(2)他会計繰出金を1,078万3,000円増額しますのは、平成27年度の精算に伴い、介護給付費及び地域支援事業費について、一般会計からの町負担分の超過分を返還するために増額するものであります。

次に、その下の6款1項1目予備費を1,514万円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第73号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(米山千晴君) 日程第24 議案第73号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第73号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,835万3,000円を減額し、予算の総額を3億2,881万8,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

5ページをお開きください。

1款1項1目分譲収入を2,173万7,000円増額いたしますのは、南藤曲地内のクルドサック16におきまして、新たに2区画の売却が確定したことに伴うものであります。

次に、2款1項1目繰越金を4,009万円減額いたしますのは、前年度繰越金が確定したことに伴うものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

6ページをお開きください。

4款1項1目予備費を1,835万3,000円減額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第74号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(米山千晴君) 日程第25 議案第74号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別

会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から議案第76号 工事請負契約の締結について「平成28年度東富士演習場関連公共用施設整備事業 町道下小林1号線道路改良舗装工事」1件の追加議案が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、町長提案の議案第76号の1議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

（追加議案配付）

追加日程第1 町長提案説明

○議長（米山千晴君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から議案第76号について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 追加提案いたしましたのは、議案第76号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、町道下小林1号線道路改良舗装工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、この後、関係部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

追加日程第2 議案第76号 工事請負契約の締結について

「平成28年度東富士演習場関連公共用施設整備事業 町道下小林1号線道路改良舗装工事」

○議長（米山千晴君） 追加日程第2 議案第76号 工事請負契約の締結について「平成28年度東富士演習場関連公共用施設整備事業 町道下小林1号線道路改良舗装工事」を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○**経済建設部長（池谷精市君）** 議案第76号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成28年度東富士演習場関連公共施設整備事業「町道下小林1号線道路改良舗装工事」の請負契約の締結案件であります。

工事内容は、一色防災会館前から御殿場市道0211号線へつながる町道下小林1号線の道路改築工事のうち、隣接地で計画されています圃場整備事業に合わせ、計画終点区間である御殿場市側から延長190.2メートル、幅員7メートルの道路改良舗装工事を施工するものであります。

主な工種は、擁壁工112メートル、ブロック積工298平方メートル、排水構造物工334メートル、アスファルト舗装工1,184平方メートルを現地に合わせ施工するものであります。

工事入札は、昨日8月30日に町内業者7者による指名競争入札を執行したところ、株式会社室伏組が5,040万円で落札決定し、消費税相当額403万2,000円を加え、5,443万2,000円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は平成29年3月27日を予定しております。

以上であります。

○**議長（米山千晴君）** 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第76号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○**議長（米山千晴君）** 起立全員です。したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月5日月曜日 午前10時開議

認定第1号から認定第9号までの平成27年度会計決算9件と議案第75号 平成27年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計10件を順次議題として、決算の補足説明及び決算監査報告を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時35分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 池 谷 洋 子

署 名 議 員 込 山 恒 広

平成28年第5回小山町議会9月定例会会議録

平成28年9月5日(第2日)

召集の場所

小山町役場議場

開議

午前10時00分 宣告

出席議員

1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
3番	鈴木 豊君	4番	高畑 博行君
5番	菌田 豊造君	7番	渡辺 悦郎君
8番	梶 繁美君	9番	池谷 洋子君
10番	込山 恒広君	12番	池谷 弘君
13番	米山 千晴君		

欠席議員

6番 阿部 司君

説明のために出席した者

町長	込山 正秀君	副町長	田代 章君
教育長	天野 文子君	企画総務部長	湯山 博一君
住民福祉部長	秋月 千宏君	経済建設部長	池谷 精市君
教育部長	田代 順泰君	危機管理監	岩田 芳和君
町長戦略課長	長田 忠典君	総務課長	小野 一彦君
未来拠点課長	遠藤 正樹君	おやまで暮らしそう課長	岩田 和夫君
税務課長	渡邊 辰雄君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
健康増進課長	平野 正紀君	防災課長	杉山 則行君
建設課長	高村 良文君	農林課長	前田 修君
商工観光課長	大庭 和広君	都市整備課長	野木 雄次君
上下水道課長	後藤 喜昭君	こども育成課長	小野 正彦君
生涯学習課長	山本 智春君	代表監査委員	池谷 浩君
総務課副参事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議会事務局長 鈴木 辰弥君

会議録署名議員

9番 池谷 洋子君 10番 込山 恒広君

散会

午後1時10分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 認定第 1 号 平成27年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第 2 認定第 2 号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 3 認定第 3 号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第 4 認定第 4 号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 5 認定第 5 号 平成27年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 6 認定第 6 号 平成27年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第 7 認定第 7 号 平成27年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 8 認定第 8 号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 9 認定第 9 号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第10 議案第75号 平成27年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

阿部 司君は、本日の会議を欠席する旨、届けが出席しておりますので御報告します。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで御報告します。室伏副町長は、公務のため、本日の会議を欠席しておりますので報告します。

日程第1 認定第1号 平成27年度小山町一般会計歳入歳出決算

日程第2 認定第2号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

日程第3 認定第3号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算

日程第4 認定第4号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第5 認定第5号 平成27年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算

日程第6 認定第6号 平成27年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算

日程第7 認定第7号 平成27年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第8 認定第8号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算

日程第9 認定第9号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算

日程第10 議案第75号 平成27年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（米山千晴君） 日程第1 認定第1号から日程第9 認定第9号までの平成27年度会計決算9件と、日程第10 議案第75号 平成27年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の、計10件を一括議題とします。

この際、あらかじめ御了承願います。平成27年度会計決算関係については、本日は当局からの補足説明及び代表監査委員から決算監査報告を受け、質疑、委員会付託については、9月9日の本会議において行いますので、御承知願います。

補足説明は、はじめに一般会計を行い、終了後、特別会計及び水道事業会計を行います。なお、補足説明順については、配付した資料のとおりですので、御了承ください。

それでは、順次、各部長から一般会計の補足説明を求めます。

はじめに、企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 平成27年度一般会計決算の企画総務部関係の補足説明を行います。なお、これからの補足説明におきまして、決算額は1,000円未満を切り捨てて説明いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、はじめに、歳入から御説明申し上げます。

決算書の12、13ページをお開きください。1款町税であります。町税全体の収入済額は38億1,444万2,000円で、収納率は97.9%、歳入に占める割合は36.67%となりました。平成26年度と比較しますと、町税全体で6,102万5,000円、率にいたしまして1.57%の減額となりました。

項目ごとに見ますと、1項の町民税につきましては、個人、法人を合わせて、現年と滞納繰越分収入済額は13億8,389万3,000円と、前年度に比べ0.8%、金額にいたしまして1,096万5,000円の増額となりました。そのうち、個人は460万6,000円の増額、法人につきましても635万8,000円の増額であります。

個人及び法人町民税はわずかに増えておりますが、その主な要因は、アベノミクスによる政策効果が表れ始め、景気回復の兆しが見えてきたものではないかと考えております。

なお、個人町民税の収入済額のうち、滞納繰越分は585件を徴収し、902万2,000円となりました。

次に、2項1目の固定資産税の1節現年課税分の収入済額は21億9,545万3,000円で、前年度と比べ6,433万9,000円の減額となりました。収入調定ベースで見ますと、土地につきましては引き続き下落傾向にあり、評価替えと時点修正による標準宅地の修正価格が前年に比べ下落をいたしました。これを受けまして、全体で1.07%、756万5,000円の減額となりました。

家屋につきましては、3年に1度の評価替えによる減価と新たな大規模家屋の建築がなかったことにより4.77%、3,792万円の減額となりました。

また、償却資産につきましては、企業の大規模な設備投資の動きがなく、2.95%、2,302万1,000円の減額となりました。

固定資産税の滞納繰越分につきましては、368件の徴収で2,863万5,000円となりました。

3項の軽自動車税につきましては、現年課税収入済額は4,142万7,000円であり、前年度に比べ1.91%、77万6,000円の増額でした。収入調定ベースでは軽四輪乗用車が166台増加となっており、また、滞納繰越分は6件の徴収で2万1,000円あります。

次に、14、15ページをお開きください。4項の町たばこ税であります。収入済額は1億4,640万6,000円で、前年度に比べ78万9,000円の減額となっております。減額の要因は、従来からの健康意識の高まりや、喫煙を取り巻く環境の変化により、喫煙者が減少傾向したことであると考えております。

次に、5項の入湯税であります。53万1,000円の収入済額で前年度並みとなっております。

次に、2款地方譲与税の収入済額1億77万7,000円ありますが、前年度に比べ6.4%の増額となっております。増額の理由ですが、自動車重量譲与税が前年度に比べ5.8%増額しており、これは税制改正によるものであります。

次に、16、17ページにかけまして、3款利子割交付金は577万9,000円で、前年度に比べ9.1%の減額となっております。

次に、4款配当割交付金は1,613万1,000円で、前年度に比べ24.5%の減額となっております。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金は1,704万8,000円で、前年度に比べ29.6%の増額となっております。

次に、18、19ページにかけまして、6款地方消費税交付金は4億2,919万9,000円で、前年度に比べ61.3%の増額となっております。これは、平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことによるものであります。

次に、7款ゴルフ場利用税交付金2億2,537万6,000円は、前年度に比べ3.3%の増額で、利用者は1万1,911人増加の38万5,683人でありました。増額の理由は、平成26年度決算においては大雪の影響で利用者が減ったことによるものであります。

その下の8款自動車取得税交付金の2,585万9,000円は、前年度に比べ1,095万8,000円の増額となっております。これも、税制改正により増額となったものです。

次に、20、21ページにかけまして、9款国有提供施設等所在市町村助成交付金の3,706万8,000円ではありますが、これは、国が所有する固定資産のうち、演習場内の施設、弾薬庫、燃料庫等に供する固定資産を対象に国から交付されるものであります。

その下の10款地方特例交付金の1,037万4,000円ではありますが、前年度に比べ57万8,000円の減額でありました。これは恒久的な減税による地方税の減収を補填するために措置された国からの交付金であります。

次に、その下の11款地方交付税4億7,167万9,000円ではありますが、前年度に比べ2億416万9,000円の増額となりました。普通交付税は3億2,432万7,000円で、単年度財政力指数は0.916となり、前年度から0.035ポイント減少し、6年連続で地方交付税の交付団体となりました。

次に、28、29ページをお開きください。14款1項6目3節住宅使用料、備考欄現年度分4,893万5,000円は、町営住宅14団地の家賃収入であります。収納率は95.4%でありました。滞納繰越分389万5,000円は、平成26年度以前の家賃収入で、収納率は6.8%であります。27年度現年度分と26年度以前の滞納繰越分を合わせた収納済額は5,283万1,000円で、その収納率は48.9%にとどまったところであります。

次に、35ページから36ページにかけまして、15款2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金の収入済額3億3,619万円は、いわゆる9条交付金と呼ぶもので、実弾演習を行います東富士演習場が存在することにより交付をされるものです。昨年度は、保育園の運営に関する事業などの基金を通じた特定事業と町道下小林1号線用地補償事業や湯船原地区石沢排水路整備工事など、合計6件の事業に充当いたしました。

次に、46、47ページの上段、17款1項1目財産貸付収入3億2,622万2,000円の主なものは、1節土地貸付収入、備考欄上段の東富士演習場貸付料3億717万円で、約252ヘクタールの町有地を東富士演習場用地として国に貸付をしているものであります。

次に、同じページの下段、17款2項1目不動産売払収入1億2,471万3,000円の主なものは、1節土地売払収入、備考欄町有地売払収入で、きたごう保育園跡地の売り払いなど15件の町有地売

払収入で5,463平方メートルを売却いたしました。

次に、48、49ページをお願いいたします。18款1項1目2節ふるさと寄附金8億4,587万7,000円は、昨年9月1日から返礼品を始めましたふるさと納税による寄附金であり、その件数は3万1,000件余りであります。

次に、51ページから53ページにかけて、19款2項1目東富士演習場関連特定事業基金繰入金2億3,000万円でございますが、これは、先ほど説明いたしました特定防衛施設周辺整備調整交付金の事業執行の手法といたしまして、基金を通じて5つの特定事業を執行するための繰入金であります。

それでは、続きまして歳出について説明をいたします。

はじめに、72、73ページをお開きください。2款1項2目財政管理費のうち備考欄(3)行財政改革推進事業費の執行率は95%であり、決算額381万6,000円の主なものは、次のページの13節行政評価システム電算処理であり、総合計画実施計画、予算及び行政評価の連携を図ったものでございます。

次に、80、81ページをお願いいたします。2款1項6目自治振興費は執行率95%であり、決算額4,320万3,000円の主なものは、備考欄(2)、次のページの13節自治基本条例策定業務199万8,000円で、平成26年度、27年度の2か年にかけて策定した委託料と、19節の区長交付金643万6,000円と区運営交付金1,454万5,000円が主なものであります。

その下段、備考欄(3)防犯推進費の14節LED防犯灯等リース事業341万8,000円は、LED防犯灯2,065灯分のリース料であります。

次のページの2款1項7目電算管理費は、執行率84%であり、決算額7,671万4,000円の主なものは備考欄(2)電算管理費の14節総合行政システム機器使用料ほか12件の機器及びシステムの使用料と、次のページの備考欄(3)社会保障・税番号制度に係る整備費の13節システム改修・構築の1,897万円であります。

次に、88、89ページの9目諸費のうち備考欄(2)臨時職員福利厚生費の執行率は97%であり、決算額3,858万円の主なものは、社会保険に加入する臨時職員月平均96人の社会保険料である4節臨時職員社会保険料3,158万3,000円であります。

続きまして、90、91ページをお開きください。中段の2款2項2目賦課徴収費のうち備考欄(2)課税事務費の執行率は98%であり、決算額4,273万9,000円の主なものは、町民税、固定資産税及び軽自動車税の課税事務に要します13節委託料の合計2,080万2,000円と、次のページの23節償還金利子及び割引料の過年度町税過誤納金還付金1,720万1,000円であります。この還付金は、固定資産税の土地の税額変更によるものや、法人町民税の確定申告に伴う予定納税分の還付であります。

次に、102、103ページをお開きください。2款5項2目の基幹統計調査費の執行率は99%で、決算額777万5,000円であり、これは平成27年度に実施されました第20回国勢調査に要した経費で

あります。

続いて、106、107ページを御覧ください。2款7項1目企画渉外費のうち備考欄(2)企画調査費の執行率は63%で、決算額540万3,000円の主なものは、13節第4次総合計画策定業務254万8,000円と、国土強靱化地域計画策定事業200万円で、双方の計画ともその計画期間は本年度から平成31年度までであります。

次のページをお願いいたします。備考欄(3)地域公共交通対策費は執行率99%で、決算額5,379万6,000円の主なものは、19節自主運行バス負担金4,146万円で、昨年10月から運行しております有料コミュニティバスを運行している事業者への負担金であります。

同じページの下段、備考欄(5)企業立地振興費の執行率は68%であり、決算額1億5,389万1,000円は、未来拠点事業の事業費であります。その主な内容でございますが、13節の三来拠点地区委託業務3,813万9,000円は、小山パーキングエリア周辺地区、湯船原地区、足柄サービスエリア周辺地区等の可能性調査や測量などの委託であります。

次のページの15節三来拠点整備事業2,999万9,000円は、湯船原地区の主な排水先となります石沢排水路の改良工事の工事請負費であります。同じページの17節の事業用地6,000万円は、足柄サービスエリア周辺地区(竹之下地区)における旧労働金庫富士研修センター跡地の土地及び建物の公有財産購入費であります。

次に、120、121ページをお開きください。2款8項1目広報広聴費のうち備考欄(4)ふるさと振興事業費の執行率は82%で、決算額3億5,733万5,000円は、ふるさと納税の返礼品等に要する経費で、その主なものは13節ふるさと振興事業3億4,360万5,000円で、返礼品購入や発送等の委託料であります。

続きまして、162、163ページをお開きください。4款2項1目環境保全総務費のうち備考欄(3)環境保全費は執行率98%で、決算額2,630万9,000円の主なものは、19節合併処理浄化槽設置奨励事業補助金2,477万6,000円で、合併処理浄化槽63基の設置と、その下の太陽光発電システム等省エネルギー機器設置事業補助金150万円で、太陽光発電システム等33基の設置に対する補助金であります。

その下の備考欄(4)ごみ減量・リサイクル推進事業費は執行率94%で、決算額346万4,000円の主なものは、19節資源リサイクル活動奨励交付金228万7,000円で、子供会や婦人会など、31団体が年間に新聞紙、段ボール、アルミ缶などの資源ごみ286トンの回収に対する奨励費として交付したものであります。

次に、164、165ページをお開きください。4款3項1目清掃総務費のうち備考欄(2)塵芥収集事業費の執行率は99%であり、決算額4,781万7,000円の主なものは、家庭から出されるごみの収集運搬に係る経費である13節塵芥収集運搬に係る委託費4,679万6,000円であります。ちなみに、平成27年度の家庭ごみの収集量は3,918トン、町民1人当たりの収集経費は2,416円、町民1人1日当たりの排出量は554グラムとなりました。

続きまして、218、219ページをお開きください。7款5項1目住宅管理費、備考欄(2)町営住宅維持管理費の執行率は95%で、決算額4,214万8,000円の主なものは、14節住宅用地借上料1,210万5,000円であり、敷地を賃借しています町営住宅10団地、4万3,560.28平方メートルの土地に対する借上料であります。

次の17節公有財産購入費1,357万1,000円は、原向団地用地として1,238.67平方メートルの土地取得に対する御殿場市小山町土地開発公社への償還金であります。

その下、23節南藤曲団地国費返還金341万2,000円は、新たな南藤曲団地の整備に伴い、交付を受けていましたA棟の実施設計分の交付金を国へ返還したものであります。

続きまして、220、221ページをお開きください。7款5項2目建築指導費のうち備考欄(3)定住促進事業費の執行率は97%で、決算額2,473万3,000円の主なものは、223ページ備考欄上段の19節定住促進宅地開発事業補助金で、1件5区画分として250万円を助成したものであります。その下の定住促進事業助成金1,139万3,000円は、83人に交付をいたしました。同じく19節の個人住宅取得資金利子補給金936万9,000円は、136人の方に交付をしたものであります。

最後に、268、269ページをお開きください。11款1項1目元金のうち備考欄(2)公債費(元金)の執行率は100%であり、23節8億911万5,000円は、214本の借入に対する償還金であります。

その下、2目利子のうち備考欄(2)公債費(利子)の執行率は98%であり、23節町債償還金利子8,782万8,000円は、233本の借入に対する利子の償還分であります。

以上で、平成27年度一般会計歳入歳出決算の企画総務部関係の補足説明を終わります。

○議長(米山千晴君) 次に、住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長(秋月千宏君) 平成27年度小山町一般会計決算のうち、住民福祉部関係について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについてであります。

決算書の24、25ページをお開きください。上段になりますが、13款2項2目1節保健衛生費負担金、備考欄休日等歯科診療運営業務負担金185万1,000円についてであります。小山町と御殿場市では、休日等における歯科診療を年72日、駿東歯科医師会にお願いをしております。事務局を小山町が担当している関係で、御殿場市の負担分を町が一旦受けた分であります。

次に、同じページ下段になりますが、14款1項2目1節健康福祉施設使用料、備考欄は上の健康福祉施設使用料の98万9,000円は、健康福祉会館会議室等の使用料で、延べ1,478回、2万4,754人が利用したものであります。

次に、28、29ページをお開きください。中段の14款2項1目2節戸籍住民基本台帳手数料、備考欄戸籍住民票関係手数料の920万9,000円は、戸籍や住民票等の交付手数料で2万7,087件分であります。

次に、30、31ページをお開きください。15款1項1目1節社会福祉費負担金、備考欄中段やや上の障害者自立支援給付費負担金の1億3,006万7,000円ですが、歳出3款の障害介護給付費約2

億5,900万円などの2分の1を国の負担分として収入したものであります。

続いて、備考欄その下の障害者自立支援医療費負担金760万6,000円は、更生医療費等6人分の2分の1を、備考欄その下の国民健康保険基盤安定負担金の1,406万4,000円は、国民健康保険の低所得者を多く抱える保険者支援分の2分の1を、国庫負担金としてそれぞれ収入したものであります。

次に、32、33ページをお開きください。一番上になりますが、15款2項2目1節社会福祉費補助金のうち備考欄一番上の地域生活支援事業補助金の684万8,000円は、地域活動支援センター機能強化事業等に対する補助金であります。

続いてその下の演習場周辺民生安定施設整備事業費補助金の2億1,568万8,000円は、健康福祉会館改修工事に対する補助金で、補助率は75%であります。

続いて、備考欄その下の臨時福祉給付金給付事業費補助金の1,320万円と、その下の事務費補助金の450万円についてであります。消費税が5%から8%に引き上げられたことに伴い、低所得者の負担緩和として国の100%補助事業として実施した臨時福祉給付金と、その事務費相当額で2,177人の皆様に1人につき6,000円をお支払いしたものの補助金であります。

次に、36、37ページをお開きください。中段やや下の15款3項2目1節社会福祉費委託金のうち備考欄一番上の基礎年金事務委託金305万5,000円は、法定受託事務である国民年金事務に係る委託金であります。

次に、38、39ページをお開きください。上段の16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち備考欄上から2番目の障害者自立支援給付費負担金6,503万3,000円は、先ほど御説明した障害介護給付費について県が負担する4分の1の分であります。

備考欄その下の障害者自立支援医療負担金380万3,000円は、更生医療費等6人分の4分の1を県負担金として収入したものであります。

続いて、備考欄その下の国民健康保険基盤安定負担金3,913万2,000円は、国保税の低所得者に対する軽減分の4分の3と、低所得者を多く抱える保険者支援分の4分の1を県負担金として収入したものであります。

次に、その下、2節の老人福祉費負担金の備考欄、後期高齢者保険基盤安定負担金2,042万6,000円は、後期高齢者医療保険料の低所得者に対する軽減分の4分の3を県負担金として収入したものであります。

次に、中段やや下の16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち備考欄一番上の地域生活支援事業補助金342万4,000円は、地域活動支援センター機能強化事業等に対する補助金で、備考欄1つ飛んで3番目の重度障害者（児）医療費補助金1,528万2,000円は、重度障害者（児）医療費助成額の2分の1を県補助金として収入したものであります。

次に、40、41ページをお開きください。上段になりますが、16款2項3目1節保健衛生費補助金のうち備考欄一番上のこども医療費補助金1,809万9,000円は、中学生以下の児童生徒の入院、

通院に係る医療費に対し、入院分につきましては、未就学児は2分の1、小中学生は3分の1、通院につきましては、1歳未満児は2分の1、1歳以上未就学児までは3分の1、小中学生は4分の1を県補助金として収入したものであります。

次に、54、55ページをお開きください。中段やや下の21款3項1目1節老人福祉費納付金、備考欄老人施設入所者納付金552万1,000円は、養護老人ホーム2施設に入所している方のうち、費用徴収をしている8人からの分であります。

次に、56、57ページをお開きください。中段やや下の21款5項2目1節老人福祉費受託事業収入、備考欄健康診査受託事業966万8,000円は、静岡県後期高齢者医療広域連合から健康診査の委託料として受け入れたものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

92、93ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の決算額は5,463万2,000円で、執行率は91%であります。繰越明許費が462万9,000円ありますので、これを除いた執行率は99%となります。主なものは、次の95ページになりますが、備考欄(2)戸籍住民基本台帳事務費の13節委託料、電算処理の394万6,000円で、住民情報業務処理及び印鑑登録管理業務を委託したものであります。

備考欄一つ飛んでその下の14節の戸籍総合システム使用料745万4,000円と、その下、住基ネットワークシステム機器等借上料234万1,000円は、それぞれのシステム使用料と機器借上料で、最下段の19節通知カード・番号カード事務交付金553万2,000円は、カードの作成等に要する経費を国の指示額に基づき地方公共団体情報システム機構に納めたものであります。

次に、124、125ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費の決算額は6,802万6,000円で、執行率は99%であります。主なものにつきましては備考欄(2)社会福祉総務費の13節委託料、地域生活支援業務292万8,000円で、町民の福祉の増進、民生安定のための相談、指導、助言、手続き、調査等について、民生委員・児童委員協議会へ委託をしたものであります。

その他では、最下段になりますが、備考欄(3)の社会福祉協議会運営補助費、19節負担金補助及び交付金の社会福祉協議会職員費交付金2,750万円で、社会福祉協議会の職員に対する人件費交付金であります。

次に、126、127ページをお開きください。3款1項2目障害者福祉費の決算額は3億5,192万円で、執行率は95%であります。主なものにつきましては、備考欄最下段の(3)重度心身障害者(児)援護費、めくっていただき、備考欄上から2段目の20節扶助費、重度障害者(児)医療費扶助の3,539万3,000円で、医療費の自己負担分を助成するもので、扶助者は339人でありました。

備考欄中段の(5)自立支援給付費につきましては、20節扶助費、障害介護給付費の2億5,935万5,000円で、身体障害者及び知的障害者の入所支援、居宅介護支援、就労継続支援などの扶助費であります。

次に、備考欄(7)地域生活支援事業費につきましては、13節委託料、地域活動支援センター

事業の1,289万8,000円で、障害者総合支援法の規定により町が実施をする事業で、障害者の活動機会や社会との交流を促進していくための事業費であります。

次に、下段になりますが、3款1項3目健康福祉会館管理費の決算額は3億1,886万3,000円で、執行率は99%であります。主なものにつきましては、めくって次のページの備考欄一番上の(2)健康福祉会館管理運営費では、11節需用費の光熱水費531万4,000円、下がっていただき中段の13節日常清掃199万4,000円、一つ飛んで、休日・夜間警備の199万1,000円であります。備考欄下段の(3)健康福祉会館改修事業費につきましては、13節委託料、改修工事監理の745万2,000円と、15節工事請負費の施設改修2億9,621万1,000円で、先ほど歳入で御説明いたしました、防衛補助を受けて本年3月に会館リニューアル工事が完成をいたしました。

次に、132、133ページをお開きください。3款1項5目国民年金事務取扱費の決算額は606万6,000円で、執行率は99%であります。主なものにつきましては、法定受託事務である国民年金に係る職員1名の人件費及び備考欄(2)国民年金受託事務費の13節委託料、電算処理の58万3,000円であります。

なお、国民年金の加入被保険者数は、平成28年3月末現在3,237人で、保険料の収納率は70.3%であります。

次に、同じページの下段を御覧ください。3款1項6目臨時福祉給付金等給付事業費の決算額は3,040万9,000円で、執行率は36%であります。繰越明許費額5,260万5,000円を除いた執行率は95%となります。主なものにつきましては、めくっていただき備考欄上から3段目の19節負担金補助及び交付金、臨時福祉給付金1,306万2,000円で、先ほど御説明いたしました、2,177人に給付したものであります。

次に、下段を御覧ください。3款2項1目老人福祉総務費の決算額は9,003万円で、執行率は99%であります。主なものは、めくっていただき次のページの備考欄(2)老人福祉対策費につきましては上から11段目の19節負担金補助及び交付金の2市1町共通無料入浴券負担金の600万4,000円、その下のシルバー人材センター運営助成金856万円、2段下の単位老人クラブ活動運営交付金316万6,000円と、4段下の養護老人ホーム建設事業交付金の920万円は、平成23年度に開設しました養護老人ホーム「平成の杜」の建設に伴う元金・利子に対する交付金であります。

次に、138、139ページをお開きください。備考欄最上段の(4)老人保護措置費につきましては、20節扶助費、老人措置費3,694万1,000円は、県内の養護老人ホーム2施設へ入所している町民14人分の措置費であります。

次に、同じページの中段やや下を御覧ください。3款2項3目後期高齢者医療費の決算額は2億1,919万8,000円で、執行率は99%であります。主なものは、次の141ページになりますが、備考欄上段の13節委託料の2番目、健康診査業務1,484万円で、受診者は1,186人、受診率は49.73%でありました。

次に、備考欄下がっていただいた(3)後期高齢者医療負担金につきましては、19節の静岡県

後期高齢者医療広域連合へ支出する運営費675万9,000円と、静岡県後期高齢者医療医療給付費負担金1億6,095万3,000円が主なものであります。

次に、152、153ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費の決算額は2億3,915万2,000円で、執行率は96%であります。主なものは、備考欄中段の(2)保健衛生管理費につきましては、めくっていただき次のページ上から3段目の看護学校運営費等負担金の505万9,000円であります。

同じく備考欄中段の(3)救急医療対策事業費の主なものは、少し下がった19節の御殿場市救急医療センター負担金5,420万3,000円で、平成27年度中にセンターを利用された方は1万5,195人で、そのうち小山町民の利用者は2,409人で、利用者全体の15.9%でありました。

次に、備考欄4段下がった公的病院等運営費補助金の6,581万7,000円につきましては、過疎地等不採算地区に立地する公的病院の運営に対する市町村からの助成に対し、その財源として特別交付税措置がされることとなったため、公益社団法人有隣厚生会富士小山病院へ運営費助成したものであります。

次に、下段を御覧ください。4款1項2目予防費の決算額は5,019万4,000円で、執行率は93%であります。主なものにつきましては、めくっていただき次のページ備考欄上から5段目の13節委託料、個別接種4,645万5,000円で、麻疹風疹混合ワクチン、水痘ワクチン、肺炎球菌ワクチンをはじめ、乳幼児や高齢者の予防接種費で、接種者は延べ6,291人でありました。

次に、同じページ中段を御覧ください。4款1項3目健康づくり推進費の決算額は4,899万4,000円、執行率は94%で、各種がん検診と健康相談、健康教室など町民の健康づくりのための経費であります。その主なものは、めくっていただき次のページの備考欄上段の(3)生活習慣病予防費の13節委託料、保健事業の3,487万6,000円で、そのうちがん検診に要した費用は3,312万円、受診者数は延べ9,083人でありました。

次に、同じページ中段を御覧ください。4款1項4目母子保健事業費の決算額は1億918万5,000円、執行率は98%で、乳幼児や妊婦健診などの母子保健の充実を図るための経費であります。その主なものは備考欄13節委託料、保健事業の1,434万2,000円で、妊婦健康診査や乳児健康診査に要した経費であります。めくっていただき次のページの161ページ備考欄一番上の20節扶助費、出産祝金支給535万円で、第2子43人、第3子以上32人の計75人に支給をした出産祝金と、下がっていただき備考欄(3)こども医療費助成費の20節扶助費、こども医療費助成7,490万6,000円で、中学3年生までの通院、入院、全ての医療費に係る自己負担分、延べ3万4,143件を助成したものであります。

以上で、住民福祉部関係の説明を終わります。

○議長(米山千晴君) ここで10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、危機管理監 岩田芳和君。

○危機管理監（岩田芳和君） 平成27年度小山町一般会計決算のうち、小山消防署、防災課関係について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについてであります。

決算書の52、53ページをお開きください。中段になりますが、19款2項3目1節緊急地震対策基金繰入金5,214万6,000円は、平成25年度に小山町緊急地震対策基金条例により設置しました小山町緊急地震対策基金について、条例附則第2項により、残額を一般会計へ繰り入れたものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

222、223ページをお開きください。8款1項2目非常備消防費の執行率は96%であり、決算額5,731万9,000円の主なものは、消防団の運営管理及び消防施設維持管理として資機材の整備等に要した費用で、備考欄（2）消防団運営費の1節報酬、消防団員報酬の575万1,000円ですが、消防団員167人分の報酬であります。

下がっていただき、9節旅費の費用弁償の1,628万5,000円は、消防団員が火災、搜索、警戒、訓練等に出動した際の経費で、内訳といたしましては、建物火災1件、搜索活動4回、訓練665回等で、年間出動団員数は延べ1万507人であります。

次に、3段下の11節需用費の消耗品446万8,000円は、消防団員に係る活動服、防火服及び消防ホース等の購入費用であります。

次に、224、225ページをお開きください。備考欄中段やや下（3）消防団消防施設維持管理費の18節備品購入費のデジタル消防受令機424万4,000円は、消防ポンプ自動車等の8車両分に要した購入費用であります。

次に、備考欄（4）消防団福利厚生費の8節報償費、消防団員退職報償金の178万6,000円は、消防団員4名の退職報償金であります。

次に、226、227ページをお開きください。備考欄上段の（5）消防団施設整備事業費、15節工事請負費、消防団車庫詰所外構の159万円は、築42年が経過し、老朽化した第3分団車庫の建て替えに伴う外構工事であります。

その下になりますが、（5）消防団施設整備事業費の15節工事請負費、消防団車庫詰所外構工事事故繰越の589万6,000円は、耐震性貯水槽を第3分団車庫敷地内に設置したものであります。

次に、中段となりますが、8款1項3目消防施設費の執行率は86%であり、決算額133万6,000円の主なものは、備考欄中段の（2）消防施設費の11節需用費、修繕料68万2,000円で、耐震性貯水槽や消火栓の修繕に要したものであります。

次に、228、229ページをお開きください。8款1項5目災害対策費の執行率は99%であり、決

算額8,085万5,000円の主なものは、備考欄中段になりますが、(2)地震対策費の11節需用費、消耗品費の641万8,000円は、非常食、防災資機材などを購入したものであります。

その下、13節委託料、防災士養成講座開催業務の119万8,000円は、防災対策の推進や災害発生時の応急対応など、地域社会の防災リーダーを養成するための講座を開催したもので、NPO法人日本防災士機構認証の防災士資格を31人取得しております。

次に、その2項目下の18節備品購入費、炊き出し器の376万9,000円は、避難所で炊事を行うための大鍋やバーナー10セットを、その下、リヤカー102万3,000円は、避難行動要支援者を避難所へ搬送するための折り畳み式リヤカー8台を、またその下、ガス発電機の95万7,000円は、避難所の非常電源用として発電機10台を購入したものであります。

次に、230、231ページをお開きください。備考欄上段やや下の23節償還金利子及び割引料、緊急地震対策基金返還金3,697万2,000円は、歳入で説明しました小山町緊急地震対策基金条例附則第2項により、一般会計へ繰り入れた基金のうち、平成27年度緊急地震対策事業費を差し引いた残金を静岡県に納付したものであります。

その下、(3)自主防災推進事業費、19節負担金補助及び交付金、自主防災対策事業補助金351万6,000円は、各自主防災会が実施しました防災資機材や防災倉庫の整備に対し、小山町自主防災対策事業補助金交付要綱に基づき交付した補助金であります。

次に、8款1項6目無線設備管理費についてであります。備考欄中段の(2)移動系無線設備管理費の執行率は99%であり、決算額402万円の主なものは13節委託料、防災行政無線保守点検153万1,000円で、アナログ波及びデジタル波の防災行政無線保守点検費であります。

以上で、小山消防署、防災課関係の補足説明を終わりにいたします。

○議長(米山千晴君) 次に、経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 経済建設部関係の一般会計決算について補足説明を行います。

はじめに、歳入関係の主な内容について御説明いたします。

決算書の22、23ページをお開きください。13款1項1目1節農業費分担金654万6,000円の内訳ですが、原向地区用排水路改修工事ほか4件の町単土地改良事業に対して徴収した分担金と、県営中山間地域総合整備事業、足柄金時地区及び北郷南西部地区の分担金で、受益者から徴収したものであります。

なお、決算額が予算現額に対して521万5,000円の減額となりましたのは、県営中山間地域総合整備事業の事業箇所予算配分により、当初計画の4割程度になったことによるものであります。

次に、24、25ページをお開きください。13款2項3目1節林業費負担金2,106万円は、須走地先の林道立山線開設工事に対する御殿場市高根財産区からの事業負担金であります。

次に、13款2項4目1節道路橋梁費負担金5,511万3,000円は、繰越明許による町道整備事業負担金で、新東名高速道路建設に伴う湯船工事用道路を町道整備事業として実施するために中日本高速道路株式会社からの負担金であります。

次に、32、33ページをお開きください。15款2項5目1節道路橋梁費補助金3億882万4,000円の主なものは、町道2414号線外5路線測量設計業務及び新東名高速道路整備に関連する町道3975号線橋梁整備工事などに対する社会資本整備総合交付金であります。

次に、34、35ページをお開きください。15款2項5目3節計画調査費補助金605万円は、都市計画道路大胡田用沢線物件調査業務に対する社会資本整備総合交付金であります。

次に、40、41ページをお開きください。16款2項4目1節農業費補助金2,999万2,000円の主なものは、備考欄の下から2行目、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金1,414万2,000円で、これは平成26年2月の大雪で被災したビニールハウス等、農業用施設の復旧に対する県補助金であります。

その下、2節林業費補助金3,357万8,000円の主なものは、備考欄上から2行目、県単林道開設改良事業補助金1,483万2,000円の須走地先の林道立山線開設工事に対する県補助金と、その2行下にあります森林整備加速化・林業再生事業補助金922万3,000円の町内林業団体の高性能林業機械購入に対する県補助金であります。

次に、16款2項5目1節商工費補助金100万円は、小山町商工会が地域商業の活性化事業として実施したタウンマネージャー配置支援事業に対する県補助金であります。

次に、54、55ページをお開きください。21款4項1目1節勤労者住宅建設資金元利収入3,649万円は、労働金庫へ年度当初に預託しました平成17年度から平成23年度までの貸付16件分の預託金を収納したものであります。

次に、56、57ページをお開きください。21款5項3目1節農業費受託事業収入1,274万9,000円の主なものは、備考欄の下段、新東名関連受託事業1,233万7,000円で、新東名高速道路工事に伴う中島地先から八重桐の池の間の農業用水施設の切り回しに要する設計費と工事費を中日本高速道路株式会社から受託事業費として収納したものであります。

次に、58、59ページをお開きください。21款6項1目2節雑入のうち備考欄下から5行目、町民いこいの家利用料506万4,000円は、温泉施設利用料の6%と施設総販売額の5%を施設利用料として指定管理者から収納したものであります。

その下、道の駅地域振興センター利用料2,305万3,000円及び60、61ページをお開きください。備考欄4行目の道の駅観光交流センター施設利用料1,893万7,000円は、各施設の総販売額の5%を指定管理者から施設利用料として収納したものであります。

以上が、歳入関係でございます。

次に、歳出関係を御説明いたします。

決算書170、171ページをお開きください。5款1項3目農業振興費の執行率は49%であります。決算額1,052万9,000円の主なものは、備考欄(2)農業振興費580万6,000円のうち19節、次のページ、172、173ページをお開きください。ページ中ほど、経営体育成支援事業補助金251万4,000円で、2名の認定農業者が農業経営の発展・改善を目的として農業用機械を取得することに対し

支出した県補助金であります。

次に、174、175ページをお開きください。5款1項5目土地改良事業費の執行率は91%であります。決算額2,332万1,000円の主なものは、備考欄(3)土地改良施設維持管理費1,487万8,000円のうち、先ほど歳入でも御説明いたしました中日本高速道路株式会社からの受託事業として実施しました15節八重桐の池給水管仮設切回し工事986万2,000円であります。

次に、176、177ページをお開きください。5款1項7目中山間地域総合整備事業費の執行率は99%であります。決算額2,429万5,000円の主なものは、備考欄(2)中山間地域総合整備事業費、19節県営中山間地域総合整備事業負担金2,250万円で、中山間足柄金時地区において圃場整備等の工事及び北郷南西部地区で従前地評価等の換地業務を実施したため、県への負担金として事業費の15%に相当する額を支出したものであります。

次に、178、179ページをお開きください。5款1項9目中山間地域直接払推進事業費の執行率は98%であります。決算額768万6,000円の主なものは、備考欄(2)中山間地域直接払推進事業費、19節直接払交付金766万1,000円で、町内の中山間地域10集落、対象面積約39.2ヘクタールの農地について、耕作放棄地の抑制と多面的機能の維持増進に資する活動に対して交付したものであります。

次に、5款1項10目農村活性化センター管理費の執行率は99%であります。決算額1,198万6,000円の主なものは、次のページ、180、181ページをお開きください。備考欄(2)農村活性化センター管理費、13節活性化センター等マネジメント事業900万円で、緊急雇用創出事業を活用し、農村活性化センターや足柄ふれあい公園の利活用及び町の農業活性化や6次産業化への取り組みについて講演会等を開催し、検討を行ったものであります。

次に、5款2項1目林業総務費の執行率は64%であります。決算額2,590万円の主なものは、次のページ、182、183ページをお開きください。備考欄(3)森林整備事業費1,978万8,000円のうち19節下段、森林整備加速化・林業再生事業補助金922万3,000円で、町内の林業団体が購入した高性能林業機械に対して支出した県補助金であります。

次に、5款2項2目林道費の執行率は91%であります。決算額5,872万2,000円の主なものは、備考欄(3)林道整備事業費5,451万円のうち15節県単・町単林道事業3,801万6,000円で、先ほど歳入でも御説明いたしましたが、県補助金と御殿場市高根財産区からの事業負担金により実施しました県単独林道事業林道立山線開設工事ほか1件の工事費であります。

次に、184、185ページをお開きください。6款1項1目商工業振興費の執行率は99%であります。決算額6,665万2,000円の主なものは、次のページ、186、187ページをお開きください。備考欄(4)勤労者支援費3,974万円のうち、ページは次のページ、188、189ページをお開きください。備考欄上から2行目、21節勤労者住宅建設資金貸付預託金3,649万円であります。先ほど歳入でも御説明いたしましたが、平成17年度から平成23年度までの過年度分貸付預託金として労働金庫に16件分を預託したものであります。

次に、6款2項1目観光費の執行率は98%であります。決算額1億1,096万5,000円の主なものは、次のページ、190、191ページをお開きください。備考欄中段(4)富士山事業費2,815万2,000円のうち、11節修繕料427万8,000円で、雪代により被害を受けた富士山須走口五合目送電高压ケーブルの露出箇所の埋め戻しと、五合目駐車場の法面復旧等を実施したものであります。

次に、194、195ページをお開きください。6款2項2目町民いこいの家管理費の執行率は99%であります。決算額2,732万円の主なものは、備考欄中段(2)町民いこいの家管理費のうち15節温泉水中モーターポンプ入替1,485万7,000円で、温泉をくみ上げる水中モーターポンプの老朽化に伴い入替工事を実施したものと、その下、温泉施設改修891万円は、あしがら温泉施設内の洗い場の増設及び洗い場排水路の改修等の工事を実施したものであります。

次に、200、201ページをお開きください。7款2項2目道路維持費の執行率は99%であります。決算額6,292万8,000円の主なものは、備考欄(2)町道維持管理費2,403万4,000円のうち、次のページ、202、203ページをお開きください。13節の除雪1,723万6,000円と、その下、備考欄(3)公共施設地区対応事業費3,889万4,000円であります。公共施設地区対応事業費は、町内各地区からの要望事項に対し144件の工事を実施したものが主なものであります。

次に、7款2項3目町道整備事業費の執行率は58%であります。決算額1億9,845万3,000円の主なものは、備考欄(2)町道整備事業費6,939万1,000円のうち、15節道路改良舗装事業の2,900万7,000円は、町道3885号線改良舗装工事ほか4件の工事を実施したものと、その下、備考欄(2)町道整備事業費(繰越明許)1億2,578万9,000円のうち15節道路改良舗装事業(繰越明許)の9,886万9,000円で、町道1478号線の道路改良舗装工事及び向井田橋橋梁整備工事を実施したものが主なものであります。

次に、204、205ページをお開きください。7款2項4目公共道路整備事業費は、社会資本整備総合交付金を活用した道路整備に係る事業費となっております。執行率は67%であります。決算額5億9,439万5,000円の主なものは、備考欄(2)公共道路整備事業費8,795万円のうち、13節調査業務3,181万6,000円と、公有財産購入費の17節道路敷地3,627万7,000円で、町道3975号線の用地調査業務費と用地費であります。

次のページ、206、207ページをお開きください。備考欄(3)新東名関連町道整備事業費3億6,623万5,000円は、13節橋梁及び道路整備事業3億3,565万8,000円が主なもので、中日本高速道路株式会社に工事委託しました町道3975号線の富士山金太郎大橋上部工整備工事費であります。

その下、備考欄(4)道路構造物長寿命化事業費5,651万5,000円は、13節道路構造物点検4,568万2,000円が主なもので、道路ストック総点検と橋梁点検業務の委託料であります。

次に、208、209ページをお開きください。7款2項5目防衛施設道路整備事業費の執行率は40%であります。決算額3,039万3,000円の主なものは、備考欄(2)防衛施設道路整備事業費910万3,000円のうち、15節道路改良舗装896万5,000円及びその下(2)防衛施設道路整備事業費(繰越明許)2,129万円のうち、15節道路改良舗装(繰越明許)2,128万7,000円で、いずれも町道3866号線舗装

補修工事を実施したものであります。

なお、繰越明許費の4,437万円は、平成27年度東富士演習場周辺道路整備事業の国庫補助金の内示において、2か年にまたぐ国庫債務負担行為事業となったことから、国庫補助金の年度割額に合わせて平成28年度分の補助金額に見合う事業費を繰越したものであります。

次に、7款2項6目急傾斜地崩壊防止事業費の執行率は98%であります。決算額830万3,000円の主なものは、備考欄(2)急傾斜地崩壊防止事業費、13節測量設計420万7,000円で、竹之下地内の竹之下神田急傾斜地の測量設計業務を実施したものと、その下、土砂災害ハザードマップ作成業務194万4,000円で、明倫・足柄・北郷地区の土砂災害ハザードマップを作成したものであります。

次に、212、213ページをお開きください。7款4項2目都市計画費の執行率は95%であります。決算額2,147万9,000円の主なものは、備考欄(2)都市計画費618万9,000円のうち、13節景観計画策定業務197万1,000円で、平成26・27年度の債務負担行為により実施しました景観計画の策定に係る平成27年度実施分の業務委託料であります。

その2行下、都市計画基礎調査建物用途現況図作成業務118万8,000円は、静岡県が都市計画法第6条の規定により概ね5年ごとに実施する都市計画に関する基礎調査において、小山町が実施することとなった町内の建物用途現況調査の業務委託料であります。

その下、足柄駅交流センター(仮称)基本計画作成業務99万2,000円は、足柄地区の交通、交流拠点となる足柄駅について、賑わいを創出するため、駅舎機能を備えた複合施設を整備するための基本計画作成業務委託料であります。

次に、備考欄(3)都市計画道路整備事業費1,528万9,000円のうち、13節大胡田用沢線物件調査業務1,416万9,000円は、都市計画道路大胡田用沢線の事業実施に当たり、建物等の補償額算定のための物件調査業務委託料であります。

次のページ、214、215ページをお開きください。備考欄同じく13節大胡田用沢線土質調査業務107万5,000円は、都市計画道路大胡田用沢線の舗装構成を設計する上で必要となる土質調査を実施したことによる委託料であります。

以上で、経済建設部関係の補足説明を終わります。

○議長(米山千晴君) 次に、教育部長 田代順泰君。

○教育部長(田代順泰君) 教育部関係決算の補足説明であります。

はじめに、歳入についてであります。

決算書の24、25ページをお願いいたします。最上段の13款2項1目2節児童福祉費負担金の受託児童保育負担金1,111万9,000円は、他市町の子どもをお預かりした他市町負担金であり、実人数19人、延べ189人の保育園児に係るものであります。延べ人数で対前年度75人の増となりました。

次に、26、27ページをお願いいたします。上段の14款1項2目3節児童福祉費使用料の主なものは、備考欄の1行目の保育所保育料8,930万6,000円であり、平成27年度末では町内の保育所に

337人、町外保育所に16人、計353人が在園しておりました。延べ人数で対前年度396人の減となりました。

次に、28、29ページをお願いいたします。中段の14款1項7目教育使用料の1節幼稚園使用料の備考欄の1行目1,880万円は、幼稚園の保育料で、月額6,100円、月平均257人、延べ3,082人分であります。延べ人数で対前年度326人の減となりました。

次に、同じく教育使用料のうち、2節生涯学習施設使用料の備考欄の1行目、パークゴルフ場使用料336万円は、パークゴルフ場の使用料で、利用者は延べ8,098人となっております。延べ人数で、対前年度1,307人の増となっております。

次に、30、31ページをお願いします。中段の15款1項1目2節児童福祉費負担金の備考欄の1行目、児童手当負担金1億5,863万円は、児童手当に対する国からの負担金であります。

その2行下、障害児施設措置費負担金1,772万5,000円は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児施設支援に対する国からの負担金であります。

次に、32、33ページをお願いします。上段の15款2項2目1節社会福祉費補助金の備考欄の5行目、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金727万5,000円と、次の行の同事務費補助金231万7,000円は、子育て世帯臨時特例給付金に対する国からの補助金であります。

次に、3節児童福祉費補助金2,043万6,000円は、地域子育て拠点支援事業や放課後児童健全育成事業に対する国からの補助金であります。

次に、38、39ページをお願いします。上段の16款1項1目3節児童福祉費負担金の備考欄の1行目、児童手当負担金3,487万4,000円は、児童手当に対する県からの負担金であります。

その2行下、障害児施設措置費負担金886万2,000円は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児施設支援に対する県からの負担金であります。

同ページの最下段16款2項2目3節児童福祉費補助金の備考欄の2行目、子育て支援事業費交付金1,211万2,000円は、地域子育て拠点支援事業に対する県からの交付金であります。

次の行、放課後児童健全育成事業費等交付金710万3,000円は、放課後児童クラブに対する県からの交付金であります。

その3行下、保育所緊急整備事業費補助金1億1,389万3,000円及び次の行、認定こども園整備事業費補助金421万8,000円は、菜の花こども園施設整備に係る県からの補助金であります。

次に、歳出についてであります。

132、133ページをお願いします。最下段、3款1項6目臨時福祉給付金等給付事業費のうち、次のページ、備考欄の上段の(3)子育て世帯臨時特例給付金給付事業費からになります。

同事業費の執行率は94%であり、1,222万7,000円のうち主なものは、19節727万5,000円であり、2,425人に対して1人3,000円を給付したものであります。人数で対前年度54人の減となりました。

次に、140、141ページ中段、3款3項児童福祉費からとなりますが、同項の執行率は99%であります。3款3項1目児童福祉総務費の執行率は97%であります。

次に、142、143ページをお願いします。上段の3款3項1目備考欄（5）児童発達支援事業費の20節児童発達支援事業費1,963万円は、幼児の障害児施設への通所等に係る扶助費として、国保連合会を通じて施設に支払うものであり、延べ114人が利用しております。延べ人数で対前年度16人の減となりました。

その下の放課後児童通所支援事業費1,674万3,000円は、就学児童の放課後デイサービス等の利用に対して、同じく国保連合会を通じ施設に支払うものであり、延べ203人が利用しております。延べ人数で、対前年度52人の増となりました。

次に、同じページ下段の3款3項2目児童手当費の執行率は99%であります。

備考欄（2）児童手当費、20節児童手当2億2,838万円は、年3回延べ2万695人への児童手当の支給であります。延べ人数で対前年度252人の減となりました。

次に、144、145ページをお願いします。3款3項3目保育園費の執行率は99%であり、5億3,648万6,000円は、3保育園とこども園の管理運営に係る経費であります。

次に、146、147ページをお願いします。備考欄中段、20節施設型給付扶助費1,737万6,000円及び地域型給付扶助費502万8,000円は、他市町への委託保育28人分の扶助費であります。人数で対前年度11人の増となりました。

次に、148、149ページをお願いします。備考欄中段（6）民間保育所施設整備事業費1億7,716万6,000円は、菜の花こども園施設整備事業費3億342万2,000円に対する負担金であり、県補助金1億1,811万1,000円に町負担分5,905万5,000円を加えて負担金として支出したものであります。

次に、同ページ下段、3項3項4目子育て支援事業費の執行率は99%であり、7,694万6,000円は、子育てに関する各種支援に係る経費であります。主なものは職員人件費のほか、次のページの備考欄（3）放課後児童クラブ費、13節放課後児童クラブ2,131万1,000円で、5つの放課後児童クラブへの委託料で、平成27年度末では147人の児童が利用をしております。

次に、232、233ページをお願いします。ここからは9款教育費となります。9款の執行率は98%であります。

下段、9款1項1目教育委員会費の執行率は89%であり、110万4,000円は教育委員会の運営の経費であります。

次に、234、235ページ上段、9款1項2目事務局費の執行率は98%であり、9,634万3,000円は、教育委員会事務局に係る人件費、事務費が主なものとなっております。

次に、238、239ページをお願いします。上段、9款2項小学校費の執行率は98%であり、1億8,668万9,000円は、小学校の管理運営に係る経費であります。

1目学校管理費の執行率は98%であります。備考欄の中段（2）小学校管理運営費、7節特別支援員賃金1,214万6,000円は、学習や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童に対し、個々に応じた細やかな指導のため12人の支援員を配置したものです。

次に、242、243ページをお願いします。備考欄中段（5）小学校施設整備費、11節修繕料1,517

万4,000円は、5小学校の施設等の51か所の修繕に要した費用であります。

次に、同ページ中段9款2項2目教育振興費の執行率は94%であり、小学校の日常の教育活動に要した経費であります。

備考欄(2)小学校教育振興費、13節外国人英語指導員派遣901万8,000円は、外国人英語指導員2人分の派遣委託に要した費用であります。

次に、244、245ページをお願いします。中段の9款3項中学校費の執行率は97%であり、その1億2,253万2,000円は、中学校の管理運営に係る経費であります。

1目学校管理費の執行率は97%であります。備考欄中段の(2)中学校管理運営費、11節消耗品費955万8,000円は、教科書改訂に係る指導書等の購入及び各学校で必要とした消耗品の購入に要した費用であります。

次に、248、249ページの中段9款3項2目教育振興費の執行率は96%であり、中学校の日常教育活動に要した経費であります。

次に、250、251ページをお願いします。上段9款4項幼稚園費の執行率は99%であり、1億5,442万4,000円は、幼稚園の管理運営に係る経費であります。

次に、252、253ページをお願いします。下段の9款5項社会教育費の執行率は98%であります。9款5項1目社会教育総務費の執行率は96%であり、4,857万9,000円は、社会教育委員ほか各種委員の報酬、職員の人件費が主なものとなっております。

次に、256、257ページをお願いします。最下段9款5項2目生涯学習推進費の執行率は93%であり、指定管理者の実施事業を除き、子どもを育む活動や生涯各期に応じた活動を推進するために要した経費であります。

次に、258、259ページの中段9款5項3目図書館費の執行率は91%であり、指定管理者の実施事業を除き、読書推進事業等に要した経費であります。

次に、260、261ページをお願いします。最上段9款5項4目生涯学習センター管理費の執行率は99%であり、1億6,698万8,000円は、総合文化会館、総合体育館などの維持管理に係る経費であります。

備考欄(2)文化会館等管理運営費、11節修繕料762万6,000円は、高圧引込設備修繕、消火設備修繕、大ホール調光装置修繕等に要した経費であります。

その6行下13節生涯学習人材育成事業776万2,000円は、生涯学習施設の管理運営等の即戦力となる人材を育成するための緊急雇用の地域人づくり事業に伴うものであります。

次の行、指定管理料1億2,500万円は、平成27年度から生涯学習施設10施設を指定管理としたための指定管理料であります。

同ページの備考欄(4)パークゴルフ場管理費651万1,000円は、生涯学習施設への指定管理制度の導入に伴い管理方法を見直し、直営としたパークゴルフ場の管理に伴う経費であります。

次に、262、263ページ9款6項1目保健体育総務費の執行率は98%であり、1,927万3,000円は、

社会体育の振興に係る経費であります。

備考欄（２）社会体育振興費、19節の６行目体育協会助成金756万円は、体育協会の指定管理の受託取りやめに伴い、同協会の強化のための人件費や市町対抗駅伝競走大会参加助成などに伴うものであります。

備考欄下段（３）地域活性化推進事業費336万1,000円は、平成27年度に限り国庫補助金を利用したスポーツによる地域活性化推進事業として、トレーニング室を利用した健康教室、初心者のためのパークゴルフ教室、運動習慣推進講演会、野球教室、マラソンフェスタの新種目に要した経費であります。

以上で、教育部関係の補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、補足説明がない認定第6号 土地取得特別会計を除いた特別会計及び企業会計の補足説明を求めます。

なお、補足説明は、各部長の所管の会計順に行います。

それでは、はじめに、認定第8号 宅地造成事業特別会計、認定第9号 新産業集積エリア造成事業特別会計の2件について、補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 認定第8号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

決算書の437ページからが小山町宅地造成事業特別会計であります。

それでは、はじめに、歳入の主なものについて御説明いたします。

444、445ページをお開きください。1款1項1目の分譲収入9,637万9,000円は、南藤曲宅地造成事業におきまして10区画を分譲販売した不動産売払収入であります。

次に、3款1項1目宅地造成事業債1億1,100万円は、用沢宅地造成事業に伴う用地取得費及び優良田園住宅整備事業に伴う用地取得費をそれぞれ地方債で対応したことによるものであります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

宅地造成事業特別会計全体の執行率は61%でありました。

それでは、個々に説明をいたします。決算書は446、447ページをお開きください。

2款1項1目宅地造成費の備考欄（２）のうち15節工事請負費46万9,000円は、南藤曲のクルドサック16の中にごみ集積場を設置したものであります。

17節の公有財産購入費1億1,451万9,000円は、歳入でも御説明いたしました用沢宅地造成事業に伴う用地取得及び優良田園住宅整備事業に伴う用地取得に要した経費であります。

次のページをお開きください。4款1項1目元金のうち、備考欄（２）23節償還金元金9,880万円は、南藤曲宅地造成事業の地方債の元金を一括返済したものであります。

4款1項2目利子のうち、備考欄（２）23節償還金利子19万3,000円は、南藤曲宅地造成事業の地方債の利子であります。

続きまして、452ページをお開きください。平成27年度小山町宅地造成事業特別会計の実質収支

は、歳入総額 2 億 1,689 万 3,000 円、歳出総額 2 億 1,474 万円で、歳入歳出の差し引き額は 215 万 3,000 円となります。それから繰越明許繰越額 3 万 6,000 円を減じました実質収支額は 211 万 7,000 円となりました。

以上で、宅地造成事業特別会計決算書の補足説明を終わります。

続きまして、認定第 9 号 平成 27 年度 小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

決算書は 453 ページからが小山町新産業集積エリア造成事業特別会計となっております。

それでは、はじめに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

決算書は 460 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目の用地取得等事業債 110 万円は、新産業集積エリア造成事業の事業実施に伴う地方債による借入金であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

決算書の 464 ページをお開きください。2 款 1 項 1 目の事業費の執行率は 6 % であります。特に 13 節の委託料におきまして、約 37 ヘクタールという広大な事業区域の基本調査、測量調査、物件調査等の業務委託が年度内に完了できず、1 億 6,254 万 5,000 円を平成 28 年度に繰越明許としたため、決算額は 113 万 2,920 円となっております。したがって、先ほど御説明いたしました歳入の用地取得等事業債につきましても、歳出の決算額に必要な借入額となっております。

また、決算額は 13 節の測量用地調査で新産業集積エリア造成事業の事業用地の用地買収に係ります不動産鑑定評価業務の委託料であります。

最後に、実質収支について御説明いたします。決算書の 466 ページをお願いいたします。平成 27 年度 小山町新産業集積エリア造成事業特別会計の実質収支は、歳入総額 479 万 9,000 円、歳出総額 421 万 1,000 円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は 58 万 8,000 円となりました。

以上で、企画総務部関係の 2 つの特別会計の補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、認定第 2 号 国民健康保険特別会計、認定第 4 号 後期高齢者医療特別会計、認定第 7 号 介護保険特別会計の 3 件について補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 住民福祉部関係の特別会計決算 3 会計について、順次説明をいたします。

はじめに、認定第 2 号 平成 27 年度 小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

歳入の主なものについて説明いたします。

決算書 280、281 ページをお開きください。

最上段、1 款国民健康保険税の収入済額は 4 億 6,186 万 4,000 円で、歳入全体の 19.2% であります。

次に、284、285 ページをお開きください。中段の 4 款国庫支出金は 3 億 1,965 万円で、歳入全体

の13.3%を占め、そのうち、1項1目の療養給付費等負担金は、一般被保険者にかかる医療費等の保険者負担分について、国が定率で負担をする2億6,853万4,000円であります。

次に、286、287ページをお開きください。上段の4款2項1目財政調整交付金につきましては、産業構造や住民所得、また、家族構成等に起因する市町村間の財政力の不均衡を調整するための交付金3,930万3,000円であります。

次に、中段の5款療養給付費等交付金につきましては、被用者保険のOBの医療費は、OB自身の国民健康保険税と、被用者保険の現役被保険者の拠出金を財源とする療養給付費等交付金によって賄われる退職者医療制度に基づく交付金1億2,272万5,000円で、歳入全体の5.1%であります。

次に、下段の6款前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整する交付金の6億5,816万5,000円で、歳入全体の27.4%であります。

次に、288、289ページをお開きください。7款の県支出金につきましては、特定健診、特定保健指導に係る定率の県負担や、県内市町の所得水準や医療費水準による調整、その他、市町の経営努力の促進のための交付金1億1,580万5,000円で、歳入全体の4.8%を占めております。

次に、最下段の8款共同事業交付金は、3億8,865万2,000円で、歳入全体の16.2%を占めております。

主な内訳は、次のページをお開きください。8款1項1目高額医療費共同事業交付金は、1件80万円を超えるレセプトを交付対象とする高額医療費共同事業交付金の3,231万2,000円と、その下の1項2目、1件80万円までのレセプトを交付の対象とする保険財政共同安定化事業交付金3億5,633万9,000円であります。

次に、下段の10款繰入金は1億4,821万8,000円で、歳入全体の6.2%を占めております。

次に、292、293ページをお開きください。下段の11款繰越金は1億7,902万2,000円で、歳入全体の7.5%であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

276、277ページにお戻りください。歳出の合計決算額は21億4,585万6,000円で、執行率は88%であります。

次に、302、303ページをお開きください。1款の総務費の決算額は3,979万1,000円で、執行率は97%であります。

その内訳は備考欄(1)職員人件費の3,191万6,000円、(2)一般管理費の648万1,000円が主なものであります。

次に、304、305ページをお開きください。下段の2款保険給付費の決算額は12億9,323万5,000円、執行率は93%で歳出全体の60.3%を占めております。

2款保険給付費の内訳では、めくって次のページの1項1目の備考欄(2)一般被保険者療養給付費、19節現物給付(一般分)の10億4,328万9,000円、同じページの1項2目の備考欄(2)

退職被保険者等療養給付費、19節現物給付（退職者分）の8,435万1,000円、次の308、309ページをお開きください。中段やや上の2項1目の備考欄（2）一般被保険者高額療養費、19節現物給付及び現金給付（一般分）の1億3,572万2,000円、下がっていただき中段の2目の備考欄（2）退職被保険者等高額療養費、19節現物給付及び現金給付（退職者分）の1,179万6,000円が主なものであります。

次に、312、313ページをお開きください。3款の後期高齢者支援金等の決算額は2億4,828万6,000円、執行率は99%で歳出全体の11.6%を占めております。

次に、316、317ページをお開きください。中段の6款介護納付費の決算額は9,727万6,000円、執行率は99%で歳出全体の4.5%となりました。

次に、下段の7款共同事業拠出金の決算額は4億1,388万3,000円、執行率は99%で歳出全体の19.2%を占めました。

主な内訳は、めくって次のページになりますが、1項1目備考欄上段の（2）高額医療費共同事業拠出金で、1件80万円の基準を超えるレセプトを交付対象とする共同事業拠出金3,336万円と、その下の1項2目備考欄（2）保険財政共同安定化事業拠出金で、市町村保険者間の保険税平準化等を図るため、1件80万円までのレセプトを交付対象とする共同安定化事業拠出金の3億8,052万2,000円であります。

次に、320、321ページをお開きください。中段の8款保健事業費の決算額は2,693万7,000円、執行率は93%であります。

主なものは、1項1目備考欄（2）特定健康診査等事業費の2,276万9,000円であります。

次に、324、325ページをお開きください。中段の11款諸支出金の決算額は2,625万円、執行率は99%であります。

主なものは、次の327ページをお開きください。最上段の1項3目償還金、備考欄（2）償還金の23節国庫支出金超過交付金還付金の1,658万5,000円であります。以上が歳出であります。

次に、328ページをお開きください。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書であります。1の歳入総額が23億9,904万9,000円、2の歳出総額が21億4,585万6,000円で、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額は2億5,319万3,000円となりましたが、今年度はこの中から地方自治法に基づき4,000万円を基金に積み立てております。なお、単年度収支は7,418万5,000円の黒字となりました。国民健康保険特別会計決算につきましては、以上であります。

続きまして、認定第4号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについて御説明いたします。

350、351ページをお開きください。上段の1款後期高齢者医療保険料は1億6,433万3,000円で、内訳は保険料が年金から天引きされる1項1目の特別徴収保険料1億1,753万9,000円、及び2目の普通徴収保険料4,679万4,000円であります。なお、収納率につきましては現年度分で99.7%で

あります。

次に、中段の2款繰入金の2,723万5,000円は、低所得者等に対する保険料軽減分で、その内訳は備考欄保険料軽減分2,461万5,000円、及び社保被扶養者軽減分の261万9,000円で、一般会計からの繰入金であります。

次に、下段の3款繰越金は、前年度繰越金の21万6,000円であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

346、347ページにお戻りください。歳出の合計決算額は1億9,172万8,000円で、執行率は99%であります。

次に、354、355ページをお開きください。1款の後期高齢者医療広域連合納付金の決算額は1億9,150万3,000円、執行率は99%で、歳出全体の99.9%を占め、歳入で受け入れた額を静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付したものであります。

次に、中段の2款諸支出金の決算額は22万4,000円、執行率は42%で、備考欄は下の方になりますが(2)保険料還付金及び還付加算金であります。

次に、358ページをお開きください。小山町後期高齢者医療特別会計の実質収支についてであります。1の歳入総額は1億9,245万2,000円、2の歳出総額は1億9,172万8,000円、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額は72万4,000円で、前年度に比べ50万7,000円の増額となっております。

後期高齢者医療特別会計決算につきましては以上であります。

次に、認定第7号 平成27年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについて御説明いたします。

398、399ページをお開きください。1款の保険料につきましては3億6,203万9,000円で、歳入全体の20.8%を占め、延べ5,908人分であります。

保険料の主な内訳であります。1節の特別徴収保険料現年度分3億3,748万6,000円は、年金から保険料徴収をしている第1号被保険者4,955人分で、2節の普通徴収保険料現年度分2,249万3,000円は、現金納付や口座振替による普通徴収の被保険者885人分であります。

次に、中段の2款国庫支出金につきましては3億6,086万8,000円で、歳入全体の20.7%を占めました。内訳であります。1項1目の介護給付費負担金2億8,236万4,000円は、施設給付分の15%と在宅その他給付分の20%に相当する額であります。

次に、2項1目の調整交付金6,731万6,000円は、給付費の5%相当額であります。

次に、400、401ページをお開きください。中段の3款支払基金交付金につきましては4億2,832万円で、歳入全体の24.6%を占めました。40歳から65歳未満までの第2号被保険者の保険料分で、保険給付費の28%相当分であります。

次に、下段の4款県支出金につきましては2億3,129万6,000円で、歳入全体の13.3%を占めました。保険給付費に対する県の負担分で、施設給付分17.5%と在宅その他給付分の12.5%分であ

ります。

次に、402、403ページをお開きください。下段の6款繰入金につきましては2億4,566万9,000円で、歳入全体の14.1%を占めました。主なものでありますが、1項1目の介護給付費繰入金2億246万8,000円で、保険給付費に対し町が負担する12.5%分であります。

次に、404、405ページをお開きください。中段やや上の1項5目その他一般会計繰入金3,634万8,000円は、人件費や介護認定審査会などに係る町からの事務費繰入金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

394、395ページにお戻りください。歳出の合計決算額は16億6,696万9,000円で、執行率は92%であります。

次に、408、409ページをお開きください。1款総務費の決算額は3,574万5,000円、執行率95%で、歳出全体の2.1%を占め、その主な内訳は、1項1目一般管理費、備考欄(1)職員人件費の2,118万9,000円、備考欄(2)一般管理費の398万9,000円、次の410、411ページをお開きください。中段の3項1目介護認定審査会費の279万8,000円で、開催日数127日、審査総件数3,247件に対する小山町分に当たる768件分を件数割で負担したものであります。

次に、412、413ページをお開きください。上段の2款保険給付費の決算額は、前年度より約1,208万6,000円減少し、15億3,509万5,000円で、執行率は96%、歳出全体の92.1%を占めました。

その主な内訳であります。1項1目居宅介護サービス給付費の備考欄(2)19節居宅介護サービス給付費4億7,389万9,000円で、前年度に比べ1.1%減少し、受給者数は466人であります。

次に、同じページの2款1項3目地域密着型介護サービス給付費の備考欄(2)19節地域密着型介護サービス給付費1億7,477万5,000円は、前年度に比べ1.3%減少し、受給者は64人です。

次に、めくっていただき、414、415ページの5目施設介護サービス給付費の備考欄(2)19節施設介護サービス給付費7億667万5,000円は、前年度に比べ1.2%減少し、受給者は235人です。

次に、418、419ページをお開きください。最上段の2項1目介護予防サービス給付費の備考欄(2)19節介護予防サービス給付費2,904万8,000円は、要支援と認定された方に対するサービス給付費であります。

次に、422、423ページをお開きください。上段の4項1目高額介護サービス費の備考欄(2)19節高額介護サービス費2,333万円は、1か月の自己負担額の世帯合計額が利用者の所得区分ごとに定められた上限額を超えた場合に、超えた部分について支給されるサービス費であります。

次に、424、425ページをお開きください。7項2目特定入所者介護サービス費の備考欄(2)19節特定入所者介護サービス費5,525万6,000円は、施設利用が困難とならないように、限度額を超えた部分を保険から給付するものであります。

次に、426、427ページをお開きください。3款基金積立金の決算額は5,000万1,000円で、執行

率99%であります。

平成27年度が第6期の初年度であることから、今後2年間の保険運営に備え5,000万円を積み立てました。

次に、428、429ページをお開きください。上段の4款地域支援事業費の決算額は2,947万8,000円、執行率95%で、歳出全体の1.8%を占めました。

主な内訳は、1項1目備考欄(2)二次予防事業対象者施策事業費268万8,000円と、下段の2目備考欄(2)一次予防事業対象者施策事業費703万8,000円であります。

そのほかとしては、430、431ページをお開きください。中段の2項1目包括支援事業費の備考欄(2)包括的支援事業費13節委託料地域包括支援センター事業1,700万円であります。

次に、432、433ページをお開きください。5款諸支出金の決算額は1,664万8,000円、執行率99%であります。

主なものは、中段やや下の1項2目償還金の備考欄(2)償還金1,233万6,000円で、前年度精算による国庫負担金、県負担金等の返還金であります。

次に、436ページをお開きください。介護保険特別会計実質収支に関する調書につきましては、1の歳入総額は17億4,319万7,000円、2の歳出総額が16億6,696万9,000円で、3の歳入歳出差引額及び区分5の実質収支額は7,622万8,000円で、前年度に比べ3,804万円の減額となっております。

住民福祉部関係の3つの特別会計についての補足説明は以上であります。

○議長(米山千晴君) 次に、認定第5号 下水道事業特別会計、議案第75号 小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定の2件について補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 経済建設部関係の特別会計決算及び水道事業会計決算について、順次説明をさせていただきます。

はじめに、認定第5号 平成27年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について補足説明を行います。

決算書は359ページからが小山町下水道事業特別会計となっております。

はじめに、歳入関係の主なものについて説明をいたします。

それでは、366、367ページをお開きください。1款1項1目下水道使用料、1節下水道使用料及び手数料のうち備考欄下水道使用料7,053万4,000円は、1期当たり平均1,336件の使用者の下水道使用料であります。収納率は98.3%となっております。

次に、2節下水道使用料滞納繰越分153万3,000円は、平成22年度から26年度までの過年度分で未納となっております使用料の収納額であります。収納率は27.7%となっております。なお、不納欠損額79万2,000円は、平成22年度分の未納額を、地方自治法の規定に基づき欠損処分としたものであります。

次に、3款1項1目下水道事業費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金1,300万円は、須走浄化センターの長寿命化対策実施設計業務及び施設整備事業に対する国からの補助金であります。

なお、補助率は事業費の2分の1であります。

次に、368、369ページをお開きください。4款1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金9,776万8,000円は、一般会計からの繰入金であります。

次に、370、371ページをお開きください。7款1項1目下水道事業債、1節下水道事業債1,300万円は、先ほど御説明いたしました須走浄化センターの長寿命化対策実施設計業務及び施設整備事業に対する国庫補助金の補助残について借り入れをしたものであります。

次に、歳出関係について御説明をいたします。

372、373ページをお開きください。1款1項1目下水道総務費の執行率は98%であり、決算額7,445万2,000円の主なものは、備考欄(2)下水道施設維持管理費6,483万6,000円で、内訳としまして、11節光熱水費978万7,000円は、須走浄化センターの電気料、水道使用料及びマンホールポンプ14か所分の電気料であります。その下の修繕料663万9,000円は、マンホールポンプ、マンホールポンプ非常通報装置及び浄化センターの脱水汚泥貯留ホッパー等の修繕に要したものであります。13節須走浄化センター維持管理3,078万円は、須走浄化センターの運転及び施設の維持管理のための業務委託料であります。

次のページ、374、375ページをお開きください。備考欄の上から4行目、下水道BCP策定業務367万2,000円は、災害時における下水道機能の維持・回復を図るための計画策定に要した経費であります。

次に、1款2項1目公共下水道費の執行率は91%であります。備考欄(2)公共下水道費2,966万2,000円の主なものは、13節須走浄化センター長寿命化対策実施設計業務302万4,000円で、翌年度以降に計画している電気設備及び機械設備の工事に係る設計委託料と、15節須走浄化センター長寿命化整備事業2,384万3,000円は、須走浄化センターの電気設備の工事費であります。

次に、376、377ページをお開きください。2款1項1目元金、備考欄(2)公債費(元金)、23節償還金元金6,854万円は、須走浄化センターの建設及び管渠工事のため平成6年度から平成15年度までに借り入れをしまして起債元金を償還計画に基づいて償還したものであります。

次に、2款1項2目利子、備考欄(2)公債費(利子)、23節償還金利子2,126万7,000円は、平成6年度から平成15年度及び須走浄化センター長寿命化対策事業として平成26年度に借り入れました起債に対する利子であります。

以上で、下水道事業特別会計決算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第75号 平成27年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について補足説明を行います。

水道事業会計決算書は別冊となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、決算書4、5ページをお開きください。

水道事業決算報告書については、消費税及び地方消費税を含んだ金額となります。

はじめに、(1)収益的収入及び支出の収入から御説明いたします。

第1款第1項営業収益の決算額2億6,215万7,000円は、水道使用料・水道加入分担金が主なものであります。前年度と比べまして881万1,000円の増額となっております。この主な要因は、滝沢簡易水道の統合により、水道加入分担金が601万5,000円増加したことによるものであります。

次に、第2項営業外収益の決算額6,184万5,000円は、補助金等を充てた固定資産取得価格分の減価償却費に合わせて毎年度収益化するための長期前受金戻入6,015万5,000円が主なものであります。

次に、支出について御説明いたします。

第1款第1項営業費用の執行率は97%であります。決算額2億4,974万9,000円は、事業の運営費、施設の維持管理費及び減価償却費等であります。前年度と比べ914万8,000円の増額となっておりますが、これまで資本的支出で計上していた人件費を水道業務の実態に合わせ、営業費用に計上したことが主な要因であります。

次に、第2項営業外費用の執行率は85%であります。決算額912万9,000円の主なものは、企業債利息、消費税及び地方消費税納税額であります。

次に、6、7ページをお開きください。(2)資本的収入及び支出の収入、第1款第1項企業債の決算額2,000万円は、北郷水系配水管布設工事ほか1件に対する借り入れであります。

次に、第6項町補助金の決算額233万6,000円は、町の防災事業の一環として実施しました須走低区配水池耐震診断業務委託に対する補助金であります。なお、第2項国庫補助金につきましては、事故繰越をしました北郷水系配水管布設工事の財源であることから、翌年度に全額繰越いたしました。

次に、支出であります。

第1款第1項建設改良費の執行率は58%であります。決算額1億2,280万5,000円の主なものは、北郷水系配水管布設工事及び町道足柄三保線配水管布設替え工事等であります。

翌年度繰越額7,042万5,000円につきましては、6月議会定例会で御報告いたしました北郷水系配水管布設工事ほか2件の事業を事故繰越したことによるものであります。

欄外に記載をいたしました、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,059万7,000円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填をいたしました。

次に、8ページをお開きください。水道事業損益計算書であります。金額は消費税等を含まない金額となっております。

下から4行目の当年度純利益は5,685万9,000円となりました。

次に、10、11ページをお開きください。水道事業剰余金計算書であります。金額は消費税等を含まない金額となっております。利益剰余金のうち、建設改良積立金、下から4行目の当年度変動額マイナス2,349万2,000円は、先ほど資本的収入及び支出でも御説明いたしました、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の一部に補填をしたもので、当年度末の残高は3億2,302万円、

利益剰余金の合計額は4億3,240万4,000円となっております。

次に、12ページをお開きください。水道事業剰余金処分計算書（案）について御説明いたします。こちら金額は消費税等を含まない金額となっております。

当年度未処分利益剰余金8,035万2,000円について、公営企業法の規定に基づき、減債積立金に568万6,000円、建設改良積立金に5,117万3,000円をそれぞれ積み立て、組入資本制度の廃止に伴い、未処分利益剰余金2,349万2,000円を自己資本金に組み入れ、処分することについて議決をお願いするものであります。

次に、13ページの水道事業貸借対照表ですが、これは企業の財政状況を表すもので、金額は消費税等を含まない金額となっております。

まず、資産の部であります。下から8行目、固定資産の合計は36億4,907万6,000円、下から2行目、流動資産の合計は4億6,961万6,000円となり、資産合計は41億1,869万2,000円となりました。

次に、14ページをお開きください。負債の部であります。上から5行目、固定負債の合計は1億9,399万9,000円、上から15行目、流動負債の合計は7,401万4,000円、中ほどの繰延収益の合計は15億4,555万9,000円であり、負債合計は18億1,357万2,000円となりました。

次に、資本の部であります。6資本金は17億9,800万5,000円、7剰余金のうち資本剰余金の合計は7,471万円、利益剰余金の合計は4億3,240万4,000円となり、剰余金の合計は5億711万4,000円、資本合計は23億512万円となりました。

次の15ページから16ページにかけての注記につきましては、地方公営企業法施行規則第35条の規定により注記をしたものであります。

なお、給水状況、財政状況及び工事内容等につきましては、17ページからの小山町水道事業報告書を、収入及び支出の詳細につきましては、25ページからの小山町水道事業会計決算附属明細書を御参照いただきたいと思います。

以上で、経済建設部関係の特別会計決算及び水道事業会計決算の補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、認定第3号 育英奨学資金特別会計について補足説明を求めます。

教育部長 田代順泰君。

○教育部長（田代順泰君） 認定第3号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についての補足説明であります。

決算書では329ページからになりますが、はじめに、342ページの実質収支に関する調書からお願いをいたします。

歳入総額は740万3,000円、歳出総額は729万2,000円で、その差引額11万1,000円は剰余金として翌年度へ繰り越したものです。

次に、歳入についてであります。

ページを戻っていただき、336、337ページをお願いいたします。中段の2款寄附金104万5,000

円は、2人の方からの育英奨学資金への寄附金であります。

次に、次の欄、3款基金繰入金338万5,000円は、貸し付けに当たり育英奨学資金貸付基金からの繰入金であります。

次に、同ページ最下段の5款諸収入、1項貸付元金収入の245万6,000円は、貸付元金償還金13人分であり、収入未済額28万8,000円は、生活困窮者1人に係る収入未済額であります。

次に、歳出であります。

340、341ページをお願いします。最上段の1款貸付事業費の執行率は100%でありますけれども、482万4,000円は、大学生11人、専門学生2人、高校生1人の計14人に貸し付けたものであります。

次に、同ページ中段の2款財産費の執行率は89%であり、246万8,000円は、基金利子と資金繰りのため基金から繰り入れた額を基金に積み立てたものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 以上で補足説明は終わりました。

次に、監査委員から決算審査意見を求めます。監査委員の入場をお願いいたします。

（代表監査委員 入場）

○議長（米山千晴君） それでは、監査委員から決算審査意見を求めます。監査委員 池谷 浩君。

○代表監査委員（池谷 浩君） ただいまより、平成28年8月17日付、小監第36号にて小山町長に提出いたしました平成27年度小山町各会計歳入歳出決算、基金運用状況及び水道事業会計決算、財政健全化判断比率等の審査意見書の要点について御報告申し上げます。

なお、審査の結果は、込山監査委員と同意見でございますので、私が代表して御報告申し上げます。

審査は7月4日より7月28日まで、会計管理者及び関係部課長等関係職員の出席を求め、公平普遍の姿勢で実施いたしました。

審査の方針は例年どおり、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われたか、会計経理事務は関係法規に適合して処理されているか、財政は健全に運営されているか、財産管理は適正であるか等に重点を置き、慎重に審査を実施いたしました。

それでは、審査の結果を報告します。

審査の結果、財務に関する事務の執行、経営に関わる事業の管理、その他の事務の執行については監査した範囲内において、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるといふ地方自治法の趣旨の実現のため、概ね適正かつ効率的に執行されておりました。

ただ、一部に改善・検討を要すると思われる点が見受けられましたので、口頭で指摘いたしました。改善すべき点は早めの対応をお願いいたします。

最初に、一般会計及び特別会計を一括して申し上げます。

審査に付された各会計歳入歳出決算書等の様式は、関係法令の規定に沿って作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、予算の執行状況、財政運営及び財産の管理状況について、予算は議決の趣旨に沿って概ね適正に執行されており、翌年度へ繰り越しされた事業を除き、所期の目的を達成しているものと認められました。

次に、会計経理事務について、毎月行っております例月出納検査を参考に審査を実施し、概ね適正に処理されていると認められました。

財政運営について、概ね所期の目的に沿って成果を上げているものと認められました。

町税の収入未済については恒常的未収もあり、財源確保及び負担の公平から、更なる解消に努めていただきたいと思います。

一時借入は公共事業費用として利用いたしましたけれども、慎重な運用をお願いいたします。

平成27年度の決算収支の内容ですが、お手元の審査意見書を御覧ください。この中の数字につきましては、1,000円を単位として記入しており、1,000円未満は四捨五入しております。そのため、合計のところで金額が多少異なる場合がございます。それから、年度には3年度を目途に比較させていただきます。

一般会計の実質収支は4ページに載っておりますけれども、3億4,395万円、特別会計3億3,773万円、合わせて6億8,169万円の黒字であります。一時借入残高はありません。

決算の概要は、3ページから6ページに記載してございます。6ページの平成27年度一般会計の決算収支の状況を御覧ください。

歳入歳出差引額より翌年度へ繰り越すべき財源を考慮した実質収支額は3億4,395万円の黒字となりました。これに前年度実質収支額、財政調整基金積立額、財政調整基金取崩額を調整した結果、実質単年度収支額は4億2,673万円の黒字となりました。

次に、歳入の構成、歳出の構成について、7ページから9ページにかけて記載してございます。

歳入の構成では、自主財源は前年度より7億3,641万円増加しております。これは寄附金の増加が主なものでございます。依存財源の増加4億487万円は、地方消費税交付金、地方交付税及び国庫支出金の増加が主なものでございます。

歳出の構成では、人件費、扶助費等の義務的経費は大きな差はございませんでした。投資的経費は普通建設事業費の減少が主な特徴でございます。その他の経費といたしまして積立金を積み増してございます。

次に、財政力指数でございますが、平成27年度0.916となり、普通交付税の交付団体となっております。財政力の動向、財政構造の弾力性を示す各指数について、10ページの表に記載してございます。

11ページは、町債及び債務負担行為額の状況を記載いたしました。平成27年度末、町債残高は95億583万円で、平成27年度中は償還元金9億8,658万円に対し、起債は8億6,430万円に1億2,228万円減少いたしました。各事業債は1億3,216万円減少いたしました。臨時財政対策債などの特例による地方債2億775万円の増加が主なものでございます。

また、5ページに戻りますが、収入未済額、不納欠損額について記載いたしました。町民の皆様には負担をお願いしている中で、公平を期するため、収入未済状況及び不納欠損について、各担当者よりその対応を確認いたしました。今後においては、時効期限までに計画的、継続的な収納措置を、会計収納課収納推進室を中心に図られるよう要望いたします。

特に町営住宅家賃については、住宅使用料の徴収未済額が年間住宅使用料収入を上回っております。町営住宅長寿命化計画を実施し、良好な住環境の実現に向けて、より一層の効率的な維持管理、整備を進めていただきたいと思います。そのためにも、住宅使用料の滞納の累積を防ぐ措置と、新たに滞納を生まない努力が必要でございます。

一般会計の詳細資料を15ページから41ページに、特別会計の詳細資料は45ページから52ページに記載いたしました。

各会計の実質収支は、55ページのとおり黒字であります。国民健康保険税の歳入について、収入未済額は増加し、収納率は向上しておりますが、歳出について、入院を要する高額な医療給付は増加し、国民健康保険特別会計への大きな負担となっております。基金は本年度4,000万円の積み立てとなっております。残高として9,880万円となりましたが、これでは将来に不安を考えます。今後の課題として早急に取り組むことをお願いいたします。

平成26年度より設置された宅地造成事業特別会計は、町が優良な宅地を造成し供給するため設置され、南藤曲に16区画の宅地造成事業を行い、うち10区画を販売いたしました。

平成27年度より新産業集積エリア造成事業特別会計が、工業団地を供給するため設置されました。

財産の状況は56ページに記載してございます。基金の積み立ては6億347万円増加であります。財産の適切な管理を更に進めることをお願いいたします。

次に、地方自治法第241条第5項の規定により、審査に付された小山町土地開発基金運用状況でございます。59ページを御覧ください。審査の結果、山林の交換に伴う土地面積の減少と、立木補償による現金収入の増加がございました。これらについて計数に誤りがなく、基金の運用は条例の趣旨に従って執行されているものと認められました。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された小山町水道事業会計決算についての審査でございます。

審査は7月14日、関係部課長と関係職員の出席を求め、また、毎月の例月出納検査の結果を参考に、慎重に審査を行いました。決算審査の結果、水道事業の経営は地方公営企業法の基本原則の趣旨に従って行われました。平成26年度に地方公営企業会計制度が大幅に改正されました新基準・新制度での的確な運用をお願いいたします。

改正後の公営企業会計制度は、単に適用される会計基準の変更にとどまらず、地方公営企業の経営そのものに大きな変革をもたらすものと考えられます。経営実態がこれまで以上に明らかになりますので、改革の機会と捉え、的確な対応が必要でございます。

大規模災害が全国で発生しております。災害に強い、安心・安全な水道水の供給に努めていただきたい。そのための計画的な施設改修をお願いいたします。

水道料金が平成26年度より改定されました。例月出納検査で指摘しております水道料金の未収でございますが、引き続き滞納額削減に努力をお願いいたします。

次に、平成27年度小山町財政健全化判断比率等の審査意見について御報告申し上げます。

審査は7月28日、関係部課長と関係職員の出席を求めて、各比率の算出のための法令に基づいて資料が集められ、その算定資料に不足がないか、算定過程に誤りがないか、算出結果に客観的妥当性が認められるか等について、平成27年度決算並びに決算統計資料等と照合し、慎重に審査いたしました。審査の結果、各比率ともに法令に準拠して算出されており、その数値は正確であると認められました。

しかし、この数値はあくまで財政の不健全な状態を示す目安に過ぎません。従来から、財政運営を行う上で用いる経常収支比率などの経営指標を参考として、早期健全化基準等に近づかない財政運営を心がけることを要望いたします。

決算審査は、小山町の平成27年度決算について、計数の確認、予算執行、財産管理、財政運営、基金運用状況、財政健全化判断比率及び水道事業会計の決算計数について行いました。その審査いたしました範囲において、内容は概ね適正であったことを御報告申し上げます。

以上、平成27年度小山町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況、水道事業会計決算並びに財政健全化判断比率等の審査意見書の要点について報告いたしました。

報告を終わります。

○議長（米山千晴君） これで監査報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月9日金曜日 午前10時開議

認定第1号から認定第9号までの平成27年度会計決算9件と議案第75号 平成27年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計10件を一括議題として質疑を行います。

本日はこれで散会します。

午後1時10分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長	米 山 千 晴
署 名 議 員	池 谷 洋 子
署 名 議 員	込 山 恒 広

平成28年第5回小山町議会9月定例会会議録

平成28年9月9日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
 3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君
 5番 菌田 豊造君 7番 渡辺 悦郎君
 8番 梶 繁美君 9番 池谷 洋子君
 10番 込山 恒広君 12番 池谷 弘君
 13番 米山 千晴君

欠席議員 6番 阿部 司君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	室伏 博行君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	秋月 千宏君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
危機管理監	岩田 芳和君	町長戦略課長	長田 忠典君
総務課長	小野 一彦君	未来拠点課長	遠藤 正樹君
おやまで暮らしそう課長	岩田 和夫君	税 務 課 長	渡邊 辰雄君
住民福祉課長	渡邊 啓貢君	健康増進課長	平野 正紀君
防 災 課 長	杉山 則行君	建 設 課 長	高村 良文君
農 林 課 長	前田 修君	商工観光課長	大庭 和広君
都市整備課長	野木 雄次君	こども育成課長	小野 正彦君
生涯学習課長	山本 智春君	会計管理者兼会計収納課長	池田 馨君
小山消防署長	山本 孝信君	代表監査委員	池谷 浩君
総務課副参事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議会事務局長 鈴木 辰弥君

会議録署名議員 9番 池谷 洋子君 10番 込山 恒広君

散 会 午後1時31分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 認定第 1 号 平成27年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第 2 認定第 2 号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 3 認定第 3 号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第 4 認定第 4 号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 5 認定第 5 号 平成27年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 6 認定第 6 号 平成27年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第 7 認定第 7 号 平成27年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 8 認定第 8 号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 9 認定第 9 号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第10 議案第75号 平成27年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

阿部 司君は、本日の会議を欠席する旨、届けが出されておりますので御報告いたします。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 認定第1号 平成27年度小山町一般会計歳入歳出決算

○議長（米山千晴君） 日程第1 認定第1号 平成27年度小山町一般会計歳入歳出決算を議題とします。

本議案につきましては、8月31日及び9月5日の本会議において、町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

会議運営等規定によりまして、発言の場所でございますが、議員は最初から議員側の段に登壇して質疑を行い、当局は自席にて答弁を行うこととしております。また、通告に基づき一覧により順次一問一答で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

質疑の事前通告の通告順により発言を許します。最初に、3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） それでは、決算書の歳入に関する質疑からさせていただきます。

はじめに、昨年度もお聞きしましたが、29ページ14款1項6目3節の住宅使用料の収入未済額5,503万2,062円で、収入済額が5,283万1,072円より多いのは異常であります。この滞納理由と滞納入居者への対応はどのようにしているのか。また、対応は本当に慎重厳格に行っているのか伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 鈴木 豊議員の質問にお答えする前に、同種同類の質問が佐藤議員並びに藺田議員から提出されていたことを議会事務局から報告がありました。その意味でも、大変長くなってしまいますけれども、丁寧に説明させていただきます。

滞納者を分析してみますと、給料が不定期なもの、低年金収入などの低所得者から、ある程度の所得のある者まで様々であります。経済的理由から納めれないなどの原因はありますが、今まで町からの督促や催告に対して納付をしなかったため、累積して現在に至っているものが大半であります。その中で、分納は行っているものの、滞納額がまだまだ高額である者も多数おります。

また、滞納入居者への対応についてですが、平成26年度から引き続き、会計収納課に所属する

徴収員の臨戸訪問により、滞納家賃の納付を直接的に促すようにしております。それから、滞納額が40万円を超える者で、現年分、滞納分いずれかを支払っていない者10名に対して、明け渡し請求に進む旨の警告文書を昨年10月に、40万円を超える者で全く支払いのない者3名に対して明け渡し請求書を昨年10月に送付いたしました。警告文書を送付した者のうち9名と、明け渡し請求書を送付した者のうち2名は、相談により納付に関する誓約書を徴収し、計画書に基づいた納付を促しているところであります。

警告に対応しなかった者については、今年度明け渡し請求の対象者といたします。また、明け渡し請求書を送付した者のうち1名は今年度4月に訴訟を行い、先般、和解により住宅の明け渡しと分納納付の誓約に至りました。

また、これらの者のほかに、今年1月には入居中の滞納者21名と、既に退去した滞納者18名に対して、滞納状況に合わせた催告書を送付し、納付を促しています。

昨年度進めてまいりました債権差押命令の申し立てにつきましては、1件1名について手続が完了し、給与からの差押を行っております。

現在、滞納家賃の分納支払いに応じている者は54名です。これらの現況を踏まえ、滞納家賃の支払いに関しては、単純な取り立てのみでなく、滞納者と対話を行いながら、無理がない状態で可能な限りの支払いを今後も行ってまいります。

また、今後滞納額が増えないように、滞納家賃だけでなく、現年度の家賃についても納付を徹底してまいります。それでも納付が滞る場合には、訴訟などの次の段階へ進むような手だてを実施してまいります。

また、収入未済額につきましては、先日の議会報告のとおり、一部を不納欠損としました。今後も町営住宅家賃管理条例に照らし、徴収不可能と判断されるものに関しましては、引き続き不納欠損の検討を行ってまいります。さらに、徴収可能なものについては、会計収納課と連携し、確実な徴収を行えるように実施してまいります。

以上でございます。

○3番（鈴木 豊君） 再質問させていただきます。

ある程度、今の回答で努力している姿は分かります。また、監査報告でも厳しい指摘があり、昨年度も5,657万円余りの収入未済額がありまして、私はこれほどの未納は今までの職員の努力も不足しているのではないかと思います。

それでは、今後、何年をかけて未納をなくしていくのか。また、入居時の保証人等への請求はしているのか、再度伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） まず、保証人について、先にお答えします。保証人について、これ、従来、そこの調査といいますか、保証人が亡くなったり、あるいは保証人がいなくなったにも関わらず、新たな保証人を求めないようなことが行われていました。今後、こういう

ことがないように、毎年1回、今年はこの秋に実施しますが、連帯保証人の調査も実施してまいります。

今後の見通しについてですが、鈴木 豊議員が言われるように、池谷監査委員からも非常に厳しい御指摘をいただいております。その中で、まず、現年を中心に収納に努めなさいと。滞納繰越分について、要は不良債権について、とれるものととれないものについて区分し、とれないものについては小山町の家賃管理条例に基づいて不良債権を積極的にしていきなさい。とれるものについては訴訟も視野に入れながら、確実に収納を高めていきなさいということで、私から監査委員さんに全治5年、5年間の猶予をいただいで正常化していきなさいというふうに回答しております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） ないです。

それでは、次に43ページの16款2項9目1節の緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金2,262万2,397円の内容、つまり事業例と効果について、どう考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 鈴木 豊議員の御質問にお答えいたします。

平成27年度の緊急雇用創出事業臨時特例対策事業補助金により実施した事業は5事業あります。

1つ目は、生涯学習施設の管理運営に関する生涯人材育成事業、2つ目は、町の交流人口の拡大等の情報発信ツールの製作に関する富士おやまの情報制作人材就職応援事業、3つ目は、世界遺産ガイドの資格取得に関する富士山世界遺産観光人材就職応援事業、4つ目は、生涯スポーツにおける指導者の育成に関する生涯スポーツ人材育成事業、5つ目は、農村活性化センター等の利活用を推進する農村地域資源利活用・担い手育成事業で、いずれも平成26年度からの継続事業であります。

この緊急雇用創出事業臨時特例対策事業は、失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供することを目的として、県が基金を設置して平成21年度から27年度まで補助しておりました。最終年度の平成27年度は前年度に引き続き9人を雇用しております。

町では、先ほど言いました21年度から27年までの期間、様々な分野で活躍できる人材を育成できたことが成果であったと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○3番（鈴木 豊君） ないです。

それでは、続きまして、59ページの21款6項1目2節の雑入の備考欄のミニポートピア富士おやま環境整備協力費2,112万5,958円の収入がありますが、総入場者数及び売り上げと、また、こ

の金額を何か充当している事業はありましたでしょうか、お伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 議員御質問のミニポートピア富士おやまの環境整備協力費についてお答えいたします。

この環境整備協力費は、小山町と浜名湖競艇企業団との覚書及び協定書に基づき、売り上げの1%を納めていただくもので、浜名湖で開催されるレースのほか、平和島等の場外で開催されるレースの売り上げも含まれております。

平成27年度中のミニポートピア富士おやまの総入場者数は9万60人ございまして、売上金額は21億1,259万6,000円であります。

また、この環境整備協力費を充当している事業は特になく、一般財源として活用しております。以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） なし。

それでは、次に、歳入の最後ですが、61ページの21款6項1目2節雑入の道の駅観光交流センター、道の駅「すばしり」ですが、施設利用料1,893万7,198円ですが、売上金額は幾らで、そして昨年度より178万円ほど減額になった要因は何ですか、お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（大庭和広君） はじめに、道の駅観光交流センターの売上金額についてであります。

平成27年度の売上金額は3億7,874万3,974円で、前年比91.41%、3,561万3,874円の減額となりました。

次に、減額となった要因についてであります。減額となった要因としては、箱根山噴火の影響、富士登山者の減少等により、6月から9月の道の駅への来駅者が大幅に減ったことが主な要因と考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） なしです。

それでは、次から決算書の歳出に関する質疑をさせていただきます。

はじめに、77ページ2款1項4目25節の財政調整基金積立金について、近隣の基金積み立て状況と、今後の町の目標値に対する今年度決算における考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 財政調整基金についてであります。

財政調整基金は平成22年の災害復旧時の財源として繰り入れを行ったことから、平成23年度末に1億4,886万円となりました。いつ起こるか分からない災害や、将来の不測の事態に備えるため

に、総合計画では5億2,000万円を目標値としております。

平成27年度に2億8,000万円を積み立てたことにより、年度末で6億1,270万円となりました。しかしながら、近隣市町との比較では、いまだ少ない方であり、今後も引き続き計画的な積立を行っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） ないです。

次に、173ページの5款1項3目19節の有害鳥獣対策事業費の関係で、平成27年度小山町の猟友会会員は何名で、会員数を増やす対策はどのように考えていますか。また、捕獲個体数はイノシシ42頭、シカ155頭の実績ですが、頭数は増えているのか。また、被害対策はどのような対策を採っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 鈴木議員の御質問にお答えします。

5款1項3目有害鳥獣対策事業費についてであります。平成27年度の駿東猟友会小山支部の会員数は39名です。猟友会員の高齢化も進む中、会員数を増やす対策として、有害鳥獣捕獲に従事するために必要な狩猟免許の新たな取得に対する経費として、予算の範囲内において10万円を限度額として補助金を交付しております。

次に、有害鳥獣の捕獲頭数に関してであります。平成27年度のイノシシの捕獲頭数は42頭、前年度は105頭であります。シカに関しては平成27年度が155頭、前年度が152頭であります。捕獲頭数は年によって変動し増減がありますが、前年度比でイノシシの捕獲頭数は減少、シカはほぼ同じ水準で推移しました。

猟友会による有害鳥獣捕獲を実施するとともに、町では鳥獣被害防止対策協議会を設置し、地域ぐるみでの鳥獣被害防止対策を実施しております。

平成27年度実績としましては、小型箱わな4基の購入や、鳥獣進入防止柵1,880メートルの設置等に対する地区への助成等を行っております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） ないです。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。次に、184ページの商工費と188ページ観光費について、いずれも昨年の決算額に対しまして大幅な減額となっているが、これから町の発展には、商工観光の発展が重要であるのに、減額になっているのはどのような理由か、お伺いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（大庭和広君） 6款1項商工費及び6款2項観光費について、昨年の決算に対し、

大幅な減額となっているが、どのような理由かについてであります。

はじめに、6款1項商工費では、平成26年度の決算額に対し、2,371万1,500円の減額となっております。減額の主なものは、職員の人事異動に伴い、決算書187ページ備考欄(1)職員人件費で349万3,125円の減額、189ページ備考欄上から2行目にあります勤労者住宅建設資金貸付預託金で、利用者からの償還等があったことに伴い、941万4,224円の減額、また、平成26年度まで定住人口拡大事業費として、6款1項1目商工業振興費にありました個人住宅取得利子補給金事業が、平成27年度から7款5項2目建築指導費に移行したことによる989万2,400円の減額であります。

次に、6款2項観光費では、平成26年度の決算額に対し2,597万1,495円の減額となっております。減額の主なものは、観光振興計画策定に係る業務の261万1,289円、また、富士山五合目電化工事の2,844万9,800円の事業が終了したことによるものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 再質問ございますか。

○3番(鈴木 豊君) ただいま理由等、回答がありましたですけど、商工観光的に、事業的に減っているということはないでしょうか。1点だけお伺いしたいと思います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○商工観光課長(大庭和広君) 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

平成27年度の事業的には、26年度と比べまして縮小したものはございません。

以上であります。

○議長(米山千晴君) よろしいですか。

○3番(鈴木 豊君) 以上で終わります。

○議長(米山千晴君) 次に、1番 遠藤 豪君。

○1番(遠藤 豪君) それでは、3点ほどお伺いをいたします。

まず、決算の関係で一般会計の決算書、93ページです。2款2項2目の23節、過年度町税過誤納金還付金の1,720万1,285円となっておりますが、この件数と還付した税額の大きいものについて御説明いただきたいと思います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○税務課長(渡邊辰雄君) 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

23節過年度町税過誤納金還付金の件数と還付した税額の大きいものですが、還付金の総件数は145件です。その内訳は、固定資産税が20件、個人町民税が88件、法人町民税が36件、軽自動車税が1件でございます。

次に、還付した税額の大きいものですが、はじめに、固定資産税ですが、還付金の総額は854万6,000円で、その主なものは宅地評価の課税誤りによるものです。本来、研修保養所用地の価格で課税すべきところを住宅用地として課税していたため、過大な課税をしていたものです。

また、平成25年度から実施しております償却資産に係る照合調査により判明したもので、家屋

として課税しているものを償却資産として申告されていたことにより、重複して課税していたものでございます。

次に、個人町民税でございますが、還付金の総額は332万5,885円で、扶養親族などの申告漏れによるものが主なものであり、本人からの修正申告によるものです。

次に、法人町民税でございますが、還付金の総額は532万5,400円で、前年度に予定申告により納税されていたものが、確定申告により法人等の所得に応じて納税する法人税割が減額となったため還付したものでございます。

なお、現年度分につきましては、減額更正または歳入戻出により処理をしてございます。

また、軽自動車税の1件ですが、廃車処理の漏れによるものでございます。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） 了解しました。

次に、主要な施策の成果と予算執行状況の報告書の中から、36ページ、歳出の性質別内訳でございます。決算総額では対前年比12.9%の伸びを示しておりますが、投資的経費の普通建設事業費が10.6%減ということになっておりますが、その主な理由はどういうことでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 普通建設事業費の減についてであります。平成26年度決算では、生涯学習施設改修事業、消防第3分団車庫・詰所建設事業、こちらの事業があったことによるものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○1番（遠藤 豪君） 1点だけお願いします。

大きな事業が終わったということで理解はできました。しかし、この普通建設事業は今までどおり、その他の関係では特に減ったという要因はないということによろしいでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） ただいま説明させていただいたのは主な要因ということで、その他の事業は、事業により多少の増額、減額等ございますが、大きな要因としては、この2つの事業でございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○1番（遠藤 豪君） 了解しました。

次に、その後のページですけれども、37、38ページの事業費一覧の中で、繰越明許、それから事故繰越が11件ほどあると思うんですけれども、既にその後の進捗状況ということで終わったのもあろうかと思っておりますので、その11件について、その後の進捗状況について説明いただきたいと

思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 繰越明許と事故繰越の進捗状況についてであります。

平成28年8月末現在で、全ての事業が終了しております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○1番（遠藤 豪君） 了解しました。終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） 7件の質問をさせていただきます。

最初に、審査意見書4ページ、収入未済額、不納欠損額についてであります。

平成27年度は不納欠損額は前年度とほぼ同額で、やや改善されましたけれども、収入未済額は年々増加し、平成27年度は1億9,916万円と、前年度より845万円増加しています。この主要な要因は、5ページに記された国・県支出金等の収入未済額増加が主な原因なようではございますけれども、なぜ国・県支出金等の収入未済額増加が起こったのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 国県支出金等の収入未済額増加についてであります。

国庫支出金等の収入未済額が増加した要因は、国の補正に伴う地方創生加速化交付金事業や、低所得の高齢者向け給付金事業によるものでありますが、事業が繰越となっていることから収入未済となっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（高畑博行君） ありません。2番目の質問です。

同じく審査意見書7ページ、財政の構造、財源別歳入決算額調に関してであります。

財源別歳入決算額調の依存財源の内訳を見ますと、前年度比自主財源の小計7億3,640万5,000円の増加は、そのままふるさと納税寄附金の7億9,042万7,000円の増加によるものだということが分かります。依存財源の地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金の増加もありますが、総額で見た場合、ふるさと寄附の大幅増加があったからこそ実現できた平成27年度決算であったと分析していいんでしょうか、お伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 平成27年度決算の分析についてであります。

平成27年度決算では、ふるさと寄附が大幅に増加したところでありますが、それに伴う歳出もあり、決算全体を見た場合、ふるさと寄附の影響は多大なものがあると考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（高畑博行君） いいです。

3番目の質問です。同じく審査意見書17ページ、町税収納状況表の内容です。

町民税の個人現年分の収入未済額は、前年度より353万3,769円増え、収納率も99.11%から98.77%に下がっています。この原因をどう捉えているか説明をお願いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長（池田 馨君） 個人住民税現年分の収入未済額が増加した原因についての御質問にお答えいたします。

平成27年度の個人住民税現年分は、調定額が700万2,197円、0.66%の増に対して、収入額が336万9,990円、0.32%の増にとどまり、平成26年度と比較し、収入未済額が353万3,769円の増となりました。

その原因であります、収入未済額の内容を精査してみますと、大きな個別的な要因が一つございます。これは収入未済額のうち、約200万円を占める案件で、個人事業主が税務署の調査により所得税の過年度追加課税が発生いたしました。これと連動いたしまして、個人住民税も過年度課税をしたものでございます。この案件は税額が大きく、年度内の納付が困難であると相談がございまして、分納の誓約を受けており、結果として収入未済となったものでございます。

また、その他の要因として、平成27年度現年分の滞納者数は204人で、前年度に比べ94人の減となっておりますが、そのほとんどの方が滞納繰越分の未納がある上、現年分も未納となっている案件でございます。この中には、景気回復の影響を受け、所得が増えることで現年分の課税額も増となりながら、現在、滞納繰越分を納付中であり、現年分の納付に至っていない案件、逆に非自発的退職に伴い、特別徴収から普通徴収への切りかえとなったが、求職中のため納付がままならない案件なども見受けられ、これらが収入未済の増の原因と考えております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（高畑博行君） ありません。審査意見書38ページ、消防団の状況についてであります。

毎年、これ、質問が出てくるわけですがけれども、消防団の状況表で第2、第5分団の人数不足は各4人、1分団から7分団までの合計でも13人の不足が生じています。ここ数年、慢性的な不足状態が改善できていないように思うわけですがけれども、現状をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○小山消防署長（山本孝信君） 消防団の現状についてであります。

消防団員の定数は、小山町消防団条例において188人と規定されております。平成27年度の団員数は161人、充足率は85.6%であり、議員御指摘のとおり、各分団とも定数割れとなっております。また、消防団員の職業別を見ますと、被雇用者の割合が82%となっており、従業員の消防団活動について積極的に配慮していただいている事業所等へ、消防団協力事業所表示証を交付するなど、地域防災力の充実強化の推進を図っているところであります。

本年度におきましても、消防団の存在をアピールし、関心を持っていただくことが有効であると考えておりますので、地域のイベント等に参加し、広報活動を実施し、9月1日において団員169人、充足率は89.9%であります。

今後も消防団の広報活動では、活動実態を分かりやすく説明すると共に、消防団への理解を求め、団員の確保に努めてまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（高畑博行君） ありません。5番目の質問です。

主要な施策の成果と予算執行状況報告書の10ページです。健康づくり・地域医療、健康寿命、いわゆるお達者度の延伸についてであります。

健康づくり・地域医療の施策として、健康寿命（お達者度）の延伸を構築するとありますが、なかなかお達者度が上がりません。今回公表された5回目のデータでは、小山町は男性が最下位の35位、女性は下から2番目の34位です。健康増進課などもお金もかけ、様々な取り組みをしていますけれども、功を奏していない結果となっている、この現状をどう捉えるのか、お話をいただきたいと思っております。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 主要な施策の成果と予算執行状況報告書の10ページをお開きいただきたいと思っております。健康寿命の延伸、いわゆるお達者度の向上対策についての様々な取り組みについてであります。

議員御指摘のとおり、本年8月に県が発表しました平成25年度のお達者度では順位を上げることはできませんでした。

これを改善するべく、町では、平成26年度よりお達者度向上プロジェクト事業として、10ページの下段、下から3行目以降に記載をしておりますが、4つの重点事業を展開しております。その中でも、体力測定を行うお達者測定会と高齢者運動教室、おやま健康マイレージ事業については、年々参加者が増加しております。

また、お達者度向上の行動目標であります運動習慣の推進に対しましては、健康福祉会館のリラクゼーションスタジオの利用促進策によりまして、利用状況は上向き傾向にございます。

お達者度は、長年の生活習慣による影響に起因するものであり、直ちに改善できるものではないと認識しておりますが、町民の健康増進、並びに介護予防対策として、今後もお達者度向上プロジェクト事業を長期的視野で展開し、平成31年のお達者度の町の目標値であります、男性17.12年、女性20.64年の達成を目指して、事業を推進してまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（高畑博行君） いいです。

それでは、歳出に関する質問を2件させていただきます。

決算書137ページ3款2項1目老人福祉総務費の老人福祉対策費の説明欄(2)の19、2市1町共通無料入浴券負担金を600万4,300円支出していますが、実際にあしがら温泉や御殿場温泉などの無料入浴券による利用者数、そして利用率、どのくらい配って、実際にはどのくらい利用しているか。この利用率はどの程度だったのでしょうか、説明を願いたいと思います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○住民福祉課長(渡邊啓貢君) 2市1町共通無料入浴券負担金についてであります。

当事業は、高齢者の健康増進をはかることを目的に、御殿場市、裾野市及び小山町の2市1町の温泉施設で利用できる温泉無料入浴券3枚と、町内の温泉施設及びパークゴルフ場で利用できる無料利用券の3枚、合計6枚を敬老会の招待状とともに配付し、御利用いただいているものがあります。

平成27年度は3,882人の方に6枚ずつ、合計2万3,292枚を配布いたしました。各施設の利用者数と温泉券等の発行枚数に対する利用率につきましては、あしがら温泉が7,693人で33.0%、御殿場温泉が902人で3.9%、ヘルシーパーク裾野が984人で4.2%、須走温泉天恵は昨年9月から利用いただけるようになりましたが、1,076人で4.6%、吉久保のパークゴルフ場が1,326人で5.7%、足柄のパークゴルフ場が46人で0.2%、合計で1万2,027人の方が利用し、利用率は51.6%であります。

町では、より多くの方に利用いただけるよう、本年9月からはリニューアルしました健康福祉会館のリラクゼーションスタジオでも御利用いただけるよう、利用施設を増やして対応してまいります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 再質問ございますか。

○4番(高畑博行君) 再質問させていただきます。

51.6%の利用率ということだと、まだ半分しか利用されていないと。町の善意が具体的な高齢者の方々に利用されていないというところが非常に残念に思うわけです。今後、健康福祉会館の利用なんかも進めていくという、今のお答えでしたけれども、いろいろな多角的な角度から、この高齢者に対しての利活用をもっと上げるというふうな努力を、やっぱりしていくべきだろうなというふうに思いますけど、その点でのお考えと伺いますか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○住民福祉課長(渡邊啓貢君) 今後の利用につきましては、昨年、27年度は天恵を利用施設として含めました。また、今年に対しましては健康福祉会館リラクゼーションスタジオ、こちらの方でも利用を進めております。このように、利用できる施設というものを段々増やして、利用者の方々に多彩なメニューを出していく中で利用率を上げていくように努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○4番(高畑博行君) それでは、最後の質問です。決算書261ページ9款5項4目生涯学習センター管理費に関してであります。

説明欄(2)の文化会館等管理運営費の13、指定管理料で1億2,500万円が支出されています。リニューアル以前と以後の単純比較はリニューアル中の使用できなかった期間があるので難しいと思いますけれども、指定管理後の利用状況の分析を当局としてどう捉えているのかお聞きしたいと思います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○生涯学習課長(山本智春君) 生涯学習施設に指定管理者制度を導入した後の利用状況の分析についてであります。主な施設の利用者数の状況で説明をさせていただきます。

まず、総合文化会館の平成27年度の利用者数は、生涯学習施設のリニューアル工事以前の過去3年間の平成22年度から24年度の平均利用者数と比較しますと、約4%の増加となっております。これは、幼少期から高齢者まで、それぞれの年齢層が参加できる各種教室を増加して開催したことなどが要因と考えております。

また、総合体育館の平成27年度の利用者数と平成22年度から24年度の3年間の平均利用者数を比較しますと、約8.2%の増加となっております。これは特にトレーニング室のリニューアルを行ったことが利用者の増加につながっております。

また、図書館の利用状況では、平成27年度の利用者数と平成22年度から24年度の3か年の平均利用者数を比較しますと、約14.4%の増加となっております。この増加の要因として、自宅のインターネットで図書館の蔵書を確認できる検索システムの導入や、図書館の利用履歴を預金通帳のように記帳できる読書通帳の導入が考えられます。このことから、生涯学習施設に民間のノウハウを取り入れる指定管理者制度を導入したことは効果があったものと考えております。

さらに、関係団体を含め、毎月実施しています連絡調整会議や、施設の適正かつ円滑な運営を図るために設置しています小山町文化会館等運営協議会での協議により、町や利用者の意見が反映できるようになっておりますので、より良い運営ができていると考えております。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 再質問ございますか。

○4番(高畑博行君) 以上で終わります。

○議長(米山千晴君) 次に、12番 池谷 弘君。

○12番(池谷 弘君) 本日は6件の質問をさせていただきます。

まず1件目でございます。審査意見書33ページ保育園費でございます。

現在、保育園の合計定員は360人に対して、入園者数は328人となっておりますが、待機児童者はいないと考えて良いのでしょうか。

また、働く女性も多くなり、年少の入園希望者が多くなっていると思いますが、入園希望をか

なえられているのでしょうか、対応についても伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（小野正彦君） 池谷 弘議員にお答えします。

保育園の定員360人に対し、入園者328人で、待機児童はいないかという御質問ですが、平成27年度3月末待機児童はいませんでした。年度当初、待機児童はいませんが、本人が希望する園には入れず、他の園に入っただけということもあります。また、年度途中においては、歳児別定員がいっぱいとなり、待機していただくこともあります。

対応といたしましては、入園のできる園に回っていただくようお願いをしていき、待機児童の解消に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○12番（池谷 弘君） 了解しました。

引き続きまして、第2点目をお願いいたします。審査意見書40ページ社会教育施設の利用状況についてでございます。

パークゴルフ場は町の管理であり、1日平均利用者は、平成26年度27名から平成27年度33名になって、増となっておりますが、指定管理の体育館等の利用者数は大幅にアップしております。

更なる利用者増のために、今後、パークゴルフ場の管理を指定管理としていくお考えがあるのか伺います。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（山本智春君） パークゴルフ場の指定管理者制度導入についての考えであります。

パークゴルフ場の管理につきましては、平成27年度からの生涯学習施設に指定管理者制度の導入に向けた検討をする中で、町民の健康保持と増進を図る施設として、他の体育施設とは明確に区分して管理運営したいと考え、町直営で管理するのが望ましいと判断したものであります。

町といたしましては、業務の一部を委託している地域の方々との連携も進める中で、更に多くの方に利用していただける健康増進を兼ねた生涯学習施設として充実させていきたいと考えておりますので、当面の間は町の直営で管理をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○12番（池谷 弘君） 了解しました。

次に、3件目をお願いいたします。決算書144ページ園庭芝生整備事業でございます。

園児には芝だけでなく、グラウンドで土の場所も必要であるとも聞いております。保育園の園庭の芝生整備はどのような計画で進んでいるのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（小野正彦君） 園庭の芝生整備計画ですが、平成27年度にきたごうこども園の芝生化を静岡県グリーンバンクの補助をいただき実施いたしました。

平成22年度に足柄幼稚園、平成24年度に駿河小山幼稚園、平成25年度にすがぬま保育園の芝生化を実施しております。

芝生をしていない須走の保育園、幼稚園は、気候等の条件により、また、いきど保育園は園庭に車が入ってくることから、芝生化の計画はしておりません。

また、芝生化を行った園につきましては、全園芝生とはなっておらず、一部土の部分が残っている状況です。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○12番（池谷 弘君） 了解しました。

次に、4点目をお願いいたします。146ページ多様な保育推進事業費補助金についてでございます。

保育園独自の保育は必要と考えております。県からも半額助成となっておりますので、この事業目的と事業内容を伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（小野正彦君） 多様な保育推進事業費補助金についてですが、3歳児未満の数が年間72人以上となる民間保育所、民間の認定こども園に対して、1歳児に月額2万1,000円、2歳児に月額8,000円の補助を行っております。

この補助金に対しまして、県から2分の1の補助をいただいております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○12番（池谷 弘君） 了解しました。

次に、5点目でございます。151ページ放課後児童クラブについてでございます。

放課後児童クラブは5か所147名の児童が利用しているとの説明がありました。今後も多くの児童の利用が見込まれます。児童が遊べる場所が貧弱なところもありますので、今後のクラブの場所等の環境整備にどのように取り組むお考えがあるのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（小野正彦君） 放課後児童クラブの場所等の環境整備についてですが、現在、5か所の放課後児童クラブのうち北郷と足柄の放課後児童クラブが支所併設のコミュニティセンターを利用しております。この2か所につきましては、役場の会議等で検討を進めているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○12番（池谷 弘君） 了解しました。

それでは、最後の質問をさせていただきます。158ページ生活習慣病予防費、保健事業でございます。

がん検診が主なものであるとの説明がありました。マスコミ報道にもありますように、がんへの対応が本年の喫緊の課題でもあります。小山町での受診率と受診アップの施策について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 決算書の159ページ上段の備考欄（3）生活習慣病予防費の13節委託料保健事業3,487万6,000円について、町のがん検診受診率と受診アップの施策についてであります。

平成27年度の主ながん検診の受診率は、肺がん検診が31.6%、胃がん検診は25.4%、大腸がん検診は44.4%、子宮がん検診は34.6%、乳がん検診は27.9%であります。前年度と比較しますと、それぞれ数%の増減はありますが、ほぼ同様の受診率となっております。平成26年度の県平均受診率と比較しますと、乳がん検診以外は県内でも高い受診率となっております。

平成27年度からは、受診者の利便を図るため、子宮がん検診は集団検診に加え、誕生月検診に変更し、さらに、本年度からは乳がん検診のうちマンモグラフィー検査についても誕生月検診に変更し、未受診者への再通知や電話での受診勧奨を実施しています。

また、平成28年度の受診アップの施策につきましては、特定健診とがん検診が始まる6月を検診受診強化月間と位置づけ、集中的なキャンペーンを実施し、各種のイベントや会議などで45回、延べ1,923人の皆様に受診啓発を行いました。

がんによる死亡を減らすためには、早期発見と同時に早期受診が肝要でありますので、精密検査となった方への訪問や電話勧奨等で精密検査の受診率の向上にも重点を置いています。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○12番（池谷 弘君） 了解しました。以上で終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 渡辺悦郎君。

○7番（渡辺悦郎君） それでは、早速質問の方に入らせていただきたいと思います。

決算書、諸収入の中で、58ページ、59ページ、21款6項1目2節及びこれに関連しまして、歳出の方で108ページ、109ページ、松田町営駐車場の件でございます。26年度は収入に対して支出

の方が上回っておりました。本年度は、27年度は、収入が126万6,000円、支出の方が144万円となっているわけでございます。

平成27年度の年間の利用人数と状況、それと収入が支出を下回った理由と、事業の必要性について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 松田町営駐車場を利用するには、事前に窓口に申し込みをして、1日単位で利用する場合は500円、1か月単位で利用する場合は5,000円を納めてもらっております。

昨年度の決算額のうち、日貸しの利用は年間813件の40万6,000円です。月貸しの利用は年間172件の86万円であります。

小山町は松田町から24区画を1か月5,000円で借り上げており、その支出額が144万円であります。利用状況は、月貸し利用が年間を通じて15区画程度であり、残りの9区画程度を日貸し用として利用してもらっています。この日貸し利用が年間1,200件を超えると、借上料を上回ると考えられます。

先ほど申し上げたとおり、昨年度の実績は、日貸しが年間813件ですので、400件程度少なかったことが下回る理由であると考えております。

また、新松田駅を利用して小山町から首都圏に、または首都圏から小山町に通勤・通学をしている方への支援策として重要であると考え、今後も継続していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。

支出の方が144万円ということでありまして、収入の方はちょっと下回っていると。144万円に対して、大体17万4,000円ほどが足りないわけなんですよね。その区画数について、本当にそれだけ必要なかどうか。そこを伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 先ほど利用状況の中で、月貸しの利用が15区画程度というふうに申し上げたとおり、残りの9区画程度で日貸しの利用者に対して対応をしているところでありまして、その日貸しの利用者のために9区画程度は必要であると考えており、24区画で引き続き利用したいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○7番（渡辺悦郎君） 144万円に対しての17万4,000円という比率を考えたときに、果たしてそれが適正であるかどうかというのは、私はちょっと問題だというふうに考えます。今の課長の説明の方で、これで切らせていただきます。

次の質問をやらせていただきます。決算書、歳出の方ですね。76、77ページ2款1項4目13節土地鑑定についてであります。不動産鑑定評価を入れた、これ、すごく私はいいいことだと思っております。その場所と面積、その目的を教えてくださいたいと思います。お願いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 土地鑑定についてであります。鑑定評価につきましては3か所実施いたしました。1か所目はきたごう保育園跡地で、面積は2,518.62平方メートル、売却目的のためであります。

2か所目は足柄支所敷地で、面積1,915.15平方メートルで、土地所有者からの買い取り希望がありましたので、鑑定評価をしたものであります。

3か所目は医療法人社団青虎会及び社会福祉法人博友会に貸し付けている足柄地区の町有地2万9,979.75平方メートルで、処分可能な普通財産として鑑定評価を実施したものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（渡辺悦郎君） 次、同じく決算書の歳出82から83ページでございます。2款1項6目14節LED防犯灯等リース事業についてであります。

LEDに交換することで、すごくやっぱり経済的にいろいろな利点というのがあると思います。その中で、電気料等ランニングコスト、また防犯面での有効性について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） LED防犯灯リースについてであります。

LED防犯灯につきましては、リース料は町が負担しておりますが、維持管理を各地区にお願いしております。電気料も各区が支払っており、料金はLEDに変えたことにより半額程度になっております。また、以前の蛍光灯の防犯灯に比較しまして明るくなっていることから、防犯面でも非常に有効であると考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（渡辺悦郎君） 次、決算書の116、117ページ2款7項4目（4）の地方創生先行型事業費について伺います。

それぞれ地域資源を活用したビジネスモデル事業、学生向けUIJターン促進事業、インバウンド対応ホームページ構築事業、この3項目ございますが、それぞれの事業内容について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 117ページ備考欄（4）の地方創生先行型事業費、これ、2段書きになっていまして、下の部分はよろしいですか、上の部分だけで。地方創生先行型事業費の地域資源を活用したビジネスモデル、この上段の地方創生先行型事業費につきましては、お

やまで暮らそう課分と町長戦略課分がございます。おやまで暮らそう課分を私の方から先行してお答えさせていただいて、残りを町長戦略課長から答弁するというところでよろしく申し上げます。

地域資源を活用したビジネスモデル事業299万300円は、首都圏から見た小山町の魅力や首都圏の子育て世代を呼び込む方策について、東京在住の3世帯の方、並びに子育て分野の専門家をお招きし、新たな小山町内での地域振興策についての調査・分析を実施しました。

学生向けU I J ターン促進事業299万9,160円についてでございますが、首都圏の大学生を対象に、町や町内企業の課題について大学生にグループワーク（アイディアソン）や現地フィールドワークを実施し、大学生向けの町のPRや町内企業と大学生とのマッチングを実施いたしました。

グループワーク（アイディアソン）は、東京都内で4回開催しております。現地フィールドワーク、これは1泊2日で都内の大学生が小山町にお越しいただいて、企業様と研修をしたところ です。これは1回開催しております。大学生の延べ参加人数は88名となっております。

私からは以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 地方創生先行型事業費のうち、町長戦略課で行った2つの事業について説明いたします。

1つ目は、中段にありますインバウンド対応ホームページ構築事業で、事業内容は小山町の魅力を国内外に発信し、観光客の増加を促すため、観光ホームページの充実を図るとともに、外国語の翻訳機能の追加とスマートフォンへの対応を行いました。

2つ目は、下段の福祉理美容地域活性化業務で、事業内容は高齢者の生活の質の向上や地域の賑わい及び理美容師の仕事創出につなげるため、町内理美容師を対象に福祉理美容師の養成講座を行い、訪問理美容の実施に向けて準備を行いました。また、メイク、ネイルなどのおしゃれ講座を開催いたしました。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（渡辺悦郎君） ありがとうございます。次にまいります。

120、121ページ2款8項1目備考の13富士おやまの情報制作人材就職応援事業、これについて、この事業の内容について教えていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 事業の説明をさせていただきます。県の緊急雇用創出事業補助金の地域づくり事業を活用しまして、平成26年4月から平成27年5月までの2か年度において、小山町テレビ共聴組合へ委託事業として実施いたしました。

委託の内容は、小山町テレビ共聴組合が離職者を雇用し、人材を育成しながら、プロモーションビデオの制作や独自番組の企画・取材・撮影・制作等を実施いたしました。

成果品といたしましては、10分間の小山町プロモーションビデオを作成しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（渡辺悦郎君） 次にまいります。

170、171ページ5款1項2目19節アジサイの里づくり交付金であります。町内で本当に今、各地域でアジサイを植栽して、交流人口の誘致増大を目指しているわけですが、この交付金の詳細について説明していただきたいと思えます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 170ページ5款1項2目19節アジサイの里づくり交付金10万円につきましては、現在進めている中山間総合整備事業のほ場整備の法面等にアジサイを植栽することで、湯船区のようなアジサイの里をほかの地区にも普及し、花と緑のまちづくりを推進することを目的とし、所領あじさいの会に苗木の確保や管理をお願いしているところでございます。

平成27年度の実績につきましては、開成町から苗約3,000本を採取したものを、休耕田を活用し、挿し木により育苗しており、誓いの丘への植栽、整備を商工観光課と連携し、実施しているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（渡辺悦郎君） オーケーです。

次の8番につきましては、鈴木 豊議員の方で詳細な説明を受けておりますので、省略して次に進めさせていただきます。

182、183ページ5款2項1目19節木質燃料ストーブ導入補助金についてでございます。

これ、予算を見たら、すごく私、実は少ないと思っているんですけども、この件数について伺います。また今後、これを奨励するための方策について伺います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 5款2項1目19節負担金補助及び交付金のうち、木質燃料ストーブ導入補助金について御説明いたします。

平成27年度補助実績は1件であり、町内須走地区で新築家屋に薪ストーブを設置された方に5万円の補助を実施いたしました。平成26年度は6件、合計30万円の補助実績があったことから、平成27年度も同程度である30万円の予算を確保しました。しかし、秋以降に石油製品価格が下落したことなども木質燃料ストーブの導入を鈍らせる一因となったのではないかと考えております。

木質燃料ストーブの導入につきましては、第4次小山町総合計画の中で適切な森林整備を通じた林業活性化のための施策の一つに位置づけられていることから、要綱を一部改正し、引き続き4か年延長して補助金の交付を実施することとしました。

今後奨励するための方策であります。おやまで暮らそう課や近隣の木質燃料ストーブ取扱店

との連携を図り、本制度の周知について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（渡辺悦郎君） 最後の質問でございます。186、187ページ6款1項1目19節タウンマネージャー配置支援事業についてでございます。

タウンマネージャー配置支援事業につきましては、もう年数もかなりかけてきておりますけれども、その経年変化と有効性について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（大庭和広君） タウンマネージャー配置支援事業は、平成25年度から平成27年度まで、小山町商工会で実施をいたしました。3年間の事業実施により、商工会の中に新しい組織として、街づくり研究委員会が発足され、さらには町の賑わい創出による地域の活性化について検討する賑わい創出研究部会、また、地場産品や観光資源など、地域資源の発掘と、それらの活用方法について検討する地域資源研究部会を設置し、映画祭の開催、また、町全域にも賑わいを創出すべく、買い回りを見込んだビンゴ形式のスタンプラリーを開催するなど、平成28年度以降も継続的に事業を実施できる体制を整えることができ、今後の商店街の活性化に大いに期待できるものとなりました。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。

ここ3年ほど見ているわけなんですけれども、当初やっぱり新しい風を入れるというか、目新しい事業というのをいろいろ出てきたんですけれども、どうも昨年、27年度、これを見て、もうちょっと違った方策はないのかなというのが正直なところでございます。

実質、商工会の方でやっているわけなんですけれども、商工観光課の方でももう少しいろいろな形でいろいろなリクエストというんですか、要望を入れながらやっていただきたいというふうに考えます。

以上で終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、5番 藺田豊造君。

○5番（藺田豊造君） 通告に従いまして6件ばかり質問させていただきます。

第1番目に、総括であります。先日、企画部長の御説明の中に、町民税はわずかに増加し、それからまた、法人町民税もまたわずかに増加したと説明がありました。これがアベノミクスによる政策の効果だと言われておりましたが、この効果の具体的な内容についてお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡邊辰雄君） 藺田議員の1点目のアベノミクスによる政策効果を具体的にについてお答えいたします。

本件は決算に対する御質問でございますので、私からの回答は税法上、税条例に基づいてなされた税収についての分析ということで御理解をいただければと思います。

まず、個人町民税に関してですが、平成26年度の現年収入済額は10億5,466万3,000円、平成27年度は10億5,803万3,000円と約0.32%の増加をいたしました。対して、納税義務者1人当たりの納税額は平成26年度が9万6,219円、平成27年度が9万9,187円となっており、3.08%の増加となっております。

この数字が示しますとおり、税収の増加は個人の所得増加による納税額の増加が寄与しているものと考えられ、とりもなおさず景気の上昇、あるいは賃金の上昇が反映しているものと思われる。

また、法人町民税に目を移しますと、平成26年度の税制改正による法人税率の引き下げがあった中においても、平成26年度現年収入済額は3億1,023万8,000円、平成27年度は3億1,651万4,000円と、約2.03%の増加であり、一法人当たりの納税額は平成26年度が70万3,489円、平成27年度が73万980円となっており、3.90%の増加となっていることから、企業収益も個人所得同様に増加していることが伺えます。

政府の行っている経済対策は、様々な分野において総合的に実施されているものであり、そのどの施策が小山町に効果をもたらしているかということは一概に言えませんが、いずれにしましてもこのような結果が表れているということをお示しして、回答とさせていただきます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） ただいま税務課長からる説明がございました。今の政策が今年度も続いているのかどうか。少々違いますけれども、お答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（湯山博一君） 国の政策については答えることはできませんが、税に関しましては町の税条例、地方税法等に基づいて、今後も進めていくつもりでおります。

以上です。

○5番（藺田豊造君） 結構です。

では、決算書、歳入について伺いいたします。46、47ページ17款2項1目不動産売払収入のうち、町有地売払収入は1億1,648万円、15件売り払ったとあります。そのうちの市街化区域の売り上げは幾らか。また、市街化区域の公有地売り払い方法はどうか、入札方法なのか、それ以外の方法なのか伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 不動産売払収入についてであります。市街化区域の売り上げであります。5件で6,428万円余りとなっております。市街化区域の売り払いの方法については、原則一般競争入札としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） ただいま総務課長からのお答えにより、一般競争入札でもって売り払っていると。そのわけを聞かせてください。一般競争入札で売っているという、そのわけをお聞かせください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 一般競争入札を採用している根拠ですが、財産管理規則等で規定をしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 競争入札の方法もいいですけども、しっかりと鑑定士を入れて売り払い方法を考えた方が、私は正当な売り払い方法になると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 平成27年度に実施いたしました市街化区域内の、具体的に申し上げますときたごう保育園の跡地、こちらにつきましては、鑑定を入れた上で予定価格を設定し、一般競争入札を実施しております。基本的には予定価格を設定するためには鑑定を入れる、こういうふうに考えております。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 結構です。

3番目の質問に入ります。48、49ページ18款1項1目1節の一般寄附金の4,995万円はどこからの寄附か。それから、また、その件数、内訳を教えてください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 一般寄附金についてですが、全部で5件ございます。彰徳山林会様から須走地域振興事業基金積立のために2件、それから町村会から1件、そして個人からふるさと寄附ということで2件、こちらとなっております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 再質問します。

毎年同額に近い寄附金があられて、当局の努力が大変に私は伺えると思います。しかしながら、須走の指定寄附でございますけれども、こういうものが税金に納められたらば、みんなが一緒に使うというふうな方法が、私は一番いいと思う。須走に限定した理由、それからまた、それがみんなに使われるような一般寄附の普通の寄附のような状態に努力しているのか。あるいは、そういうふうなことでもってがんじがらめになっているのかどうかをお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（湯山博一君） 今、議員御指摘の一般寄附金という備考欄、説明欄なんですけれども、一般寄附金と返礼品のあるふるさと寄附金というふうに分けてありますけれども、一般寄附金の中にもそれぞれ指定寄附、それから用途を求めない寄附というのがあります。

今、議員おっしゃられました須走地域の法人からの寄附金に関しましては、須走地域の振興基金に積むという指定寄附ということで受けておりますので、当然そこに積む。須走地域の振興基金の使途につきましては、須走地域の振興に充てるというふうに条例で決まっておりますので、そのとおりに運用するところです。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○5番（菌田豊造君） これ以上質問しても、それは無理だからいいです。

4番目の質問に入ります。

48、49ページ18款1項1目2節ふるさと寄附金についてお伺いいたします。ふるさと寄附金は8億4,587万円あったとお伺いしております。目標の9億9,000万円には届かなかったですが、率にしては86%か87%ぐらいが入っていると。届かなかった理由について、どのような分析をしているのかお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 目標額、予算額に届かなかった理由は、平成27年分の寄附控除の対象となる昨年の12月までは、駆け込み寄附などにより大幅に寄附額が増加していたものの、寄附控除の年区分が変わった今年1月から寄附が停滞してしまったため、見込みよりも減少したと分析しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（菌田豊造君） そういうふうなことが分かっている、対策しているのかしないのかということをお聞きします。これから減少する、あるいはいろいろなことが減少する原因ができていて、そういうことが分かっている、今対策をしているのかどうかということをお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） それらの対策につきまして、今年度は、ふるさと寄附が、ほとんどの方がインターネットから寄附をすることから、ふるさと納税の申し込みのポータルサイトを昨年度から更に2つ増やし、インターネットを利用する際に目のつくようにしたり、また様々なところから申し込みが可能とするように対策をいたしました。

さらに、寄附されている方の20%が東京都民の方から寄附をいただいております、その東京都民を対象に、今年度は新聞折り込み広告を作成し、配布するなど、返礼品のPRをしております、歳入の確保につきまして努力、取り組んでいるところでございます。

以上であります。

○5番（菌田豊造君） 結構です。

次に、決算書の歳出の方に移ります。180、181ページ5款1項10目13節活性化センター等マネージメント事業について、また、この事業の目標及び事業内容について、また900万円の支出がされています。この事業の詳細について御説明ください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 5款1項10目13節活性化センター等マネージメント事業につきましては、失業者の雇用機会の創出を目的とした緊急雇用創出事業の地域人づくり事業を活用し、農村活性化センター及び足柄ふれあい公園・農園のさらなる利活用を進めるべく、町の魅力を発揮させることができる人材の育成や、地域資源を活用した6次産業化など取り組みを推進し、町の経済の活性化を図ることを目的とし、豊富な経験と専門知識を有するNPO法人グラウンドワーク三島に委託し、平成27年3月から平成28年2月の1年間実施いたしました。

事業の内容につきましては、施設利用者へのアンケート調査やヒアリング等による実態把握を実施しております。また、町の魅力を発揮する人材育成講座として、農のミーティングを3回開催しました。1回目は町内若手農家の夢や抱負、2回目では実際に地元の食材の試食を行い、食材の魅力や商品化の可能性を、3回目では販売やPR方法をテーマにフードコーディネーター等の専門家を交え開催し、6次産業化を検討している農家や消費者の皆さんに大変好評でありました。

以上を踏まえ、農村活性化センター及び足柄ふれあい公園・農園の新たなデザインと利活用に向けた提案についてまとめました。

なお、本取り組みを参考にしつつ、本年度におきましては農村活性化センターについては指定管理者である株式会社ふじおやまと連携し、地産地消の取り組みである学校給食への地場農産物の利用拡大や、餅、水かけ菜等の6次産業化の取り組みについても行ってまいります。また、足柄農園、あしがら農村公園につきましては、各種イベント開催など、交流人口の拡大を推進する取り組みを進めてまいります。

以上であります。

○5番（菌田豊造君） ただいまの説明されましたけれども、この900万円の中に人材育成というのがありましたけれども、人材育成については、これは人件費等が払われているのかどうか。

それから、ふれあい公園について、それについても人件費が払われているのかどうかをお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 人件費等につきましては、緊急雇用でございますので、NPOグラウンドワーク三島が雇用した2名の人材について人件費を支払っております。

それから、ふれあい公園につきまして、特に人件費はこの事業自体だけ払っておりますので、

特にふれあい公園については支払っておりません。

以上です。

○5番（藺田豊造君） 結構です。

58、59ページ21款6項1目2節に移ります。町民いこいの家利用料についてお伺いいたします。

町民いこいの家利用料については、協定でもって利用料のパーセントを6%にすると。この6%にしたわけ、これについてどのような設定根拠があるのか、お示してください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（大庭和広君） 町へ納付する金額を利用料の6%と設定したのは、平成25年度に町民いこいの家に初めて指定管理者制度を導入したときに検討し、設定したものであります。

具体的には平成17年の町民いこいの家オープン時からの町民いこいの家に関わる単年度の収支を算出し、これをもとに利用料の6%を設定したものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ありますか。

○5番（藺田豊造君） 再質問します。

現在、消費税というのは、今8%になってございます。これとは別物と思いましたがけれども、8%に利用料を上げるというような考え方はありますか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（大庭和広君） 再質問にお答えをいたします。

現在のところ、利用料の値上げについては検討しておりません。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） では、最後の質問に移ります。

決算書の223ページ7款5項2目19節になります。定住促進事業について、企画総務部長から説明ありましたが、再度確認させていただきます。

定住促進事業助成金は83人、個人住宅利子補給金は136人に交付されていると説明がありました。関連して、定住促進事業助成金と個人助成金を合わせますと、約2,000万円の金額となりますが、この費用対効果について、どのようにしているのか、どのように認識されているのかお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 定住促進事業助成金と個人住宅利子補給金制度の費用対効果について、どのような認識を持っているかとお尋ねでございます。

定住促進事業助成金、個人住宅取得資金利子補給金について、それぞれ制度の説明については省略させていただいて、費用対効果について端的にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、人口の推移から、その効果について説明をさせていただきます。平成27年4月1日現在の住民基本台帳の人口は1万9,210人、本年4月1日現在の人口は1万9,197人となっております。

て、13人の人口減少となっております。

ちなみに、平成24年、25年、26年の3か年の平均の人口減少は300人を超えているという数字でございます。そういった面からも、大幅に人口減少に歯どめをかけたものと認識しています。

また、両制度を活用していただいて、家が建つと固定資産税が、人口が増えると住民税が増加します。また、最近では、共働き世代が増えておりますので、交付した金額以上のものが短期に回収できているというふうに認識しています。

いずれにいたしましても、費用を凌駕して余りあるとは言いませんけれども、十分効果は出ているというふうに認識しております。今後も鋭意、両制度を活用して更なる効果が発揮できるように全力を尽くしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ありますか。

○5番（藺田豊造君） この促進事業に関わって、多少誤解があるかもしれませんが、40歳以下の年齢がどのくらい利用したか、それをお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 人数については数値を持ってるんですが、世代間の数字を厳密にまだ分析してというか、集計をとっていませんが、20代から30代が、私の感覚で申し上げますと9割ぐらいで、ほとんどは40歳未満の方がこの制度を活用しております。

以上です。

○5番（藺田豊造君） 以上で終わります。

少し、ちょっと時間をください。今年度の質疑、いろいろありましたが、最後に一言言わせてください。平成27年度主要施策の成果と予算執行状況報告書について、平成27年度小山町歳入歳出決算書あるいはそれらをいろいろ精査したところ、幾つかの点が気になりました。また、幾つかの違和感もありました。

27年度を振り返ってみますと、人口減少、そういった対策についておやまで暮らそう課などを新設し、いわく地方創生、また、やれ人口ビジョンなどが打ち出されております。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略など様々な言葉が飛び交いました。しかしながら、27年度の主要施策の成果とあるいは予算執行状況の報告書を見ますと、そのような記載が見当たりません。

また、人口減少対策としておやまで暮らそう課を新設しましたけれども、意義と成果をどのように認識されているのか。これは質問というか、通告していませんけれども、町長さんでも部長さんでも結構です。これについてお答えくだされば本当に幸いです。通告していないので、お答えをしたくなければしなくて結構でございます。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 通告を受けておりませんので、これに関してはあなたの質問ということで受け止めておきます。

以上です。

それでは、ここで、午後1時まで休憩といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 池谷洋子君。

○9番（池谷洋子君） 私は一般会計の3件について質問させていただきます。

はじめに、59ページ21款6項1目ミニボートピア富士おやま環境整備協力費についてです。

平成27年度当初予算額は2,625万円であり、決算額では約500万円下回りました。下回った主な要因と、現在の売上げの推移状況について伺います。また、安心・安全面についても併せてお聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） ミニボートピア富士おやま環境整備協力費についてお答えいたします。

決算額が当初予算額を約500万円下回った要因ですが、当初は浜名湖競艇企業団の売上目標額に合わせて月220万円程度の収入額を見込んでおりましたが、オープンしてからの半年間は売上額が伸びなかったことにより、昨年度6号補正において減額補正をしたところであります。

今年度の4月から8月までの収入額を昨年度と比べてみますと、月70万円程度の増額となっております。

また、安心・安全面についてであります。区長会長や町議会の文教厚生委員長、各種団体長、御殿場警察署など、22人の方で組織しております環境整備対策協議会が、今年の6月に開催されました。その中で、運営管理している浜名湖競艇企業団及び御殿場警察署から、交通、防犯及び青少年に係る諸問題等につきまして、特に1年を通じて問題となることはないという報告を受けており、その会議以後も特にトラブル等の報告は受けておりません。よって、健全な運営を管理していると考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○9番（池谷洋子君） ありません。

2件目は、115ページ2款7項4目のプレミアム商品券発行事業補助金についてお伺いします。

昨年度のプレミアム商品券はすぐに売り切れてしまったと聞いています。どのような成果があったのかお伺いします。また、今後のプレミアム商品券発行事業の展開についても伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（大庭和広君） プレミアム商品券発行事業は、小山町商工会の事業として実施を

したもので、平成27年7月1日から販売を開始し、7月27日には用意した1万セット全てを完売いたしました。プレミアム商品券発行の成果としては、実施したアンケートの結果から分析すると、商品券の入手がきっかけとなり、新たに商品・サービス等の購入に使用した方の割合が商品券の利用者に対し約4割となり、新規消費の誘発への効果があったものと考えております。

今後も、商工会の事業の一つとしてプレミアム商品券発行事業を継続し、実施することにより、地元消費の拡大や商店街等の活性化を図ることが重要であると考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○9番（池谷洋子君） あります。再質問をさせていただきます。

今後、プレミアム商品券を増やして発行する考えは、町ではありますでしょうか。大変人気ですの、やはり買えなかった方も大勢いらっしゃると思います。昨年1万冊ということでしたが、町の考えをお聞かせください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（大庭和広君） 再質問にお答えをいたします。

プレミアム商品券につきましては、平成28年度におきましては500円券11枚つづりを1,500部発行をしております。こちらの発行につきましては、町からの商工会への助成金の中で商工会が実施をしているものであります。

今後、この効果が見えてくるようであれば、町としても、また商工会と協力して検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○9番（池谷洋子君） ありません。

それでは、最後の質問です。主要な施策の成果と予算執行状況報告書19ページです。防災対策指導者の養成について伺います。

地域防災指導者養成講座は、どのような講習や研修を行ったのか。また、現在、町の女性防災リーダーは何名いらっしゃいますか。各自主防災組織の中に必ず女性防災リーダーが含まれているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○防災課長（杉山則行君） 地域防災指導者養成講座についてお答えいたします。

この講座は、防災士としての知識や技能を修得するため、自助、共助、災害発生の仕組み及び災害に関わる情報等について学ぶ講座を実施いたしました。

次に、女性防災リーダーの人数につきましては、毎年各自主防災会から提出されます自主防災組織編成表によりますと、現在9名の方が防災リーダーとなっております。

最後に、各自主防災組織には必ず女性防災リーダーが含まれているかにつきましては、町内に

全40あります自主防災会のうち、女性防災リーダーが含まれていますのは7組織であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○9番（池谷洋子君） 再質問です。

女性防災リーダーは絶対に必要だと考えます。避難所運営、本当に防災は女性の視点が大切だと思います。この1月に、町では連合婦人会や、また女性職員が避難所運営ゲーム、いわゆるHUGを体験されたと聞いております。本当にこの避難所運営も女性の視点にとっては欠かせない防災対策だと思います。必ず各自主防災組織に女性リーダーを配置していただきたいと思いますが、もう一度課長のお考えをお聞かせください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○防災課長（杉山則行君） 町といたしましても、自主防災組織に女性防災リーダーが含まれている必要を感じておりますので、自主防災組織と連携を図り、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○9番（池谷洋子君） ありません。以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） 2つ質問をさせていただきます。決算書の関係で、まずは歳出の方から伺います。

決算書の7ページを見ますと、総務費の中で不用額が1億9,448万3,598円となっております、簡単に計算したところ、約、総務費の中の6%に当たっております。この不用額が生じた理由をお聞かせいただきたいわけですが、その総務費の中で1項総務管理費が7,357万9,863円、それから、7項企画渉外費が4,103万9,027円、8項広報広聴費が7,538万5,908円となっております。それぞれの理由も含めて教えていただけたらありがたいなど、そのように思っています。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（湯山博一君） 総務費の不用額についてであります。

まずはじめに、総務管理費の不用額につきまして説明いたします。ふるさと納税によりますふるさと寄附金につきましては、それぞれの使い道に応じまして、それぞれ該当する基金に積み立てることにしておりますが、ふるさと寄附金が結果的に予算額に達しなかったことから、それに連れまして基金への積立金も減らさざるを得なかった。結果不用額になってしまったというのが総務管理費の主な不用額の要因であります。

次に、企画渉外費の不用額ですけれども、大きく2つに分けてあります。1つはおやまで暮らそう課で行っております結婚支援事業を国の地域少子化対策重点推進交付金を財源に行う予定で交付申請をしておりましたけれども、これが結果的には採択されなかったこと、かつ3月の補正

に間に合わなかったことから不用額となりました。もう一つは、未来拠点課の企業立地振興費で、小山町地域産業立地事業費補助金の支出がなかったということが、企画渉外費の不用額の主な原因です。

最後に、広報広聴費につきましては、こちらも冒頭のふるさと寄附金と同じ理由でございます。ふるさと寄附金が予算額に達しなかったことから、返礼品等の発送を委託する委託料に不用額が生じた。これが主な原因であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 1項の総務管理費のうち、積立金が6,281万2,394円の不用額となっておりますが、この関係、それから7項の委託料、やはり106ページ委託料、これが1,826万円少々と。それから、8項の120ページ、やはり委託料ということで7,321万5,458円。こういう委託料とか積立金やあるいは負担金補助交付金、こういうような関連で不用額が増えているようでありますが、これらの項目で不用額が今後も同じような形で残るといふふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（湯山博一君） 今、佐藤議員のおっしゃる、残るといふのは繰越とかそういうことという意味では。（「含めて」と呼ぶ者あり）まず、総務管理費と、それから広報広聴費につきましては、ふるさと寄附金の結果ですので、これにつきましては、もうここで決算ということで繰越等にはいたしません。それから、同じように結婚支援事業と企業立地振興費の事業費補助金につきましても、ここで決算ということで不用額で落とすということになっております。

また、今年度以降、このような事業を続けておきますけれども、これは繰越する性格のものではありませんので、ここで不用額として落とします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） どうもありがとうございました。

それから、2つ目ですが、決算書の41ページ16款2項4目1節農業費補助金のうち、鳥獣被害防止総合対策交付金とありますが、262万8,645円、この使用目的といいますか、この交付金をどのように使ったのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 鳥獣被害対策防止総合対策交付金は、静岡県から鳥獣被害対策に対して交付される補助金であります。

充当先につきましては、172、173ページ歳出5款1項3目19節小山町鳥獣被害対策協議会補助金として、町から協議会で実施した事業に対して支出されております。支出された内容につま

しては、先ほど鈴木議員の御質問に答弁したとおりであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） ありがとうございます。

○議長（米山千晴君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号 平成27年度小山町一般会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。日程第2 認定第2号から日程第9 認定第9号までの平成27年度特別会計決算8件及び日程第10 議案第75号 小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計9件については、一括質疑にすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から議案第75号までを一括議題とします。

本議案につきましては、8月31日及び9月5日の本会議において町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。これから質疑を行います。通告順により発言を許します。

最初に、4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） 国民健康保険特別会計について2点質問をさせていただきます。

1点目は審査意見書の5ページ、不納欠損額についてであります。

国保会計の不納欠損額は、ここ3年大きく減額傾向にあり、平成27年度は前年度比較で353万円減っております。この主たる理由は一体何なのか教えていただきたいというふうに思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 高畑議員にお答えします。

不納欠損は地方税法に基づく処分で3種類あり、1つ目は同法第15条の7第4項に基づく処分、同条第1項の規定により滞納処分をすることができる財産がない場合などに執行を停止させ、その停止が3年間継続した場合に行うものであります。

2つ目は、同条第5項に基づく即時欠損処分であります。

3つ目は、同法第18条に基づく処分、5年以上経過したものであります。

不納欠損額が減少している理由としましては、不納欠損すべきは不納欠損をし、分納や差し押さえ等で徴収すべきは徴収してきた結果、平成28年3月末に不納欠損としたもののうち、5年以上経過したことにより不納欠損をした額は239万6,600円で、平成27年3月末に不納欠損をし

した551万2,640円と比べ311万6,040円減少していることが主な要因と考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（高畑博行君） ないです。

2点目の質問です。決算書の309ページ2款2項1目と2目一般被保険者退職被保険者高額医療費に関してであります。

説明欄のそれぞれ（2）ですけれども、一般被保険者並びに退職被保険者の高額医療費が各々1億3,572万円、1,179万円と高額なわけですけれども、特徴的な表れがあれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 平成27年度における町の国民健康保険被保険者の入院と外来では、心筋梗塞や狭心症等の循環器系の疾病、がんなどの新生物系の疾病、慢性腎不全等の腎尿路生殖器系の疾病など、生活習慣病が上位を占めております。高額療養費に該当する疾病におきましても、これら生活習慣病が多く見受けられております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（高畑博行君） 循環器系、それからがん、人工透析、こういったものが高額医療だということは、もうここ数年来いろいろお聞きして、私も認識しておりますけれども、近年、薬価で、薬で大変高額な請求が来ている例があるということ、自分達も勉強しながら聞いております。

高額薬価を法律上認めれば、お医者さんはそれを使わざるを得ない。そうすると、2年後あたりになって大変な薬価請求が来るということになるわけですけれども、小山町においてはそんな事例といいますか、表れがあるのかどうなのか、薬に関して、お聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 高額な薬価におきましても、小山町でも今月1件出てきていることは確かです。また、高額医療につきましては共同事業という形でやっておりますので、必ずしも小山町にその該当者がいなくても、県内でいらっしゃる場合にはそれらを県内の市町で相互扶助という形をしておりますので、その影響は小山町にもあると考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○4番（高畑博行君） 以上で終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、5番 菌田豊造君。

○5番（菌田豊造君） 1点だけ質問させていただきます。

440ページ、宅地造成事業特別会計の歳出、2款1項を見てください。27年度では用沢の宅地事業と優良田園住宅用地として2件、1億1,000万円を支出しております。きたごう保育園跡地は町

有地であるのに関わらず、土地を売却し、民間が宅地造成、分譲をしております。こうなった理由を、まずそっちの方の理由を説明してください。

関連して、27年度の起債残高、特別会計の起債残高をお知らせください。また、限度額がどうなっているのかもついでに教えてください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） まず先に27年度末の宅地造成事業債の起債残高は1億1,100万円となっております。

3点目の限度額というのは、起債する限度額ということですね。宅地造成事業で起債できる、いわゆるマックスの借入額がどのくらいかという御質問だと思うんですが、明確にマックスが何億だ何億何千万円だということがなくて、小山町の実質公債費比率によって推移しますので、今の小山町のポテンシャルからいくと約6億円がマックスかなと思っております。

最初の質問で、きたごう保育園は民間開発して、用沢とわさび平の優良田園住宅についてはなぜ町がということだと思うんですが、私の記憶ですと、平成26年度に大胡田と南藤曲の宅地造成事業の計画がございました。この造成については、静岡県が推奨するところの家・庭一体の宅地造成ということで、南藤曲と大胡田について家・庭一体方式で検討しています。大胡田につきましては区画数が少ないことから、一般の分譲の形をとらせていただいて、家・庭一体の形式でやります南藤曲を先行してやっていたわけですが、当然、南藤曲の宅地造成事業をして起債をして分譲していたわけですが、その起債、借り入れに対する返済をすることがあったものですから、きたごう保育園につきましては民間の分譲をやっていたきたいということで普通財産として総務課の方で入札にかけて売却したという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） ない。以上です。ありがとうございました。

○議長（米山千晴君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第3号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第4号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第5号 平成27年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第6号 平成27年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第7号 平成27年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第8号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第9号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第75号 平成27年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月13日火曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後1時31分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 池 谷 洋 子

署 名 議 員 込 山 恒 広

平成28年第5回小山町議会9月定例会会議録

平成28年9月13日（第4日）

召集の場所 小山町役場議場
開 議 午前10時00分 宣告
出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君
5番 菌田 豊造君 7番 渡辺 悦郎君
8番 梶 繁美君 9番 池谷 洋子君
10番 込山 恒広君 12番 池谷 弘君
13番 米山 千晴君
欠席議員 6番 阿部 司君
説明のために出席した者
町 長 込山 正秀君 副 町 長 田代 章君
副 町 長 室伏 博行君 教 育 長 天野 文子君
企画総務部長 湯山 博一君 住 民 福 祉 部 長 秋月 千宏君
経 済 建 設 部 長 池谷 精市君 教 育 部 長 田代 順泰君
危 機 管 理 監 岩田 芳和君 町 長 戦 略 課 長 長田 忠典君
総 務 課 長 小野 一彦君 未 来 拠 点 課 長 遠藤 正樹君
おやまで暮らそう課長 岩田 和夫君 税 務 課 長 渡邊 辰雄君
住 民 福 祉 課 長 渡邊 啓貢君 健 康 増 進 課 長 平野 正紀君
防 災 課 長 杉山 則行君 建 設 課 長 高村 良文君
農 林 課 長 前田 修君 商 工 観 光 課 長 大庭 和広君
都 市 整 備 課 長 野木 雄次君 上 下 水 道 課 長 後藤 喜昭君
こども育成課長 小野 正彦君 生 涯 学 習 課 長 山本 智春君
職務のために出席した者
議 会 事 務 局 長 鈴木 辰弥君
会議録署名議員 9番 池谷 洋子君 10番 込山 恒広君
散 会 午後2時39分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

(代表質問)

1番 遠藤 豪君

1. 平成27年度一般会計決算から見る町の諸事業について

(個人質問)

12番 池谷 弘君

1. 小山町活性化のためのシティープロモーションについて

4番 高畑博行君

1. 都道府県単位化によって国保はどう変わる
2. 学校教員の多忙化解消に向けた施策は

2番 佐藤省三君

1. 英語科目標成績達成状況の小山町の現状と今後の対策について
2. 幼保こども園小中学校、障害者施設、老人施設等の防犯対策について
3. 有害鳥獣に対する対策の強化について

7番 渡辺悦郎君

1. 改正障害者雇用促進法に伴う、障害者の町職員正規雇用について
2. 減災のための補助について

3番 鈴木 豊君

1. 耕作放棄地等の活用方法の取り組みについて

9番 池谷洋子君

1. 「母子および妊婦」のための避難所運営について
2. 「食品ロス」削減への取り組みについて
3. 高齢者の町のがん検診について

5番 藪田豊造君

1. 町職員の派遣・人事交流に関する条例及び要綱について問う

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

阿部 司君は、本日の会議を欠席する旨届けがござっておりますので、報告します。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 一般質問

○議長（米山千晴君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず代表質問を行います。

最初に、1番 遠藤 豪君。

○1番（遠藤 豪君） 私は今回、小山町議会会派おやまの会を代表して質問いたします。

先般、平成27年度一般会計の決算が発表されました。それによりますと、歳入総額104億124万3,000円で、対前年比12.3%の増、また、歳出総額は99億2,762万5,000円で、前年比12.9%の増と、これまでにない大きな財政規模となりました。

この差し引き額から15件の繰越明許費の充当額と5件の事故繰越の充当財源を差し引き、さらに、前年度の実質収支額1億9,128万7,000円を差し引いたものが単年度収支となるもので、実質単年度収支額では1億5,266万4,000円の黒字で、実質収支比率は6.5%と、数値からはまずは健全な財政状況と言えらると思えます。

しかしながら、昨年度の決算審査でも述べましたが、いろいろな難しい要件があるにせよ、合計で20件の繰越事業が生じたことは残念であります。早急な事業着手を望みます。

そこで、最初の質問ですが、町長の政策提言であります小山町を元気にする金太郎大作戦第2章を推進する初年度の各事業の進捗状況はいかがでしたでしょうか。主要な事業についてお答え願います。

次に、予算の重点配分として、第1に三来拠点事業、内陸フロンティアを拓く取組としての開発事業。第2に安心・安全なまちづくりや災害に強いまちづくり。第3に人口減少対策として定住人口拡大に向けた施策の推進。第4にお達者度の向上のための高齢者健康づくりに対する施策の推進の4つの分野に予算計上されましたが、その達成度について自己評価されるとしたら、何点ぐらいをつけられるでしょうか。私個人の評価としては、及第点には十分達していると認識していますが、いかがでしょうか。

次に、3点目として、今後の金太郎大作戦第2章を推進するために、その具体策として第4次小山町総合計画実施計画、平成28年度から平成31年度についての後期基本計画として策定され、

本年3月に示された97本の事業に対する町長の総体的な取り組み姿勢についてお伺いいたします。

次に、4点目の質問ですが、町では、現在、これまでにない大きなプロジェクトを手がけており、事業の推進には住民の理解がより多く必要であります。しかしながら、都市計画による景観条例における須走地区の事実上の棚上げ、わさび平地区の優良田園住宅整備事業に対する一部の反対など、いずれも事前に十分な説明を行っておれば、あるいはもう少しスムーズに事業が進捗していた可能性は否定できません。

そこで、来年4月から施行されるであろう固定資産に伴う都市計画税の賦課については、該当する市街化区域の皆様に対し、十二分な説明とこれまで賦課してこなかった理由等について説明責任を果たす用意があると思っておりますが、お伺いをいたします。

以上について、一括答弁いただきたいと思っております。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 遠藤議員にお答えをいたします。

はじめに、私の政策提言であります金太郎大作戦第2章の初年度の進捗状況についてであります。

政策提言には、小山町を金太郎のように元気にするために3つの挑戦を掲げております。

1つ目は、雇用と賑わい創出への挑戦、2つ目には、人口増への挑戦、3つ目は、福祉充実への挑戦であります。

まず、雇用と賑わい創出への挑戦については、三来拠点事業を中心に推進を図っているところであります。

雇用の創出については、今年3月、湯船原地区のアグリーндаストリーエリアに高糖度トマトを生産する株式会社サンファーム富士小山が開業し、40人程度の雇用が生まれました。さらに、駿河小山駅周辺地区では、信濃高原食品株式会社が今年5月に開業し、50人程度の雇用が生まれております。

また、湯船原地区の食品加工生産エリアにおいては、県の企業局により7つの分譲区画を持つ工業団地の造成工事が始まるなど、町内へ雇用の場を創出し、町外への流出を食い止めるよう事業を推進しているところであります。

賑わいの創出については、足柄サービスエリア周辺地区においては、現東名高速道路の足柄サービスエリアのスマートインターチェンジの連結許可を取得し、平成31年3月の開通を目指しています。併せて富士山、金時山などの地域資源を活かしたサイクリングやハイキングなど健康・スポーツで作る着地型観光を目指し、観光ホテルやショッピングゾーンを整備する複合観光施設開発事業を推進いたしております。

また、須走周辺地区では、富士山観光の拠点となる観光宿泊施設の誘致を進めていくところであります。

次に、人口増への挑戦については、既に宅地造成した大胡田のヒルズ・ギンキョウや南藤曲の

クルドサックなど、28区画を分譲販売し、居住地の確保に努めました。

さらに、国が首都圏への一極集中及び人口減少への対策として進めている地方創生の取り組みとその交付金を活用して事業を進めてまいりました。

主なものは、定住・移住に関する専用サイト「アスオ」を構築し、空き家などの物件や移住に関する様々な情報発信の充実を図ったとともに、移住希望者に対し、マンツーマンで町内案内や各種制度の紹介を行い、積極的に町外からの移住を促進してまいりました。

議員も、先般の新聞、目を通したかもしれませんが、今年の4月から6月までの3か月間、県内への移住者の発表がございました。この中で、県外からの小山町への移住者が33名、県全体では94名であります。小山町が断トツ1位、2位が島田市11人と、こういう数字が出ております。

また、県内から小山町への移住者を含めると、50人が小山町に3か月間で移住・定住をしていると、こういう数字でございまして、これも県下1位と、こんな結果が出ております。

また、若者のU I J ターン促進事業を実施し、首都圏に通学する大学生を対象に、勉強会などのワークショップを開催し、小山町をPRいたしました。

次に、福祉充実への挑戦であります。町民の皆様が幸せに生活していくためには健康が第一であると考えております。

このため、健康診断受診率や健康づくりの向上を目指したおやま健康マイレージ事業を展開いたしました。また、健康づくりの拠点となるよう健康福祉会館のリニューアルを行い、リラクゼーションスタジオの整備などを実施いたしました。

また、地方創生の交付金を活用し、高齢者のお宅へ訪問理美容を実施するために、町内の理美容師を福祉理美容師に養成したことと、高齢者を対象にオシャレ講座を開催いたしました。これは、高齢者の福祉の向上とともに、町内理美容師の仕事の創出にもつながっていく事業であり、本年は福祉理美容師を会員とするNPO法人を立ち上げ、継続しているものであります。

さらに、町民の皆様が安心して暮らしていくためには、万が一の災害に対して万全の備えをしておくことが重要であることから、どんな自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な地域を作り上げるため、他の自治体に先駆け、小山町国土強靱化地域計画を策定いたしました。

この国土強靱化地域計画であります。県内で策定をした市町は、小山町と掛川市の1市1町でございます。また、全国では、策定済みが21市区町という数字です。この策定した計画につきましては、去る7月に小学校区5地区で防災・減災出前講座を開催して、地区民に御説明をいたしました。このときの講座内容であります。小山町国土強靱化地域計画についてと木造住宅耐震化について、空き家等危険状態の情報提供についてと、4つ目として、地区防災計画についてと、この4つを講座内容として町民に知らしめたということでございます。このとき出席した町側の職員であります。杉澤理事、危機管理監、町長戦略課長、都市整備課長、防災課長、防災課専門監、町長戦略課課長補佐、各支所長と、こんな布陣で説明をさせていただき、かつ広報お

やま7月号、お目を通したかと思いますが、この1面を次のページの、これも1面を使って合計4面を使って町民に知らしめたと、こういうことでございます。

以上、私の政策提言に掲げている主な施策、事業についての状況を説明いたしましたが、2期目の初年度を振り返り、政策提言に掲げた全ての事業、数として81本の事業に対する評価と今後の進め方などについて、今年の6月に担当部署とのヒアリングを行いました。ほとんどの事業において順調に進んでいると考えております。

私が町長に就任した1期目と同様に、政策提言に掲げた全ての事業を対象に、中間及び全期間での政策提言検証大会を開催し、外部評価及び自己評価を行います。来年の夏には中間検証大会を開催する予定でございます。

次に、質問の2点目、予算の重点配分をした4つの分野における施策の達成度の自己評価についてであります。

4つの分野の施策は、三来拠点事業、災害に強いまちづくり、定住人口拡大、高齢者健康づくりであり、先ほど申し上げた政策提言に係る施策と同様であります。

したがって、予算の重点配分に係る施策の自己評価におきましても、それぞれ順調に推移していると考えておりますが、先ほど申し上げた来年の中間検証大会において点数を発表させていただきますので、御承知おきいただきたいと思います。

次に、質問の3点目、第4次総合計画実施計画の後期基本計画の事業に対する取り組み姿勢についてであります。

本年3月に策定しました本計画は、私の政策提言である金太郎大作戦第2章及び小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容を踏まえた計画となっており、掲げた97本の事業を推し進めていくことで、基本構想に定めた将来像である富士をのぞむ活気あふれる交流のまちおやまの実現を目指しているところであります。

今後、計画目標を着実に実現するため、計画に掲げた施策について行政評価を実施し、効果的で効率的な事業執行を実施するとともに、町民の皆様と協働によるまちづくりをより一層推進していく所存でございます。

最後に、4点目の都市計画税の賦課に対する説明についてであります。議員がおっしゃっており、事業の推進に当たり、住民の理解を得ることは重要であると認識をしているところであります。

景観計画における須走地区の重点地区区域の設定及びわさび平地区の優良田園住宅整備事業に対する地元の一部反対に関しては、担当部署が対象地区の関係者に呼びかけて、地元説明会は開催いたしましたが、出席者が少なく、十分な理解を得ただけなかったことも原因と考えております。

わさび平地区の経過等に関して説明いたしますと、この地区は、用途が研修所、保養所に限られている区域であり、国内の経済情勢の変化により、結果として利用されていない区画がありま

した。町としても地区の活性化を図るため、有効活用していくべきと考え、土地の用途の変更を可能にするための取り組みをしてまいりました。

その結果、平成27年度に都市計画法第34条第2号の運用基準及び優良田園住宅建設の促進に関する基本方針を策定し、今年4月からわさび平地区に適用したところであります。

この変更等につきましては、今年6月に用沢区の役員に説明をいたしました。わさび平地区の住民や事業者を対象とした説明会につきましては、今月中に実施をする予定でございます。

次に、都市計画税の賦課についてであります。町では、平成29年4月から都市計画税の導入を検討しております。まず、町内の小学校区ごとの5か所において、制度の詳細についての説明会を10月中旬から実施いたします。都市計画税につきましては、初めて導入することから、できる限り多くの町民の皆様、関係者に出席をしていただき、丁寧に御説明申し上げ、御理解を賜りたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございませんか。

○1番（遠藤 豪君） 終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、個人質問を行います。通告順により、順次発言を許します。

12番 池谷 弘君。

○12番（池谷 弘君） 小山町活性化のためのシティープロモーションについて質問いたします。

小山町は、今後も少子高齢化等により人口減少が避けられない状況でございます。そのような中、小山町が持続的に発展していくために、交流人口や定住人口の増大を進めていくことが強く求められております。

シティープロモーションは、町外、県外の人に地域の売込みや自治体名の知名度の向上を行い、地域のイメージを高め、経営資源の獲得を目指す活動であり、多くの自治体でも交流人口や定住人口増大に努めております。

小山町でも平成27年度は各種施策で町外から43世帯が転入していただいております。さらに、この小山町が多くの人に認知され、来ていただくためにも、小山町を宣伝し、売り込んでいく小山町総ぐるみのシティープロモーションが必要でございます。

小山町は世界文化遺産の富士山や金太郎、素晴らしい安価な水や豊かな自然、富士スピードウェイやゴルフ場、多くの特産品、また、子どもたちへの医療費無償等、多くのPRするものがありますが、不幸にして、多くの人にこの小山町が十分に認知され、誰もが住んでみたい小山町になっているとは思いません。

小山町はシティープロモーション自治体等連絡協議会にも参加して、交流人口や定住人口の増大のための各種施策を進めていますが、さらに、より方向性や組織を明確にして進めていく必要があります。そのための人材も必要と考えます。

そこで、以下の7点を当局に伺います。

1 番目、シティープロモーションで取り組む事項は交流人口の増大や定住人口の増大等がありますが、その重点事項は何なのか。

2 番目、どのような人を対象として考えておられるのか。

3 番目といたしまして、小山町のイメージを高める経営資源は何であるのか。

4 番目、シティープロモーションの取り組む組織について。

5 番目、重点事項達成のための現状と今後の計画について。

6 番目といたしまして、シティープロモーション人材で求められる能力を高める施策はどのようなものか。

最後、7 番目といたしまして、シティープロモーションの取り組みを町民に理解してもらうための広報はどのようにして行っていくのか。

以上、回答をよろしく願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷 弘議員にお答えをいたします。

シティプロモーションは、地域の魅力を創出し、地域内外に効果的に働きかけ、人・物・金・情報などの資源を地域内部で活用可能にしていくことであります。

町では、既に観光、定住促進分野や内陸フロンティアの取り組みの中でシティプロモーション活動に積極的に取り組んでおり、それぞれの分野においてシティプロモーション活動は充実していると考えております。

しかし、それらを取りまとめた柱、基本的な方針がない状況でありますので、町としてシティプロモーション活動に本格的に取り組んでいくためにも、シティプロモーション指針の策定が必要であると考えております。

御質問のシティプロモーションの重点事項についてであります。1 つ目に小山町の認知度の向上、2 つ目に定住人口の拡大、3 つ目に交流人口の増加、4 つ目に企業誘致、この4 つを本町の重点事項として検討していきたいと考えております。

次に、重点事項を達成するための現状と今後の計画についてであります。

例えば、観光面では地域資源が多くありながら、上手に活用できていないのが現状であり、金太郎や富士山などの地域資源を最大限活用、つなげていく必要があると考えております。

先ほどからも述べておりますが、重点事項を達成していくためにも、柱となる指針を策定し、全庁的に進めることが重要であります。

議員がおっしゃるとおり、町ではシティプロモーション自治体等連絡協議会に加盟をし、参加自治体や大学教授らと年に数回、勉強会を行い、指針の策定の準備を進めている状況であり、年度内に指針を策定いたします。

その他の御質問に関しましては、担当課長から御答弁を申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 2つ目の質問の、対象者についてであります。現在、定住人口・交流人口の拡大、企業誘致については、それぞれの分野においてターゲット、対象者が異なることもありますので、各分野別に対象者を決めてシティプロモーション活動を進めているところであります。

シティプロモーション自治体等連絡協議会のメンバーでもあり、小山町の行政アドバイザーの大学教授から、何を、誰に売り込むかという対象を明確にすることは重要であるとアドバイスをいただいておりますので、今後、十分協議して、指針に盛り込んでいきたいと考えております。

次に、小山町のイメージを高める経営資源についてであります。

経営資源とは、人的資源、物的資源、財務的資源、情報資源、いわゆる人、物、金の3要素と、情報を合わせた4つの資源と言われております。

今後も今まで以上に交流人口及び定住人口の拡大を進めていくことが重要な中、三来拠点事業、地方創生事業に関わる経営資源が小山町のイメージを高めていくものと考えております。

次に、取組組織についてであります。シティプロモーションを進めるには、全職員の理解と協力が必要不可欠であると考えております。

そのためには、職員が地域資源をどれだけ認識しているのか問われますので、まずは職員を対象にシティプロモーション研修を実施することや、行政アドバイザーなどから直接アドバイスをいただき、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、進めてまいります。

次に、能力を高めていく施策についてであります。

本町が加盟しているシティプロモーション自治体等連絡協議会での情報交換、民間団体からの提案などを参考にし、連携して進めていきたいと思っております。また、職員一人一人の意識を高めるために、全庁的に情報発信をしていきたいと考えております。

次に、町民に理解してもらうための広報についてであります。

先ほど町長が申し上げたように、シティプロモーションは地域の魅力を創出し、地域内外に効果的に働きかけ、人、物、金、情報などの資源を地域内部で活用可能にしていくことであります。

一方で、現在、生活している町民が町に愛着心と誇りを持ち、いつまでも小山町に住み続けたいという思いを持ってもらうことも非常に重要であります。

シティプロモーションの取り組みを広く町民にPRしていくために、広報紙はもちろん、現在フェイスブックで足柄山の金太郎から小山町のイベント情報などを発信しているところであります。

今後、更に様々なSNSの活用などを検討し、シティプロモーション指針に沿った情報発信も推進していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ありませんか。

○12番（池谷 弘君） それでは、再質問をいたします。

小山町のシティープロモーションの指針を年度内に策定していくとの回答がありました。町外や県外の人に小山町を売り込んでいくために必要であると考えていますので、ぜひよろしく願いいたします。

この小山町シティープロモーションで小山町の良さを売り込んでいくために、当局だけでなく町民を含めたオール小山での取り組みが、今後更に必要と考えます。

小山町のシティープロモーション指針を策定しましたら、広く町民に説明し、理解してもらい、協力していただくことが重要と考えます。

そこで、2点再質問をいたします。

まず1点目、小山町のシティープロモーションを広く町民に理解、協力してもらうための説明会等を行っていく考えがあるのか。

2点目といたしまして、当局で、足柄山の金太郎フェイスブックでの情報発信だけでなく、町民の協力を得て、例えば各地区で実施している金太郎計画2020の活動を各町民から発信していただくような活動を検討していくお考えがあるのか伺います。

以上、2点、再質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 池谷 弘議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、説明会等を行っていくことについてであります。町民へ広く理解、協力していただくことは非常に重要であると考えております。町民への周知の方法については、説明会の開催も含めて、指針の策定やプロジェクトチームの中で協議し、検討してまいりたいと考えております。

次に、町民の協力を得て、町民から発信していただくような活動を検討していくことについてであります。

議員御指摘のとおり、町民自らが情報を発信するシティープロモーション活動も必要であると考えておりますので、先ほどの質問と同様、指針の策定やプロジェクトチームの中で協議し、検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○12番（池谷 弘君） ございません。了解いたしました。以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） 私は、都道府県単位化によって国保はどう変わると、学校教員の多忙解消に向けた施策はの2つの質問を一問一答方式でさせていただきます。

まず、都道府県単位化によって国保はどう変わるの質問です。

国民皆保険の土台ともいえる国民健康保険が2018年度より広域化され、都道府県単位に移行さ

れます。この県単位化により、国保料の徴収の仕方や納付額はどうか。また、給付内容やサービスについてどんな変化があるのか、住民にとっては大きな不安と戸惑いは極めて大きいです。

山形県最上郡の旧角川村で1958年に相扶共済の精神から発足した制度を下に、市町の国保は1961年に誕生して50年余の歴史があり、現在の制度は長い歴史の結果、改変を経ながら今の形に積み上げられてきたものです。

この長く積み上げられてきた制度を大きく変えて都道府県単位化にする目的は様々語られていますが、一言で言うなら、国保を医療費の適正化、つまり削減の道具とすることです。増大する医療費の圧縮・削減を狙ったものであることは言うまでもありません。

全国知事会は、2014年夏に国保の構造問題を解決しない限り保険者にはならない。協会けんぽ並みの保険料にするためには1兆円が必要だと国に対してくぎを刺しました。そのため、国は国保に対して新たに3,400億円の財政支援をすることとしたわけです。

しかしながら、全国的に見て、2015年の国保料は全然下がっていないですし、逆に上がっているところもあります。ですから、県単位化移行に伴う不安は国民の中に広がるばかりです。

県単位化により問われているのは、住民の立場に立ち、命を守る国保か、市町の国保の歴史を無視し、安易に平準化・標準化・統一化される国保かです。

そこで、県単位化によって現在の小山町の国保はどうか、質問いたします。

まず、町長にお聞きします。いまだに不透明な部分が多い国保の県単位化ですが、現段階で国や県から伝え聞いている内容で、一体何がどう変わるのか、はっきりしている点だけで構いませんので伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

国民健康保険は、被保険者の年齢構成及び医療費水準がともに高く、所得水準が低いという構造的問題に加え、小規模保険者の財政運営が困難であることなどから、国民健康保険法等が改正され、平成30年度から県が財政運営の責任主体となります。

国保の財政運営は、現在は町が医療費を推計し、これを賄えるだけの収入を確保するため、町の国保税率を定め、被保険者の方々に国保税を納めていただいております。

平成30年度からは、県が医療費を推計し、市町ごとの標準課税と市町が県に納める納付金の額を算出し、市町に提示をします。市町は、県から提示された標準税率を参考に、納付金が確保できるだけの国保税率を定めることになっております。

このように、これまでには国保を運営するために必要な金額を町が算出しておりましたが、平成30年度からは県が算出することになります。その他には大きく変わることはありません。

以上であります。

○4番（高畑博行君） それでは、以下、具体的な質問をいたします。

県単位化によって徴収の仕方、納付額、給付方法などはどう変わのでしょうか。特に保険料の決定については、今までの所得割、資産割、均等割、平等割の4区分でいくのか。また、保険料の決定はどのように決めていくのか。県と市町との関係で納付方法や今までの窓口業務一つ一つはどうなるのか。お聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） はじめに、徴収の仕方については、平成30年度から県が国保財政運営の責任主体となっても、町が課税するため、大きな変更はありません。

次に、納付額については、今後、県から提示されるため未定ではありますが、税率の決定方法についてお答えします。

現在、町では所得割、資産割、均等割、平等割の4方式の税率を定めておりますが、県から提示される標準税率は資産割を除く3方式となる見込みであります。税率は、県が提示する納付金の額を確保できるものを県が提示する標準税率を参考に、町が条例で定めることとなります。このため、当面は県や他の市町の動向を見極めながら、現状の4方式を維持していきたいと考えております。

次に、給付方法では、保険証等も引き続き町が発行しますので、被保険者の皆様が医療機関にかかる手続き等も変わりありません。

また、納付方法や窓口業務についても、これまで同様に町が行いますので、変わりありません。

以上であります。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

県から提示される標準税率の3方式の課税となる見込みだけでも、町としては、当面、現状の課税4方式を維持するという考えは分かりました。

また、高額医療費において、県内での住所移動が通算されるという新たな変更もあるやに聞いているのですけれども、それは本当でしょうか。

なお、具体的には、保険料の賦課・徴収、資格管理や保険給付の決定、保険事業、証明書の交付など、窓口業務を含むほとんどが引き続き市町が責任主体であるという判断でいいのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 県と町が保険者となりますので、窓口業務等は平成30年度以降も町が引き続き行う形になります。

また、高額医療費につきまして、多数回該当というものがありますが、議員御指摘のとおり、県内での住所移動の場合は通算して判定しますので、保険者の負担が軽減されることとなります。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 一番の関心事は、国保税、国保料が上がるかどうかということです。小山町は平成25年度実績ですと、国保の1人当たりの保険料調定額は、県でも下から6番目の低さで

す。26年度では、国保税の引き上げをしたので、多分県の中位程度の水準だと思います。

ただ、県単位化になって平準化・標準化されることにより、現状より上がる心配があります。

この点はどうなるのでしょうか、教えていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 国保税が上がるかについては、町が県に納める平成30年度の納付金の額が平成30年1月に決定される予定ですので、現状ではまだ分かりません。

町では、県に納付金を納付するに足る税率を定め、課税することになりますので、納付金の額が提示されないと税率を決めることができないためであります。

以上であります。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

1月になってみないと分からないということですが、現時点での分析で、どのように予想されているのでしょうか、お聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 現在、県が納付額を算出するためのデータを県に提供できるよう、システム改修を行っております。年度内には県が試算を行う予定でありますので、その結果を待って対応を検討したいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 県単位化された場合、現在ある町の国民健康保険特別会計はどうなるのかという点も疑問です。その点について質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 国保特別会計につきましては、継続して国保税等を徴収し、県に納付金を支出します。また、保険給付費等も国保特別会計から支出し、同額を県から交付金として受けとることになります。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 今まで、各市町村が独自に努力してきた一般会計の法定外繰入について伺います。この一般会計の法定外繰入は、平成25年度実績では、県下35自治体中、繰入を行っていない自治体はわずか6自治体だけです。小山町はその一つです。

この一般会計の法定外繰入は、解消・削減される危険性があるのでしょうか。それとも、その判断は各市町村に下駄を預ける形なのでしょうか。

また、減免制度についてはどうでしょうか、併せてお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） まず、法定外繰入については、県から提示される納付金の額により、市町が税率を急激に上げないと財源不足となる場合など、激変緩和措置としての法定外繰入を行うか否かは、市町村の裁量と考えております。

また、減免制度につきましては変わりありません。

以上であります。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

国は、低所得者対策として1,700億円、さらに、保険者努力支援制度など、財政支援として1,700億円、計3,400億円を投入しました。これにより、繰入金の解消も狙ったものと思われませんが、全国的に見た場合、一般財源からの繰入で赤字を解消している自治体がほとんどで、その総額は全国で3,900億円と言われ、今回の投入額より更に500億円多いのが現状です。

一般会計からの法定外繰入については、厚労省も、これまでどおり市町村の裁量でできると説明をしているようすけれども、町としては、今回の県単位化のタイミングで大幅に国保税を引き上げなければならない場面になった場合、法定外繰入も選択肢の一つと考えているということでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 国保税の税率を急激に上げざるを得ない状況などであれば、激変緩和措置等としての法定外繰入も選択肢の一つと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） それでは、昨年度の本町の短期証、資格証の発行件数はどのくらいでしょうか。

また、差し押さえ件数と、どのような例があったかも教えていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 短期証、資格証の発行件数については、平成28年1月の判定会の結果、短期証は27世帯42人に、資格証は21世帯35人に発行しております。

また、平成27年度の差し押さえは119件、198万7,342円でありました。内訳としましては、口座の差し押さえが82件、給与の差し押さえが31件、国保税還付金の差し押さえが6件でありました。

以上であります。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

短期証、資格証の本町の発行件数や差し押さえ件数は、自治体規模から考えて、県レベルで多い方でしょうか、それとも少ない方でしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 近隣の状況と比較しますと、国保税、国保世帯数に対する短期証及び資格証の発行件数は、比較的低い割合となっております。

また、差し押さえ件数については、町税全体での統計となりますが、若干高めとなっております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 国保の広域化によって、町民の税負担が増し、医療・保険サービスの低下

が一番懸念されるところです。広域化がなされても、自治体独自の努力で現状を維持し、更に向上させる決意があるかお聞きします。

また、1人当たりの医療費が小山町は平成25年度実績で県下3番目に高い結果になっていますが、どう対処していくのかという点も併せてお聞きいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） まず現状を維持し、更に向上させる決意についてですが、今後も特定検診の受診勧奨等により、生活習慣病の早期発見による早期受診を推進するとともに、町民の運動習慣や減塩意識等を広め、医療費の適正化と健康意識の高揚を図る一方、収納率の向上にも取り組み、税負担の増加やサービスの低下にならないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、1人当たりの医療費の高い結果にどう対処していくかについてですが、平成27年度の1人当たりの医療費は33万8,446円で、県内で高い方から8番目でした。県内での順位は年々改善されておりますので、今後も医療費の適正化と健康意識の高揚を図ることに努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） いずれにしても、国保というのは、加入者の特徴から考え、最後のセーフティーネットであると言っても過言ではありません。現段階ではまだ不透明な部分も多いわけですが、国保が県に移管されても、窓口サービスをはじめ、町の努力で町民に対して優しい制度であってほしいと思います。そのためにも、担当課のさらなる努力を期待して、1件目の質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 高畑議員、ここで10分間休憩をいたしますので。

皆様方、10分間休憩をしたいと思います。よろしく願いいたします。

午前10時56分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（高畑博行君） それでは、2件目の質問に移ります。

2件目の質問は、学校教員の多忙化解消に向けた施策はについてであります。

文科省は、学校教員の長時間勤務解消のための改善策に関する学校現場における業務の適正化に向けてという通知を6月13日にまとめて発表しました。教員の多忙化問題は、古くて新しい問題であり、継続して改善していく必要があります。今回の報告の特徴は、休養日の設定など、部活動のあり方を示したガイドラインを策定する点、給食費徴収の業務を自治体に移管する点、勤務時間管理の徹底等を盛り込んだことです。

部活動は、スポーツに親しむなどの教育的意義が高い一方、子どもの過度な練習や土日の試合の引率や運営など、教員の負担が大きくなっており、報告は、適正な休養を伴わない行き過ぎた

活動は、教員、生徒ともに、様々な無理や弊害を生むと指摘しています。また、スポーツ医学の観点から、発達段階に応じた練習時間を調査研究し、その結果を踏まえて、国や自治体が休養日の設定基準を明確にしたガイドラインを早ければ2017年度中に策定するという事です。

さらに、外部人材の活用も推進、部活動の指導や引率をする（仮称）部活動指導員を本年度中に制度化して配置を促進し、事故対応などの注意事項をガイドラインに記すとも書かれています。

また、多くの学校で教員が担っている給食費の徴収は、自治体の業務とすることが望ましいとし、教員の事務作業を補助する（仮称）業務アシスタントの配置も検討するという事です。

ほかにも、文科省は、本年度から5年ごとに勤務実態を調査する予定で、学校、教育委員会、国が連携して意識改革を進め、本来の勤務時間での退校を目指すとしています。OECD（経済協力開発機構）の調査では、日本の中学校教員の仕事時間は1週間で53.9時間であり、参加した34カ国・地域の平均を大きく上回り、最長であったことも記されています。

こうした学校職員の多忙化の実態を踏まえ、今回の文科省の発表に基づいて、小山町内の学校職員の多忙化解消に向けてどうしていったらいいのか質問したいと思います。

教育長にお聞きします。教員の多忙化問題は、古くから言われてきた問題ですが、本町教育委員会内でこの問題を取り上げて議論したことはあるのでしょうか。あるとすれば、どのような議論があったのか、伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 教員の多忙化解消について、教育委員会会議の議題として議論したことはありませんが、多忙化について話をしたことはあります。また、過日行われました東部地区教育長会では、多忙化解消の分科会に出席し、他市町との情報、意見交換を行いました。

その中で、多忙化解消については業務の多さによる多忙化と精神的な負担感から生ずる多忙感とを区別して対応を考えていく必要があることや、教員のメンタルヘルスとともに、本来の業務である授業の準備や子どもと向き合い、指導する時間の確保という視点で多忙化解消について対応していく必要があること等を協議しました。

この分科会において得た他市町の対応等を参考に、小山町教育委員会としましても何かしらの手だてを講じていく必要があると考え、今後、対応していくつもりです。

以上です。

○4番（高畑博行君） それでは、以下、具体的な質問をします。

今回の文科省の通知内容によれば、5年ごとに勤務実態調査をする予定とありますが、過去にも勤務実態調査は実施されてきたと思います。この勤務実態調査はどの程度の頻度で実施されてきたのでしょうか。また、一番最近の調査はいつだったのでしょうか。さらに、調査結果から把握している特徴点を教えていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 各校において、毎日勤務実態を調査しており、超過勤務の把握について

努めています。そして、月ごとにまとめた勤務実態調査を、教員につきましては各学校長、学校長につきましては教育長が確認をしております。

先日、教育委員会として各校における諸帳簿の確認作業を実施し、各校、各職員の勤務実態調査を確認いたしました。町内におきましても勤務時間が長い教員がおりましたので、各校長に指導を要請したところです。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

教員個人の個別指導をされていることは分かりますが、小山町内の学校に勤務する先生方の勤務実態の特徴や、他の市町との比較といった統計からの分析はないのでしょうか、お聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在のところ、分析等についてはしてございません。ただし、情報交換はしております。やはり、他市町におきましてもそうですが、ほとんどが60時間から70時間の超過勤務が特徴です。80時間を超えるということはほとんどございません。

また、県教委でも本年度、多忙化の解消に向けて指定校を設け、研究・分析をすることになっております。私達もその情報をいただきながら、参考にして、またその結果や成果を町でも今後は取り入れていくつもりでございます。

以上です。

○4番（高畑博行君） 教師の多忙化解消に向けて、町独自で取り組んでいることがあれば教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 勤務実態調査、定時退庁日を実施することで、多忙化解消に向け、取り組んでおります。町独自としましては、各学校に町単独の各種支援員などを配置することで、少しでも教職員の業務の軽減、多忙化の解消につながるものとして取り組んでおります。

以上です。

○4番（高畑博行君） 次の質問です。

町内中学校の部活動の休養日の実態について教えてください。また、土日の活動の制限はあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 各校月曜日を部活動のない日として設定しております。また、土日の活動制限につきましては、特別な事情がない限り、どちらかは休養日に充て、教員や生徒の過重負担にならないよう努めております。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

月曜日は部活なしの日、土日のどちらかは、大会以外では休みにしようというのは、私が現場にいた当時から実施されてきました。

これは、何らかの形で制度化されていることなののでしょうか。それとも、校長会などでの申し合わせ事項のレベルなののでしょうか。

今回の文科省の発表を受けて、せっかく実行してきたこれらの内容をきちんと文章化し、現場に徹底する方策が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 質問にお答えします。

これにつきましては申し合わせ事項です。町では、実は部活検討会を組織しておりまして、毎年3中学校で、また、それから小学校の教員も含めて検討会を行っております。今後も部活動につきましては、この部活動検討会をもう少し組織を広げまして、いろいろな諸決定につきましては文書化して、そして、きちんと周知をしていきたいと考えております。

○4番（高畑博行君） 次の質問です。

町内中学校の部活動の外部指導者がおられれば、その人数と、それはどのような方なのか教えてください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 現在、町内では9名の方に部活動の外部講師として活動していただいております。9名中の1名の方は、普段は非常勤として学校に勤務をし、部活動につきましては外部講師として登録をいただいております。ほかの8名の方につきましては、吹奏楽の指導者として登録しており、年に1、2回ですが、吹奏楽の各楽器の演奏の指導をいただいております。

以上です。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

外部指導者の身分についてお聞きします。それらの方は、あくまでもボランティアでしょうか。報酬は全くないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） お答えします。

報酬はあります。そして、今後ですけれども、やはり町の予算として考えていく必要はあるのではないかと考えております。

以上です。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対して、再々質問をさせていただきます。

私は、現職のときに、専門外の野球部の副顧問をした経験があります。そのとき、お手伝いをしてくださった外部指導者に対して、幾らボランティアだとはいっても、当時は無報酬だったので、感謝の気持ちを届けるために、盆暮れにお礼の品を私的に届けた経験があります。もし、外部指導者が制度化されるなら、わずかであっても報酬などの検討をすべきと考えます。報酬額、どこから支出するのか等を制度化して、対応すべきと考えます。今、教育長の御答弁では、そこ

を考えていくということでしたけれども、町独自でそれが可能なのかということ、再度お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） それは、町独自で実施することも可能ですし、また、文科省の報告にもありましたように、今後は県やそれから地区でも相談をしていきたいと思っております。

以上です。

○4番（高畑博行君） では、次の質問です。

今現在、小山町では給食費や学年費等の徴収作業は教師が行っていますか。それとも、他の方法をとっていますか、教えてください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 給食費等の徴収は学校が行っています。ほとんどの学校では口座振替にて徴収していますが、須走小中学校においては、転出転入の多さから現金にて徴収しており、教師や事務員が対応しております。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対して、2点お聞きします。

1点目は、給食費や学年費未納のお宅への催促は、誰が行っていますか。教頭先生ですか、学級担任ですか、それとも事務職員ですか。

2点目は、須走小中は転出転入が多いから振込はしていないということですが、できないわけではないと思います。現場の負担軽減を考えたとき、振込の依頼を保護者にすべきではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） お答えします。未納の催促ですが、基本、教頭が行っております。ただし、ちょっと遅れてしまったかなとか、そういうことにつきましては、担任が連絡することもございますが、ちょっと滞っている場合は教頭が窓口となっております。

以上です。

須走小中は口座振替にということですが、口座振替の変更は可能であります、大変転出入が多いです。須走小中学校では、保護者、学校とも口座振替により逆に事務量が増えてしまうということもあります。学校は年間100人以上の転出入ですので、事務量の増大をかえって懸念しているところです。

また、学校としては、現金徴収は滞納が少ないという良さがあると、そんな話を聞いております。このことが負担になっているという話は、私のところまでは届いておりません。

以上です。

○4番（高畑博行君） 教師は真面目さゆえ、自分から仕事を作って多忙化に拍車をかけちゃうところがあるように思います。子どもたちのことを考えると、あれもしてやりたい、これもしてやりたいという思いの行き過ぎです。ですから、学校内で定時退庁の日などを設け、全職員で実

行していくことはできないのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 各校で定時退庁日を設け、実践しているところですが、現状、学校で明日の準備をする、今日のことはやってしまいたいなど、それぞれの教員の考えによる働き方もあり、退庁時間がまちまちになるようです。定時退庁日の周知、言葉かけ等を行い、教職員の意識を改革していけるよう、各校へ指導しているところです。

以上です。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

実際には、定時退庁の実践はしているけれども、教材準備など、もっと残ってやりたいというような働き方の違いもあり、徹底できていないというお話です。ただ、これは、意識的に徹底してやらないと、絶対に定着できないと思います。

これもまた、私の現職のときの話なんですけれども、生徒が部活動のない月曜日を教員の定時退庁の日とし、全職員が遅くまで学校に残ることをせず、早く帰宅するという実践経験があります。このときは、比較的全職員の努力もあり、徹底できていた記憶があります。

夜遅くまで仕事をしていたら、学校の御近所の方から、いつまで仕事をしているんだ、忙しいのは分かるけれども、電気を遅くまでつけているのも税金の無駄遣いだ。逆に仕事ができないんじゃないのかと見られるぞと。どうしても仕事が間に合わないなら、自宅に持ち帰ってやれという厳しい御意見をいただいた同僚教員がいたという経験があります。それをきっかけに、職員で議論し、定時退庁の日を設けた記憶があります。

今回の文科省の通知を機に、定時退庁の日の徹底を、町内の学校で実施していただけないか、改めてお聞きいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） お答えします。定時退庁日は、各学校で決めております。なかなか徹底できないところがございますが、今後、黒板に、今日は定時退庁日と書くとか、今日は全員何時に帰るとか、個人的にも、今日は何時に帰りますとか、そういうことを推奨しながら、何しろ職員の健康を管理するということでも大事なことで、定時退庁日の奨励は委員会としても推進していきたいと思っております。

以上です。

○4番（高畑博行君） いずれにしても、教員の多忙化問題は健康問題とも併せて、避けて通れない問題です。当然、国や県の指導の下に勤務実態の改善は図られるものと思いますが、町としても、独自の工夫があるなら、なお素晴らしいわけで、小山町の教育の充実発展のために、町単独であっても積極的に取り組んでいっていただきたいという希望を述べて、私の質問を終わりにいたします。

○議長（米山千晴君） 次に、2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） 私は、以下の3点について質問いたします。

最初は、英語科目標成績達成状況の小山町の現状と今後の対策について。

2番目は、幼保こども園小中学校、障害者施設、老人施設等の防犯対策について。

3点目は、有害鳥獣に対する対策の強化について。

以上であります。まず1番目、英語科目標成績達成状況の小山町の現状と今後の対策についてお伺いいたします。

平成28年4月5日の静岡新聞によりますと、文部科学省は平成27年度、英語教育実施状況調査の結果を公表しました。これは、高校3年生のうち、英語検定準2級程度以上か、教員がそれと相当する力のあると判断した生徒の割合及び中学校3年生のうち、英語検定3級程度以上か、教員がそれと相当する力があると判断した生徒の割合を調べるものであります。

政府目標では、平成29年度までに、高校3年生、中学3年生、それぞれが先の目標のうち5割が身につけるべきと求めておりました。しかし、27年度では高校3年生で34.3%、中学校3年生で36.6%と、いずれも未到達でした。本県では、高校3年生は全国平均を3.7ポイント上回る38%でしたが、中学校3年生は全国を2.7ポイント下回る33.9%であったといたします。

また、教員の英語力も同時に調査がされ、英語検定準1級以上を高校で75%、中学で50%以上を目標としていますが、これも高校で57.3%、中学で30.2%であったそうです。

また、過日、次期の学習指導要領の大枠が示されましたが、それによると英語が教科として小学校5、6年生に新設され、従来5、6年生の行った外国語活動は3、4年生に設定されることとなります。また、中学では、授業を英語のみで進めるということが求められておりました。

これらを含めて、本町での生徒の英語検定の級別人数などの英語力や、教師の英語力、授業の方法、特に将来的には小学校の英語教諭の確保など、英語についての実態と今後の対策をお伺いいたします。

他市町の対策としましては、沼津市の英語検定3級補助及び10年前から小中で取り組む英語科を含む言語科による英語教育、さらに、西伊豆町と静岡大学が合同で取り組む英語教育、アルバイトタイムス社が7月より開始した英語による学童保育などが新聞紙上等に挙げられておりますが、これらについての見解も伺いたいと存じます。

2番目に、幼稚園、保育園、こども園、小中学校及び障害者施設、老人施設等の防犯対策についてであります。

過日、神奈川県津久井の障害者施設で大変戦慄する事件が起きました。元職員が、就寝中で無抵抗な重度障害者を刃物で襲ったという報道です。被害に遭われた方や家族の方々にはお慰めの言葉も思い浮かびませんが、マスコミ等で報じられる容疑者の考え、行動は決して許されるものではありません。

また、一方で、振り返れば、10年ほど前に起きた大阪の池田小学校事件が昨日のこのように思い出されます。これも無抵抗の子どもたちへの大変残忍な事件でありました。また、同様な出

来事がその当時たびたび起こりました。

これらの事件などを受けて、全国各地では不審者に対する防犯訓練がなされ、さすまたなど防犯用の道具も準備されました。各地の警察も、各学校の依頼を受け、防犯訓練を実施、意識もだいたい高まりました。各幼保小中学校では授業時間中には門を閉めるなどの対策も立てられました。

しかし、以前の事件の後、日がたつにつれて防犯意識も薄れていくようで、少なからず心配するものであります。町内では、門の閉まらない学校、園などもあり、また、一方で、地域に開かれた学校ということもあり、相反する考え方に矛盾も感ずるものであります。

事件の詳細や原因、背景などについては、専門機関の今後の調査に譲るとして、ここでは、これらへの防犯対策について伺います。

そこで、現在、幼保こども園小中学校及び障害者施設、老人施設等の防犯対策はどのように行われているか、今後、対策を更に進めるには何が必要と考えているか教えてください。中には、町の管轄外の施設もあろうかと思いますが、小山町に在籍している方も多く過ごしている場合もあり、対策について町として把握していることをお知らせいただくと幸いです。

続いて、3番目でございます。有害鳥獣に対する対策の強化についてであります。

今年の春先から夏にかけて、神奈川県や山梨県など、全国で熊の出没が報告されました。中には捕獲された熊の胃の内容物から人体の一部が発見されたという報道は、人々を震撼させました。また、未確認ではありますが、小山町でも親子連れの熊の発見情報がありました。かつては金時神社の裏山で発見されたこともあり、私がたまたまその当時沼津に通勤しておったわけですが、同僚から、さすがは金太郎生誕の地と言われたこともありました。

また、熊ばかりでなく、シカ、イノシシ、ハクビシン、猿、タヌキ、カラス、ハト、キジなどの農作物への被害が話題になるようになってから久しくなっております。農作物によっては被害が大きくて、栽培しなくなったという農家も現れるようになりました。今後も稲や農作物への被害は増えこそすれ減ることはないものと思われまます。このような状態が続くと、農家の耕作意欲の低下を招き、耕作放棄地等が増えるのではないかと心配が大きくなります。

担当課等の説明によれば、農協の資料によると、被害額は例年ほとんど変わらないが、捕獲の個体数が増えているということで、有害鳥獣の個体数の増加は想像できるということです。また、農協以外の資料はないということでもあります。

小山町では、内陸のフロンティアによる開発、新東名及びアクセス道路などの建設を進めております。先日、工事現場を見学する機会がありましたが、広大な地域の開発はたくましく、期待に胸が膨らむものであります。今後の成功を期待するものであります。

このような中で、一方、建設による工事で、鳥獣の生息地域が狭まってきております。開発された地域に住んでいた鳥獣はどこに出ていくのか、餌のある農地や人家の近くに移動するものかと思われまます。

現在、第1の対策としては、電気柵によるものと思われまます。昨年には伊豆地方で痛ましい

事故が起こってしまいました。このような事故への対策をどのように進めていますか。また、今後、予想される有害鳥獣による被害の増加に対し、どのような対策を進めていかれるのか、現在進めている対策も含めて、当局のお考えを伺いたいと存じます。

以上、3点でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 佐藤議員にお答えをいたします。

はじめに、有害鳥獣に対する対策の強化についてであります。

有害鳥獣による被害は社会的な問題となっており、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や耕作放棄地の増加、森林の生物多様性の損失や土壌流出等の一因ともなっております。

シカ、イノシシ等の生息数を減らすだけでなく、侵入防止柵の設置やすみかや餌場となる荒廃農地を作らないなど、地域ぐるみの対策が効果的であります。

まず、町の現状であります。猟友会による平成27年度の有害鳥獣捕獲頭数実績について御説明しますと、イノシシは42頭、シカは155頭の捕獲実績となっております。

また、平成27年度の農作物被害面積は6.12ヘクタール、被害金額は648万円となっており、年により増減がありますが、捕獲頭数、被害面積、被害額ともほぼ同じ水準で推移をいたしております。

このような中、本町におきましては、猟友会による有害鳥獣の捕獲を実施するとともに、鳥獣被害防止対策協議会を設置し、電気柵等の侵入防止柵の設置を進め、地域ぐるみでの被害防止対策を推進しております。

当協議会では、侵入防止柵について、部農会など共同で設置する場合は、国の補助事業の活用を推進しているところであり、また、今年度より個人による設置についても費用の一部を助成する取り組みを実施いたしております。

また、昨年度は、地域ぐるみの有害鳥獣対策講習会を開催し、地域の皆様に効果的な防御方法や、適切で安全な侵入防止柵の設置について学ぶ機会を提供いたしました。今後もこのような講習会の開催を実施してまいります。

猟友会の会員の高齢化も進む中、捕獲に対する新たな対策をとることも必要であることから、今年度、町が主体となり、シカ等の生息域である森林内に自動ゲート式の囲いワナを設置し、複数頭を同時に捕獲する事業を実施する予定であります。

さらには、町の職員や猟友会員が、ワナの設置や捕獲等の実践的な被害防止活動を担う鳥獣被害対策実施隊の設置についても検討し、効果的な被害防止対策を進めていきたいと考えております。

その他の御質問に関しましては、教育長、担当課長から答弁を申し上げます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 英語科目標成績達成状況の小山町の現状と今後の対策についてでありま

す。

はじめに、本町中学生の英検取得人数であります。全ての英語検定、級別合格人数は把握しておりませんが、昨年度、町で受験料を補助した者の約7割が合格をしております。

また、中学3年生の英語検定受検率は6割弱となっており、そのうち9割が3級以上を受験している状況となっております。本年度につきましても、10月初旬に第2回英語検定がありますので、町から受験料の補助をし、英語に関する興味・関心向上の一助となるよう支援すべく、各学校を通して受験勧奨をしております。

次に、教師の英語力や授業方法、さらに、小学校の英語教諭の確保など、英語についての実態と今後の対策ですが、本年度も3人のALTを配置し、中学校においては英語の教員とALTとのチームティーチング形式での授業をほぼオールイングリッシュの形式で行っております。また、小学校の外国語活動においても、ALTによる授業を行い、5、6年生以外の学年でも英語に触れ、楽しむ授業を設定しております。

先日、文部科学省において、次期指導要領における小学校3、4年生の外国語活動、5、6年生における英語教育に向け、全国で専科教員330人を増員する内容の記事がありましたが、今後の動向について不透明な部分が多く、現状のALTによる指導の充実が効果的であると考えております。

他市町等の対策への見解ですが、小山町においても英語教育の推進について対策を講じており、中学校の英語検定について、第2回目に受験する生徒への受験料の補助を行っております。

中学生への支援だけでなく、ALTを小学校、幼稚園、保育園、こども園に派遣し、幼少期より英語に親しむ機会を設けております。

また、学校外においても、須走小と北郷小の放課後こども教室におきましては週2回英会話教室を開設しております。

今後も、他市町の事例も参考にしながら、英語教育の充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（小野正彦君） 町内各施設の防犯対策について、幼稚園、保育園、こども園、小中学校の状況をお答えします。

近年発生している凶悪かつ残忍な事件対策として、各学校・園では、教職員が更に防犯意識を高めるとともに、様々な防犯対策を実施しております。具体的には、不審者が侵入してきたときの通報手順や避難経路を明示した防犯避難計画や、不法侵入者対策マニュアルを作成し、職員に周知し、不審者が施設内に入ったときの避難訓練、防犯対策についての研修を実施しております。

また、園児の送迎時、児童・生徒の登下校時以外は門等を閉めるなどの防犯対策をしております。

さらに、児童・生徒も含めた一人一人の防犯意識の向上を図るため、御殿場警察署に依頼し、

防犯教室も開催しております。その防犯教室には、各地域の安全推進員の方の参加もあり、地域一丸となつての防犯対策に取り組んでいる学校もあります。

開かれた学校の考え方との整合性ですが、学校、家庭、地域社会が連携、協力をして、子どもたちを育てていくことは、社会性を身につける上でも不可欠なことです。様々な行事や子どもたちの学習活動に地域の方々に参加していただき、地域に開かれた学校づくりも実践しております。子どもたちが地域の方々と知り合うことは、安全、安心な学校づくりにつながるものと思います。

最後に、今後の対策であります、教職員の防犯意識や危機管理意識を更に高めることが重要と考えておりますので、これらの対策を引き続き行いながら、意識高揚に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 幼保こども園小中学校、障害者施設、老人施設等の防犯対策についてのうち、障害者施設と老人施設等の防犯対策についてお答えします。

まず、町内各施設の防犯対策は、施設によって異なりますが、防犯カメラの設置や暗証番号を入力しないと施設には入れないもの、機械警備により侵入者を感知するものなど、様々です。

また、津久井やまゆり園での事件後、消防署に依頼をし、火災通報ボタンを押して消防署に不審者の侵入を伝えると、消防署が警察署に連絡を入れ、ともに駆けつけていただけるような体制にするなど、防犯対策を強化している施設もあります。

今後の対策であります、不審者等の情報共有を図り、地域の中での見守り体制の強化を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 最初の英語科目達成状況の小山町の現状と今後の対策について御回答がありましたけれども、若干再質問をさせていただきます。

答弁の中で、町内中学校ではほぼオールイングリッシュの状態英語科の授業が行われていると伺いまして、非常に安心、心強い限りであります。今後もぜひ新しい指導要領の実施に向けて、もっともっと進めていっていただけると、大変ありがたいなと感じているところであります。

そこで、一方、最近、大学入試センター試験の改革案が出されておまして、このような民間の英語検定とかTOE I Cとか、そのようなところの英語の力を大学入試センター試験にも活用しようではないかという方向もあります。そんなこともありますので、町内で行われている英語検定の補助について伺いますが、どのぐらいの人数の子どもたちに補助が出されているのか。そして、その補助の割合はどの程度なのか教えてください。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○**教育部長（田代順泰君）** 先ほど教育長が答弁したとおり、大体7割程度のお子さんたちに受験申し込みをして、それに対する補助になります。

基本的な考え方として、中学校1年生が4級、それから2年生、3年生が3級の金額、受けるときに本人の負担が500円になるようにという補助になっております。ただし、生活補助ですとか庇護家庭につきましては、それが0円になるようにということで、そのような補助をしております。

以上です。

○**議長（米山千晴君）** 再々質問ございますか。

○**2番（佐藤省三君）** ありません。

○**議長（米山千晴君）** それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○**議長（米山千晴君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 渡辺悦郎君。

○**7番（渡辺悦郎君）** 本日は、一括質問、一括答弁の方式にて2件の質問をさせていただきます。

まず最初に、改正障害者雇用促進法に伴う、障害者の町職員正規雇用についてであります。

障害者雇用促進法の目的は、障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることであり、事業主、障害者である労働者、双方に経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられるものであります。

障害者に職業の安定を図り、職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じなければなりません。平成28年4月にも障害者の雇用の促進等に関する法律が一部改正されております。

障害者雇用促進法には、5年ごとに改正される障害者雇用率があり、所管する厚生労働省、静岡労働局の発表によりますと、平成20年11月に発表された、同年6月1日現在の状況は、市町の実雇用率は2.2%であり、法定雇用率の2.1%を達成しております。

また、同じく23年11月に発表された同年6月1日現在の市町の実雇用率は2.16%であり、法定雇用率の2.1%を達成しております。

さらに、平成25年11月に発表された同年6月1日の状況は、市町の実雇用率は2.34%であり、法定雇用率の2.15%を達成しております。

平成25年度の障害者雇用率改正では、事業主に対し、民間企業の場合従来1.8%であったものを2%に、国、地方公共団体、特殊法人等、従来2.1%であったものを2.3%に、都道府県等の教育委員会、従来は2%であったものを2.2%に改正されております。

平成27年11月に発表された同年6月1日現在の状況は、市町の実雇用率は2.37%であります。法定雇用率の2.3%を達成している状況であります。

この法律により、我が小山町も障害者の雇用を推進しているわけであります。

先日、平成29年度の小山町職員募集について、ホームページ等で募集案内が行われました。住みやすいまち小山は、障害者にも優しい小山であってほしいと考えます。

そこで、次の項目について、町の実態と見解を伺います。

まず最初に、障害者雇用率の状況は、どのようになっているのか。

次に、今回、募集において特に留意したことは何か。

3つ目に、今後、採用枠を拡充する予定はあるのかを伺います。

2つ目の質問であります。減災のための補助についてであります。

県と町ではプロジェクトTOUKAI-0として、自分の家は自分で守る、今こそ耐震補強を！とのキャッチフレーズで、家屋の耐震補強を奨励しているところであります。

第1段階として、無料で専門家による耐震診断を行うため、町から専門家・耐震診断補強相談士を派遣し、住宅の耐震診断を実施します。

無料耐震診断の結果、補強が必要となった場合、第2段として補強計画を作成し、補強計画作成の3分の2、上限9万6,000円の補助金が県から受けられます。

第3段として、木造住宅の耐震補強工事に対して、一般世帯の場合は県から30万円、町から10万円、合計40万円の補助が受けられ、高齢者のみの世帯については県から40万円、町から20万円、合計60万円の補助が受けられると聞いております。

しかしながら、この制度についてはまだまだ周知されていないのか、平成27年度の実績は無料耐震診断13件、補強計画の作成は6件、耐震補強工事については5件という報告を受けております。

いまだ余震が続いている熊本地震の被災地では、耐震家屋と未耐震家屋とでは明らかな差異がありました。

本町においても、いまだ耐震補強工事を行っていない家屋は、耐震補強工事が望ましいのですが、まずは無料耐震診断を受けていただくよう、当局からより一層の広報を望みます。

本町では、近年、高齢者のみの居住世帯が増加しており、高齢者のみの木造住宅は、築年数が進み、耐震補強工事にはかなりの経済的負担がかかってしまい、耐震改修工事まで至らないケースがあると推察するところであります。

繰り返しますが、耐震補強工事はベストではありますが、命を守るという観点から、代替措置として、現住居内に安全な空間を作り生命を守るための有効な手段として耐震シェルターや防災ベッドがあり、これらは耐震住宅改修に比して安価であり、これらの普及を推進することで家屋倒壊等の災害から生命の安全を確保できると考えられます。それぞれの単価が20万円から30万円程度ですが、運賃、設置料を含めても単価が50万円以内で収まると聞いております。

そこで伺います。町は、耐震シェルターや防災ベッド等の普及のための補助を考えているのか伺います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員にお答えをいたします。

はじめに、減災のための補助についてであります。

今年4月に発生した熊本地震では、熊本県を中心に多くの家屋が倒壊し、これにより多くの方々がお亡くなりになりました。

旧建築基準で建てられた住宅の耐震化を進めることが、住宅被害・人的被害の減少に最も有効でありますので、新たに地震対策推進員を設置し、耐震診断や耐震補強、家庭内家具転倒防止等、地震に対する戸別指導や相談を行うことといたしました。

一方、議員御指摘のとおり、様々な事情により耐震補強工事に至らない場合、耐震補強の代替措置として、耐震シェルターや防災ベッドを設置することは、家屋が倒壊しても限られたエリアの空間が確保でき、生命を守るための有効な手段の一つであります。

このため、町といたしましては、他市町の実績も鑑み、比較的簡易に設置できる防災ベッドに対する補助制度を新たに設けることとし、今議会に提案しております補正予算に、補助に要する経費を計上したところであります。

今後も住宅の耐震化を促進するとともに、代替措置としての防災ベッドなども周知し、防災減災に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、担当課長から答弁を申し上げます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 改正障害者雇用促進法に伴う障害者の町職員正規雇用についてお答えします。

平成28年4月1日から、改正障害者の雇用の促進等に関する法律が施行されました。その改正内容は、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講じたものであります。

議員御指摘のとおり、地方公共団体の法定雇用率は2.3%ですが、小山町役場の障害者の雇用率は1.55%と、法定雇用率を下回っております。人数で申し上げますと、平成27年度の雇用状況ですが、3人を雇用しておりますが、法定雇用率からしますと4人が必要でありますので、1人不足しており、一事業所として障害者を新規雇用する必要があります。

次に、今回の職員募集において留意したことですが、高校卒業者を対象に25歳までとしました。7月に実施した大学卒業者対象試験では、年齢制限を40歳までとし、門戸を広く設定しましたが、高校卒業者では少し狭めることにより、高校新卒者を含めた応募のしやすさを考慮しました。

最後に、採用策の拡充についてですが、まずは法定雇用率のクリアを目指し、採用をしてまいりたいと考えております。また、今後、障害者の雇用に当たっては、障害者を一括りとせず、一人一人の障害の状況やスキルの取得状況を考慮しながら、本人の希望や意欲に応じて職のあり方や職域の拡充を検討することが必要と考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○7番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。

今回の補正予算で耐震シェルター、防災ベッドに対して補助に要する経費を計上されておりますが、その詳細、補助の内容について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○防災課長（杉山則行君） 渡辺議員の再質問にお答えいたします。

耐震シェルター、防災ベッドに対する町の補助事業につきまして、県内市町の平成28年度における8月末までの助成件数を電話で確認しましたところ、県内全体で耐震シェルターが4件、防災ベッドが9件であり、また、助成事業を実施したときの個人負担額などを考慮し、町では防災ベッドに関して新たに助成制度を創設することとしております。

静岡県の緊急地震津波対策交付金を活用し、防災ベッドを購入する方に対し、町は1台当たり20万円を限度として補助金を交付します。対象世帯は昭和56年5月末以前に建てられ、地震により倒壊の可能性がある木造住宅にお住まいの方を対象としております。また、今議会に提出しております補正予算へ防災ベッド5台分の100万円をお願いしているところであります。

以上であります。

○7番（渡辺悦郎君） 再々質問でございます。

ただいまの答弁で、防災ベッドについて補助を行うということでありました。防災ベッドを設置する場合、家屋の基礎等の強度も考慮しなければなりません。そこで、今回、強度についての確認をするためにも、無料耐震診断が必要だと考えます。今回の補正で補助金を用いて防災ベッドの設置の条件、例えば今申しました無料耐震診断を終えているかどうかの条件があるのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○防災課長（杉山則行君） 今回の防災ベッドの補助の対象としましては、昭和56年5月末以前に建てられた、地震により倒壊の危険のある住宅を対象としておりますので、まずは耐震診断をしていただくことが条件となっております。

以上であります。

○7番（渡辺悦郎君） 質問ではございませんけれども、今、2点の質問をさせていただきました。障害者の町職員の正規雇用について、答弁にもございましたけれども、まずは障害者雇用率をクリアしていただくようお願いいたします。

次に、減災のための補助についてであります。まずは全ての住居に無料耐震診断を受けていただくよう指導し、それぞれの家庭に応じた減災の手段を講じ、引き続き生命の安全を確保できるような対策を講じていただくようお願いして、質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 私は、今回通告しました耕作放棄地等の活用方法の取り組みについての1件、質問いたします。

現在、全国的にも遊休農地や休耕田、いわゆる耕作放棄地が農業従事者の高齢化や担い手不足などの要因により増加傾向にあると聞いております。町の総合計画において、活気ある農業の振興を掲げ、担い手育成支援や担い手の農地利用集積や遊休農地の解消など、農地の有効活用を進めるとうたっております。

最近、町の農業従事者などで農業サークルを結成し、未利用田畑地を請負で耕作している様子も見受けられますが、まだ少ないと思われまます。水田の有効活用率も91%で満足できる数値ではありません。今後、遊休農地を活用し、土地条件に合う売れる野菜や、町内の地産地消の農産物の生産を拡大し、水田の有効活用も考えたらどうでしょうか。

道の駅や農産物直売所、スーパーや学校給食への食材提供を踏まえ、地元農産物供給の増加をここで研究すべきだと私は思います。特に道の駅などでは農産物の品不足状態で不満も聞こえてきます。また、これから、桑木の足柄サービスエリア周辺の観光施設開発業者も、地元産の野菜や果物を置く産直市場も考えていると聞いております。そのために、農家、行政、農業関係団体など、地域ぐるみで田畑農地の活用をこれから真剣に考えるときが来ていると私は思います。

私が調べた一例で、伊豆の松崎町では、耕作放棄地の解消と未然防止に向けた取り組みで、耕作放棄地及び将来農業経営に不安がある農地と経営規模を拡大したい担い手や、新しく農業を始めたい就農希望者を結びつける耕作放棄地台帳を作成し、ホームページで公開しております。もちろん、農家への調査や農地賃借、売買の意向把握もしているようであります。

町も、このような事例も参考にしたらどうでしょうか。先ほども申しましたが、行政だけでなく、農家や農業委員会、農業関係団体とも連携が必要になってくるでしょう。

そこで、私は次のことについてお伺いします。

1点目は、現在、町が把握している遊休農地及び休耕田は、全てどのくらいあるのか。

2点目として、耕作放棄地の発生要因は、どのようなものが考えられるのか。

3点目としまして、耕作放棄地の解消や再生利用に向けた対策について、具体的な取り組みをどのように考えているか。

4点目は、耕作放棄地台帳を作成し、農地の賃借や売買の意向調査をし、耕作放棄地の削減に取り組む考えはあるのか。

以上、4点、よろしくお願ひします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員にお答えをいたします。

はじめに、町が把握している遊休農地及び休耕田についてであります。

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であるとともに、治水や地下水の涵養の機能を果たすなど、必要不可欠な財産であります。

しかしながら、農業者の減少や高齢化に伴い、耕作放棄地は増加しているのが実情であります。耕作放棄地の増加は、食を支える大切な農地の減少だけでなく、病虫害の発生源や有害鳥獣のすみかになるなど、周辺農地に悪影響を及ぼすとともに、農村景観の悪化にもつながります。

そのため、町では、平成24年度より耕作放棄地再生アクションプランを作成し、耕作放棄地の再生や発生防止に向けた取り組みを進めてきております。

遊休農地及び休耕田については、毎年農業委員会と連携し、農地の利用状況を調査しており、平成27年度の遊休農地の面積は7.2ヘクタールであります。また、草刈りをされているなど、いつでも作付が可能な状態に管理されている休耕田については、約34ヘクタールであります。

次に、耕作放棄地の発生要因についてであります。

平成26年の国の調査によると、耕作放棄地の主な発生要因は、農業者の高齢化、労働力不足が最も多く、次いで土地持ち非農家の増加、農作物価格の低迷、収益の上がる作物がないとなっております。本町においては、このほかの要因として、小規模の農地で、傾斜値や湿田などの自然条件が悪いことや、鳥獣被害が大きいことなどが考えられます。

次に、耕作放棄地の解消や再生利用の対策の具体的な取り組みについてであります。

現在、実施している再生利用の取り組みについては、農業委員会と連携し、地域の担い手や隣接の耕作者への紹介を行い、農地中間管理事業を活用した農地の再生利用を推進しております。

また、農業の持続的な発展が見込めるよう、県営の基盤整備事業を積極的に進め、優良農地の確保に努めております。

さらに、電気柵の設置など、鳥獣被害の防止や玉ねぎなどの収益の上がる作物の作付を推進することで、農地の再生利用を図っております。

しかしながら、比較的小規模で土地条件の悪い農地については、借り手が無く、再生利用が困難であります。そのため、定年後に農業を始めたい人や、市民農園では手狭と感じている人に農地を活用してもらうことや、地域の方々による草刈りや菜の花などの景観作物を作付するなど、地域ぐるみで農地の有効活用を推進することについても、重要な取り組みであると考えております。

その他の御質問に関しましては、担当課長から答弁を申し上げます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 耕作放棄地台帳を作成し、農地の賃借や売買の意向調査を行い、耕作放棄地の削減に取り組む考えについてお答えいたします。

先ほど町長が答弁いただきましたが、町は農業委員会と連携し、毎年農地の利用状況を調査し、

その結果に基づき、耕作放棄地の所有者に自ら耕作するか、農地中間管理事業を利用して貸し出すか等の意向調査を実施することになっており、農業委員会で管理する農地台帳により、農地の情報として、その利用意向についても掌握することとなっております。

そのため、耕作放棄地の把握と貸出意向の確認を進めるとともに、借り手の意向についても、地域の担い手のみならず、部農会やJA御殿場等を通じた把握を行うことで、担い手への農地の集積や地域の方々への活用を進め、耕作放棄地の再生利用に努めてまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） ただいま、各質問につきまして回答をいただきましたが、2点ほど再質問させていただきます。

1点目ですが、答弁において、遊休農地約7.2ヘクタールや、休耕田約34ヘクタールがあると言われました。先ほど、優良農地の確保に取り組むと言っておりましたが、私は、例えば第三者などが農作物を学校給食の提供や道の駅、その他出荷組合、また、桑木の開発業者などで売れる野菜等を作り、地産地消のさらなる盛り上げをしていただきたい一存で思っておりますので、もう一度、今後の力強い意気込みをお伺いしたいと思います。

2点目は、ただいま対策についての取り組みの回答もいただきましたが、耕作放棄地の解消を含め、これから小山町の農業の方向性を具体的にどのように考えているのか、もう一度お伺いしたいと思います。

以上2点、再質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、耕作放棄地の活用についてであります。

議員の御指摘のとおり、町民の食や農業に対する関心が高まり、地元の安全、安心な農作物を買い求める消費者にとどまらず、自分の食べる農作物は自ら栽培したいという町民も増えてきております。

そのため、新たな担い手を確保する対策としまして、小規模な農地の貸し借りができる仕組みづくりについて、先進地である南足柄市の事例を参考に検討していきたいと考えております。具体的には、空いている農地と希望者とのマッチングを行うことで、耕作放棄地の解消や食料自給率の向上に努めてまいります。

次に、これからの町の農業の方向についてであります。

町の農業の基幹作物である水稲の営農を、今後、持続的、効率的に進めるためには、基盤整備事業を積極的に推進し、優良農地を確保することが重要であると考えております。

また、町の気候を活かした金太郎トマトやアメラトマトのような大規模な施設園芸についても推進していきたいと考えております。

とはいえ、国の目標である担い手への農地を80%集積することは、中山間地域である本町においては困難であると考えられます。そのため、多面的機能支払や中山間地域等直接支払など、日本型直接支払を活用し、地域ぐるみで農地の活用や保全に努めていくことも必要と考えております。

いずれにいたしましても、多くの町民の農業への理解を深めることが、耕作放棄地の解消や食料自給率の向上、更には農地の保全につながることから、今後もJA等の関係者とともに農業施策を進め、農業の活性化に向けた取り組みを実施してまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、9番 池谷洋子君。

○9番（池谷洋子君） 私は、3件の質問をさせていただきます。

1件目は、「母子および妊婦」のための避難所運営についてお伺いします。

熊本地震では、避難生活で乳児を抱えた母親や妊婦のケアが大きな課題となりました。子どもの泣き声が迷惑になる、感染症・熱中症が不安、また、授乳や着がえるときなどのプライバシー空間の確保ができないなどの理由で、避難所ではなく、車中や屋外のテントなどで過ごす女性が少なくなかったと聞いております。

避難が長期化すれば、衛生面で風呂に頻繁に入れられないため、乳児の皮膚がかぶれたり、蚊や虫に刺されたりと、母親が精神的に疲弊するケースも見られたといます。また、支給されたミルクやレトルトの離乳食を、持参したガスコンロで温め与えているが、体にストレスがかかっているせいか、下痢が続いた乳児もいたそうです。

さらに、おなかに赤ちゃんのいる未来の母親達も、かなり大変だったと聞きました。特におなかの膨らみが目立たない初期のころなど、一見して妊婦と分からない女性達は、皆さんが大変な中、病気でもないのに妊娠していることを言い出せず、必要な支援が受けられないといったケースもあったようです。しかし、災害時の大きなストレスや栄養不足による体力低下は、早産や流産の危険を高めるおそれがあります。

一方、震災後、熊本では母子・妊婦支援の専用避難所を設置しましたが、周知不足などで支援が行き渡らなかったということです。私は、母子や妊婦が苦境に立たされたときに、肩身の狭い思いをさせたくないと思います。平時でさえ大変な妊婦や母子をしっかり支援していくべきだと考えます。

町は、一般避難所や福祉避難所を指定していますが、母子や妊婦のための避難所運営について、次の3点を伺います。

1点目、災害時における母子や妊婦専用の福祉避難所設置の考えを伺います。

2点目、健康面や授乳、着がえなど、プライバシー空間の環境整備の支援体制についてお聞き

します。

3点目、体力も抵抗力も弱い赤ちゃんにとって、栄養や衛生状態の悪化は命に関わります。粉ミルクや離乳食などの食料、またおむつや着がえなど、物資の備蓄状況について伺います。

2件目は、「食品ロス」削減への取り組みについて質問します。

食品ロスとは、まだ食べられる状態なのに捨てられてしまう食品のことです。農林水産省の2013年度推計では、食品ロスは年間約632万トン発生しているとのこと。国民1人に換算して、1日当たりの茶わん1杯分の御飯量に相当、内訳は外食産業やスーパーなどの事業系が330万トン、家庭系が302万トンとされています。

また、環境省の調査では、学校給食で児童、生徒1人当たりの食べ残し量が年間約7.1キログラムだったといます。現在、世界では9人に1人が栄養不足に陥っているのが実情です。発展途上国では、栄養不足で5歳の誕生日を迎える前に命を落とす子どもが年間500万人いるとされます。世界では、地球人口が生きるのに十分な量の食べ物が生産されていますが、その3分の1は食卓に届く前に腐ったり、無駄に破棄されています。中でももったいないのは、まだ食べられる状態なのに捨てられてしまう食品ロスです。

今、全国各地で取り組みが広がっているのがフードバンクです。フードバンクは、賞味期限間近な食品などを活用して生活困窮家庭への食糧支援を行い、食品ロス削減への貢献も期待されています。また、食品ロスを減らすことは、食料を無駄にしないとともに、廃棄物の減量化にもつながります。以上を踏まえ、町の食品ロス削減への取り組みについて、次の3点を伺います。

1点目、事業者や家庭の食品ロス削減への取り組み、啓発は。

2点目、未利用食品を福祉施設などに無償で提供するフードバンク活動に対しての支援は。

3点目、学校などで食品ロス削減を意識した食育・環境教育の展開について伺います。

3件目は、高齢者の町のがん検診について質問いたします。

今年もがん検診受診のお知らせが来ました。このがん検診を受けたくても受けられない高齢者が年々増加していると考えます。最も身近な例として、私の母は92歳で車椅子生活です。当然のことながら、胃がん、肺がん、子宮がんの検診車に乗ることはできません。まして、胃がんの検診時の機械では、この私でさえ緊張して乗っています。足、ひざ、腰などが悪い高齢者にはとても無理です。

そこで、特定健診とともにかかりつけの病院で、検診ができたらと考えます。受診率向上にもつながりますし、何より体に不自由を抱えた高齢者は大変助かると思います。

以上を踏まえ、高齢者の町のがん検診は、特定健診とともに1日で受診ができないものかどうか、町の見解をお伺いします。

以上、3件の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷洋子議員にお答えをいたします。

はじめに、「食品ロス」削減への取り組みについてのうち、事業者や家庭の食品ロス削減への取り組み、啓発についてであります。

家庭に対する取り組みとしましては、平成27年4月から指定ごみ袋制度を導入し、廃棄物の減量化に努めているところであります。

啓発としましては、平成26年度から町の産業祭において、小山町環境衛生自治推進協議会とともに、ふじのくにエコチャレンジチェック事業を実施し、大人や子どもたちを対象に、家庭における二酸化炭素排出削減に向けた取り組みや省エネルギー対策、食品ロス削減等の環境に優しい取り組みについて啓発を行ってきております。

事業者を対象とする取り組みですが、現在、町独自の取り組みではありませんが、静岡県が展開している食品廃棄物削減対策事業ふじのくに食べきりやったね！キャンペーンに参画し、意見交換会等において、今後の事業拡大や事業充実に協力しております。

また、いわゆる食品リサイクル法と呼ばれている法律に、地方公共団体の責務として、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、食品リサイクル等を促進するよう努めなければならないとあり、法に基づく基本方針について、地方公共団体を含めた関係主体の連携による計画的なりサイクルの推進が求められております。

今後は、県等と連携し、食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程から生じたくず等の食品廃棄物について、発生抑制と減量化による最終処分量の減少や、飼料・肥料等への利用及び熱回収等の再生利用について啓発してまいりたいと考えております。

次に、フードバンク活動に対する支援についてであります。

フードバンク活動は、家庭で眠っている食品や企業等でのパッケージミスや外箱の破損などにより、安全に食べることができるにも関わらず、食卓に載ることがない食品を、行政や社会福祉協議会、生活困窮者支援団体を通じて、食の支援を望む方や福祉施設に提供する活動であります。

小山町におけるフードバンク活動は、社会福祉協議会が静岡市内に拠点を持つNPO法人フードバンクふじのくにと利用契約を締結して対応いたしております。フードバンク活動への具体的な支援といたしましては、町では既に防災備蓄食品の提供を、社会福祉協議会を通じて実施いたしております。

また、今年は北駿地区労働者福祉協議会がふれあい広場の中で、家庭や企業などから食料を提供していただく場としてのフードドライブを実施する予定でありますので、無線放送により町民への周知を図るなど、町としても支援をしてまいります。

その他の御質問に関しましては、危機管理監及び担当課長から答弁をいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（小野正彦君） 「食品ロス」削減への取り組みについてのうち、学校などで食品ロス削減を意識した食育・環境教育の展開についてであります。

食品ロスについては、給食の配膳時、生徒・児童に合わせて分量の調整を行い、教員、栄養士

が残さないで食べるように指導、声掛けを行っており、町内全ての学校でほとんど食べ残しはありませんので、食品ロスはないと考えております。

また、毎月ふるさと給食の日を設け、地場産品を使用した給食を提供し、食材生産者の方からお話をいただき、一緒に給食を食べながら交流しております。地場産品の活用や生産者との交流は、児童・生徒が地域の産業や文化に関心を持ち、食物の生産等に関わる方々に対する感謝の気持ちを持つことが期待されるとともに、食物を大事にする気持ちを持つことも期待され、食品ロス削減につながる食育・環境教育となっていると考えております。

さらに、食育教育の一つとして、栄養教諭が各小中学校を回り、学級活動や家庭科等で各学年に合わせた内容の授業を行っており、その中で食べ残さない、食べ物を大事にするということも指導しておりますので、食品ロス削減につながるものと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○危機管理監（岩田芳和君） 「母子および妊婦」のための避難所運営についてのうち、はじめに、母子や妊婦専用の福祉避難所設置についてであります。

避難所につきましては、議員御承知のとおり、地域防災計画において11か所を指定避難所に位置づけており、そのうち学校施設は9か所となっております。このため、避難所運営に関しましては、毎年、中学校区ごとに自主防災会、学校関係者、町防災担当者等で防災教育連絡会議を開いて、避難所運営などについて協議をしております。

その協議の中で、体育館に加え、校舎側の会議室等についても避難所として解放する施設に加える提案をいただいておりますので、それらのスペースを妊婦等の専用にするなど配慮してまいります。

また、学校施設以外の2か所につきましても、同様に配慮をしていきます。

次に、健康面、授乳、着がえ等のプライバシー空間の確保など、環境整備の支援体制についてであります。

避難所運営につきましては、町と自主防災会が連携して実施していくことが望ましいと理解をしております。また、避難所の質は女性の視点から避難所を考えることで向上につながると、国の避難所運営ガイドラインで示されており、町においても女性が避難所運営の意思決定に加わることができるよう、自主防災会を通じて体制づくりをしてまいります。

このため、避難所運営に参画できる女性防災リーダーの育成に努めており、昨年度実施しました地域防災指導者養成講座を受け、6名の女性防災士が誕生し、避難所運営ゲーム、いわゆるHUGの訓練などに積極的に参加していただいております。今後の活躍に期待しているところであります。

また、授乳室などにも使用できる段ボール製更衣室やワンタッチパーティションなど、プライバシーに配慮した空間の確保のための資機材の充実を図っているところであります。

次に、粉ミルク、離乳食などの食料やおむつ、着がえなどの物資の備蓄状況についてであります。

粉ミルクにつきましては、整備目標の100%を備蓄しており、乳幼児用のおむつは約60%の備蓄となっております。離乳食の備蓄につきましては、現在、備蓄はしておりませんが、今年度中の購入を予定しております。

一方、町民の皆様におかれましても、上着、下着などの非常持ち出し品、保存のきく食料などの非常備蓄品の備えを進めていただきたいと考えております。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 高齢者の町のがん検診についてお答えいたします。現在、町ではがんの早期発見及び早期治療の推進を図り、がんによる死亡率を減少させることを目的として、胃がん検診及び肺がん検診の集団検診を実施しております。また、特定健診を町内の2病院4診療所にて実施しております。

がん検診を医療機関で実施するためには、医療機関での受け入れ体制、レントゲンフィルムの判定や管理などをどう整えるかが課題であります。

胃がん検診の検査方法は、平成28年2月の厚生労働省健康局長通知により、従来の胃部X線検査1本から、胃部X線検査または内視鏡検査のいずれかで行うこととなりました。町では、この指針に基づき、現在、町内医療機関の受け入れ体制の調査をし、医師会と協議を行っており、医療機関で個別に胃内視鏡検査ができる方法を検討しております。

現在、がんで亡くなる方は全国で36万8,000人余りと言われ、早期発見、早期治療の観点からも、内視鏡検査は有効な手段と考えております。

また、肺がん検診についても、胃がん検診同様に、医療機関において実施ができるよう、検討してまいりますが、検診の際のフィルムの読影による判定については、国の指針により、両検診ともに原則として十分な経験を有する2名以上の意思において行うこととなっております。

医療機関により医師の数も異なることから、特定健診を委託している全ての医療機関での実施は、現状では難しい状況であります。御殿場市医師会を通じて医師による判定会の運営方法等を検討していきたいと考えております。

特に高齢者は、体の変化が起きやすいこともあり、1年に1回の町の検診だけではなく、随時かかりつけ医と相談し、健康管理をしていくことも大切です。

今後も、がんの早期発見の体制の充実に努めるとともに、がん検診と特定検診が同時に受けられるように、御殿場市医師会にお願いしてまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○9番（池谷洋子君） 再質問させていただきます。

はじめに、1件目の、「母子および妊婦」のための避難所運営についてです。

専用のスペースを配慮していくとの力強い答弁をいただきました。

一方、物資の備蓄状況についてですが、粉ミルクは整備目標の100%、おむつは60%の備蓄ということでした。これは熊本地震のときではありませんが、粉ミルクが不足していて、避難所では、その粉ミルクを何杯にも薄めて乳児に与えたり、おむつもこれまた不足して、クッキングペーパーやキッチンペーパーをおむつ代わりに代用したことも、そういう事例も聞いております。

再質問は、乳幼児用のおむつのさらなる充足と、もう1点は、これは大きな課題になるかと思いますが、今後、避難所の質の向上が大変に大事になっていくと考えます。このことについて、危機管理監にお伺いしたいと思います。

次に、「食品ロス」削減への取り組みについて、再質問をさせていただきます。

3点目の、学校での食品ロスはないとの答弁でした。そのために、きめ細やかな取り組みを推進されていることは大切ですし、継続をしていただきたいと思います。

そこで、再質問は、保育園、こども園も同じような取り組みをされているのかどうか。小さな子どもたちのことですので、何か工夫をされている点などがありましたらお聞かせください。

以上、2件の再質問です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○危機管理監（岩田芳和君） 1点目の再質問にお答えいたします。

まず、おむつの備蓄状況でございますけど、これにつきましては今年度も購入予定でございますので、整備目標に達するよう努めてまいります。

2点目の避難所の質の向上でございますけど、先ほども申し上げたとおり、やはり女性の視点から避難所を考えることが質の向上につながるということで考えております。そうしたことから、女性が意思決定に加わるように自主防災会を通じて努めてまいりますので、御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（小野正彦君） 池谷洋子議員の再質問にお答えします。

保育園、こども園の対応ですが、学校、小学校、中学校と同様に、子どもたちの量に合わせた分量を作成しております。特に、こども園ということで特別な対応はしておりません。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○9番（池谷洋子君） いえ、ありません。以上で質問を終了します。

○議長（米山千晴君） ここで10分間休憩いたします。

午後2時02分 休憩

午後2時12分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 藺田豊造君。

○5番（藺田豊造君） 通告しました町職員の派遣、また人事交流について1件、5項目についてお尋ねします。

私は、このような同様な一般質問を6月においてもしました。しかしながら、まだまだ私において町長さんの意欲は感じましたけれども、それでも法令やその他の条例などを見ますと、やはり大きな疑義が生じたと、そういう件について、私は、今日、また御質問させていただきます。

町長が6月答弁の折に、それぞれの企業から強い要請があった、また、それによる書類等もそろっていると、そういうことにより、共働することにより町民生活の向上が図られ、密接に関連性を保ちながら事業を推進することが不可欠と考え、職員を派遣したと答弁がありました。

しかしながら、町の職員は、これだけの理由で素直に命令に従うでしょうか。そういった疑問が、私には残りました。なぜなら、公務員法の第1には、全体の奉仕者に、そして義務のもう一つは職務専念の義務があるからでございます。他の市町村の例をとりますと、職員からもっともな理由がない限り、公平委員会やまた、人事委員会などに訴えられるケースだと伺っております。この点については、町は公平委員会や公正委員会を設けない、こういったことを県に委ねている。その点についてどういう理由かお伺いいたします。

第2点についてお伺いします。第2点は、これらの民間営利企業への派遣ができる規則、あるいはそれらに対する条例、法令、地方公務員法の何条が適用されているのかお聞かせください。これが第2点目でございます。

第3点目の質問に入ります。町長の6月の答弁において、交流研修員だとありました。研修に対しては、目的や研修期間、さらに、どのような内容のものを要求しているのか、そうした基本的方針をどのように定めているのか、この点についてもお伺いします。

第4番目は、小山町と民間企業との間の人事交流に関する要綱についてでございます。どのような、これに対する準拠するような上位法があるのか。どのような目的を持ってこれが制定されたのか、お伺いいたします。

最後の5番目の質問に入ります。地方条例によると、平成14年、商工会を公益法人と認めて職員の派遣が可能となっています。どのような理由をもって公益団体として認めたのか、お尋ねします。詳しくお話しくださればありがたく思います。

以上の5点について、質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 藺田議員にお答えをいたします。

はじめに、私から町職員の派遣・人事交流に関する条例及び要綱について問うのうち、3番目の御質問である職員の研修に関して基本方針を定めているかについてお答えをいたします。

地方自治体を取り巻く諸情勢が急激に変化する中、地方分権の推進に伴う自主自立の行政運営

と効率的な組織体制の確立が、これまで以上に重要度を増しており、そうした中、職員には住民等との協働のまちづくりに向けてさらなる意識改革と行動が期待をされております。

こうした状況を踏まえ、ますます複雑多様化する行政課題に対し、的確かつ柔軟に対応できる人材を育成するため、町では平成27年3月に小山町職員人材育成基本方針の見直しを行い、その基本方針に基づき、研修を実施し、人材育成を図っております。

研修の内容についてですが、毎年度4月に職員研修計画を作成し、本年度は基本方針に掲げる町民の立場になって一緒に考え、行動する職員を目指し、この研修計画を職員の能力向上の機会づくりの柱として捉え、自己啓発研修、職場内研修、職場外研修及び交流・派遣研修の4つの研修の推進を重点に、人を育てる職場づくりを推進することで、職員一人一人の能力を高め、行政のプロを育成することといたしております。

具体的には、自己啓発研修として、他自治体職員との交流研修、グループ研修、通信教育研修を通じて、職員の意欲と主体性を育成するため、自己啓発の機会を提供、支援することで、職員自ら学ぶ環境づくりを進めております。

また、職場内研修として、研修担当課が主催する研修、各部長が必要と認める事項について調査研究するスキルアップ研修や、OJTとして職員等が講師となり、日常業務等を遂行するための能力を向上させる研修を実施いたしております。

職場外研修としては、静岡県が主催し、政策形成能力を向上させる研修などの専門能力研修や、静岡県市町村振興協会が主催し、初任者、中堅職員、管理職員などに対して実施する階層別研修等に参加することにより、職員自らの能力向上はもとより、他市町の職員との交流も含め、多様で柔軟な能力の向上に努めております。

また、交流・派遣研修として、民間企業等交流派遣研修では、民間企業等からの派遣要請と合わせ、民間企業の手法等を町政に活かす人材を育成するために実施しております。その他、国、県等への研修派遣や人事交流を実施することにより、町事業の推進や職員の視野拡大に資するものと考えております。

その他の御質問に関しましては、担当課長から答弁を申し上げます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） はじめに、町に公平委員会、人事委員会を設けていない理由についてお答えします。

公平委員会は、地方自治法第202条の2第2号で、人事委員会は、同法第202条の2第1号でその役割が位置づけられ、地方公務員法第7条に基づき、地方公共団体において職員の任免、懲戒等人事権の行使を適正に行うために設置される独立した機関であります。

地方公務員法第7条第3項において、人口15万人未満の市、町、村は公平委員会を置くものと義務づけられており、同条第4項で議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して公平委員会の事務を処理させることができるとされております。町では、昭

和42年規約第1号 小山町と静岡県との間の公平委員会の事務委託に関する規約を定め、町が行うべき公平委員会の事務を静岡県人事委員会に委託しております。

次に、職員派遣ができる規則等についてであります。

公益的法人等への職員の派遣は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令及び小山町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び同条例施行規則を派遣根拠としています。民間企業等への研修派遣につきましては、小山町と民間企業等との間の人事交流に関する要綱を派遣根拠としております。

次に、小山町と民間企業等との間の人事交流に関する要綱は、どのような上位法に準拠しているかについてであります。

この要綱は、平成23年訓令の小山町職員の民間企業派遣研修実施要綱を基本とし、その後、国、県の職員が民間企業と交流研修を実施している事例を参考にして、平成27年に小山町と民間企業との間の人事交流に関する要綱として整備したものです。

最後に、商工会の公益性をどこで認めているかについてであります。

商工会は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令に定められた法人であります。また、小山町商工会は、日々の商工業者への経営指導をはじめ、産業祭の主催、富士山金太郎まつりへの参画により、商工業者の発展や町を元気づけるために、商工業者の中心としてまちの活性化には欠かせない存在であることから、商工会の公益性は高いものと認めております。

このことから、本町においては、同法の規程により条例を制定し、規則に定める団体として小山町商工会を規定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 再質問させていただきます。

職員は、研修なのか派遣なのか、これを明確にしてください。なぜなら、研修ならば、学び、研修目的などあり、派遣ならばその要請に添うようになるのが本来の姿だと私は思っています。今の答弁においては、それらが明確になっておりません。

先ほどの答弁に、平成27年3月、小山町職員人材育成基本方針の見直しを行ったと、この方針により、人材派遣を行った事実がありますか、その派遣する理由についてお答えください。

また、民間営利企業への派遣交流は、私は国家公務員のみ許されている、そういうふうには理解しています。小山町職員の民間企業派遣研修実施要綱を基本としてとりましたが、そのために小山町と民間企業との間に人事交流に関する要綱ができています。

私の調査する限り、これが許されるのは公益法人と認められるもの、すなわち特定法人、町が出資して、あるいはそういうふうにして成り立っているような企業等であり、これも一旦退職し

て再び元職に戻るということが許されています。

この要綱を小山町ではないがしろにしているのではないかと思います、いかがでしょうか。私は、小山町の訓令などを伺っておりません。小山町は独立国家ではありません。準拠する法律をもう少し明確にしてくださなければ、この要綱が私は無効であると、そう断言せざるを得ませんが、当局の御所見をお願いいたします。

さらに、派遣されている4か所には、町の助成金、補助金等が支給されております。私達が常識的に考えて、少なくとも過去3年ぐらいにわたり、そうした支給されていないところへの派遣、それが町のあり方として当然だし、そういう、ないところへと研修に行く、それが当たり前だと思っています。この派遣は不適切だと考えていますが、これについても当局の御所見をお伺いいたします。

さらに、伺いますが、道の駅、商工会、それから観光協会、これら3名にはそれぞれ指揮するだけの権限が、あるいは約束が与えられております。研修とは、学びに行くところ、のみならず本来の部、課への職務専念への義務、そうしたところへ戻れる、直ちに戻れる者が行くべきであって、そうした権限がある人がそこから抜けてしまう、それが著しい、またはそちらにもこちらにも大損害を与える、そうした方が地方公務員の責務を全うできなくなったらば、これは納税者である私達への背信行為だと私は受けとめます。この点についても、当局の御見解をお伺いいたします。

最後に、商工会の件についてお伺いします。先ほどの答弁において、町は条例に定めてあるとのことでした。私もそのことは十分に存じております。しかしながら、もうこれはお調べになったと思うけれども、神奈川県茅ヶ崎市において、同様な条例によって、こちらは商工会じゃなくて商工会議所ですけれども、現職職員が赴きました。この件につき、損害賠償請求が起こされ、これが最高裁において判決される、そこまで持ち込まれたということでございます。

この結果は、この派遣職員については給与が支給されておりますが、これを合法とし、派遣に対しては違法だと伺っております。このことを認識しておられるのかどうか、当局にお伺いします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 再質問にお答えいたします。

今、全部で6点の御質問をいただいたということでよろしいでしょうか。

1点目の、まず研修と派遣の違いですが、ここは明確に区分をさせていただきます。研修は、あくまでも、繰り返しになりますが、人材育成基本方針に基づく、毎年立てております職員研修計画、これに基づいて民間企業での派遣することによる研修という位置づけでございます。

それから、議員おっしゃる派遣ですが、こちらは商工会に関することになると思いますが、こちらはあくまでも公益的法人等に一般職員を派遣することのできる法律及びその政令で、それに

基づいて町で整備しております条例及び規則、これで小山町商工会を位置づけておりますので、こちらは職員研修とは全く別物の派遣ということで、全く整理をしておるといふふうに認識しております。

2番目の御質問ですが、人材育成基本方針、これは平成27年3月に13年ぶりに改定をしたものですが、この中で職員の人材育成を図ることを目指すべき職員姿ということで、町民の立場になって一緒に考え行動する職員ということで、これを大目標としまして、その職員を育成するために様々な研修を行うということ位置付けております。あくまでも今回の民間企業、研修につきましても、この方針にのっとった研修の一つであるという認識でございます。

それから、次の御質問ですが、町の助成が入っている団体、企業等への派遣が違法ではないかということですが、こちら、今、最初の質問でお答えさせていただきましたが、まず、商工会につきましても法律、政令、条例、規則に基づいて職員を派遣しているものということで、違法ではございません。

それから、それ以外の3つですね、民間企業に職員研修として派遣しているものは、あくまでこれも研修ということで派遣しております。これは、職員の派遣とは別物ということで、1点目の御質問と繰り返しになりますが、そのように回答させていただきます。

それから、次の質問ですが、道の駅、商工会、観光協会に派遣している職員が権限を持っている、研修なんだから、勉強だから、権限はないのではないかと、こういうことかと思いますが、その立場で、権限を行使することも、これも民間企業における研修の一つであるというふうに考えております。役場の中の公務では、全く経験することのできないような仕事を、その研修先の企業において研修すると、これが将来、町に戻りましても役に立つということで考えております。

最後ですが、茅ヶ崎市の事例を挙げられました、茅ヶ崎の事例ですが、こちらは私どもとしても調べてございまして、こちら、昭和63年度に職員を派遣したということです。当時は国家公務員におきましても、このような公益的法人への職員派遣の制度というものが整備されておりました。結果的に最高裁まで持ち込まれて、違法というような、こういう結論が出ておりますが、こちらに関しましては、その後、平成14年に、先ほどから何度も言っておりますが、公益的法人に一般職員を派遣することのできる法律というのが、その後、問題が大きくなってから、そういう法律が整備をされております。全ては公益的法人に一般職の派遣できる法律ということで、こちらで整理をしておりますので、茅ヶ崎のことはちょっと、少し法律が整備される、制度ができる前のことということで御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○5番（藺田豊造君） 再々質問しようと思いましたが、一応答弁は的確のような的確でないような。非常に私にとっても曖昧ですけど、12月にもう1回質問させていただきます。

以上、終わります。

○議長（米山千晴君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月27日火曜日 午前9時開議

議案第60号から議案第75号までの議案25件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。更に議員の派遣について採決をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時39分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 池 谷 洋 子

署 名 議 員 込 山 恒 広

平成28年第5回小山町議会9月定例会会議録

平成28年9月27日(第5日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前9時00分 宣告

出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君
5番 菌田 豊造君 7番 渡辺 悦郎君
8番 梶 繁美君 9番 池谷 洋子君
10番 込山 恒広君 12番 池谷 弘君
13番 米山 千晴君
欠席議員 6番 阿部 司君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	室伏 博行君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	秋月 千宏君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
危機管理監	岩田 芳和君	町長戦略課長	長田 忠典君
総務課長	小野 一彦君	未来拠点課長	遠藤 正樹君
おやまで暮らそう課長	岩田 和夫君	税 務 課 長	渡邊 辰雄君
住民福祉課長	渡邊 啓貢君	健康増進課長	平野 正紀君
防 災 課 長	杉山 則行君	建 設 課 長	高村 良文君
農 林 課 長	前田 修君	商工観光課長	大庭 和広君
都市整備課長	野木 雄次君	上下水道課長	後藤 喜昭君
こども育成課長	小野 正彦君	生涯学習課長	山本 智春君
総務課副参事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議会事務局長 鈴木 辰弥君
会議録署名議員 9番 池谷 洋子君 10番 込山 恒広君
閉 会 午前11時35分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第60号 町道路線の廃止について
日程第2 議案第61号 町道路線の変更について
日程第3 議案第62号 町道路線の認定について
日程第4 議案第63号 小山町青少年問題協議会設置条例の制定について
日程第5 議案第64号 小山町税条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第65号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第66号 平成28年度小山町一般会計補正予算(第2号)
日程第8 議案第67号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第9 議案第68号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)
日程第10 議案第69号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第11 議案第70号 平成28年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第12 議案第71号 平成28年度小山町土地取得特別会計補正予算(第2号)
日程第13 議案第72号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第14 議案第73号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)
日程第15 議案第74号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第1号)
日程第16 認定第1号 平成27年度小山町一般会計歳入歳出決算
日程第17 認定第2号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
日程第18 認定第3号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
日程第19 認定第4号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
日程第20 認定第5号 平成27年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
日程第21 認定第6号 平成27年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
日程第22 認定第7号 平成27年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
日程第23 認定第8号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
日程第24 認定第9号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
日程第25 議案第75号 平成27年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定
日程第26 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
追加日程第2 議案第77号 建設工事に関する協定の締結について
「第二東海自動車道横浜名古屋線に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定(用沢工区)」
追加日程第3 議案第78号 土地の取得について

議

事

午前9時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ここで報告します。阿部 司君は、本日の会議を欠席する旨届けがござっておりますので御報告します。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第1 議案第60号 町道路線の廃止について
 - 日程第2 議案第61号 町道路線の変更について
 - 日程第3 議案第62号 町道路線の認定について
 - 日程第4 議案第63号 小山町青少年問題協議会設置条例の制定について
 - 日程第5 議案第64号 小山町税条例の一部を改正する条例について
 - 日程第6 議案第65号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - 日程第7 議案第66号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第2号）
 - 日程第8 議案第67号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第9 議案第68号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第10 議案第69号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第11 議案第70号 平成28年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第12 議案第71号 平成28年度小山町土地取得特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第13 議案第72号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第14 議案第73号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第15 議案第74号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第1 議案第60号から日程第15 議案第74号までの議案15件を一括議題とします。

それでは、8月31日に各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 遠藤 豪君。

○総務建設委員長（遠藤 豪君） ただいまから、8月31日、総務建設委員会に付託された9議案について、審議の経過と結果を御報告します。

9月15日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、関係部課長及び副参事等、議会から委員5名が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第60号 町道路線の廃止について、議案第61号 町道路線の変更について、議案第62号 町道路線の認定について、議案第64号 小山町税条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第2号）について報告します。

委員から、林道維持管理費の林道角取線修繕料700万円についての詳細は。との質疑に。

現在、林道角取線は一部路肩が崩壊し、通行不能となっています。今年度、被災の原因である林道直下の沢において、治山事業工事と並行して林道の復旧を行い、民有林直轄治山事業の進捗に影響が出ないよう早期に対応するため補正予算を計上しました。復旧の主な内容は、現在、治山事業で設置している堰堤が完成した後、その上に耐候性大型土のうを階段状に設置し、その背面を土砂で埋め戻して路肩を復旧させ、現在の林道幅を確保する計画です。との答弁がありました。

委員から、林道角取線の修繕について、以前、県の治山事業で行った箇所において、オーバーフローした水が下の民地へ流れている。今回の修繕にはこの箇所は含まれているか。との質疑に。今回検討している修繕につきましては、水が流れ込んでも下流に影響が及ばないように直下に堰堤を入れるなどの根本的な対策をとるよう計画しています。との答弁がありました。

委員から、金時公園実施設計業務として950万円を計上しているが、金時公園の整備ビジョンについての全体像は。との質疑に。金時公園を金太郎継承ゾーン、プレイゾーン、多世代交流ゾーンの3つに分けて整備を進める予定です。

金太郎継承ゾーンでは、金時神社周辺の庭園整備等を行い、プレイゾーンでは、現在のゲートボール場と児童館跡地を利用して様々なスポーツができる広場とし、金時神社側には相撲の土俵を常設する計画です。多世代交流ゾーンでは、現在の公衆トイレ付近に、多世代で交流できる施設として休憩室、管理室、トイレ等を備えた建物を建築し、その横には子どもが伸び伸びと遊ぶことができるよう遊具等の整備を計画しています。との答弁がありました。

委員から、町道整備事業費のうち、須走高原会と道の駅「ふじおやま」に関する事業の詳細は。との質疑に。

須走高原会の事業内容は、既に町道認定をしている須走高原会内の各区画の道路を舗装するもので、舗装整備に当たり、土質調査と勾配が急であるため排水計画を立てるための測量設計委託料です。道の駅「ふじおやま」の事業内容は、今後、町が防災拠点として道の駅「ふじおやま」を使用する計画があることから、道の駅東側に隣接する水田に増設するため、用地調査、測量業務、用地取得に要する費用を計上するものです。との答弁がありました。

なお、その他に、庁舎管理費の修繕費、北郷支所管理費の耐震診断費、権限移譲事務交付金について質疑、答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第66号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号 平成28年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号 平成28年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）について報告します。

委員から、繰入金補正額1億円は菅沼地区における住宅建設のための用地先行取得との説明があったが、日程等の見通しは。との質疑に。

この地域は未利用地が多く、この土地に道路がないことが開発の進まない原因になっています。その後の開発は未定ですが、現在の足柄三保線西側に並行するように町道整備を進める予定であり、該当する地域や地権者の方々へ説明していきたいと考えております。この土地の買い取り申し出があったことから、これを起爆剤としていきたいと考えております。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第71号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）、議案第74号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に負託された9議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから、8月31日、文教厚生委員会に付託された7議案について、審議の経過と結果について御報告いたします。

9月16日、午前10時から、当局から副町長、教育長、関係部課長、危機管理監、専門監及び副参事等、議会から委員6名全員が出席し、審査を行いました。

まず、議案第63号 小山町青少年問題協議会設置条例の制定について報告いたします。

委員から、本条例制定の目的は、協議会の委員に町議会議員とあるが、誰が選ばれるのか。保護司や民生委員はこれに加わるのか。現時点での問題点はあるのか。との質疑に。

従来、規則により設置していた青少年問題協議会は、助言を求めるなどの場としての協議会でした。小山町いじめ問題対策連絡協議会は条例を定めて設置しており、この条例との整合性を図るためにも今回、本条例を設置するものです。議会からは、文教厚生委員長が委員として選出されています。また、保護司、民生委員も委員になっています。現時点での問題点はありません。との答弁がありました。

委員から、協議会の権限はどの程度有するのか。との質疑に。

補助機関であることから、重要事項について調査や審議をします。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第63号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告いたします。
委員から、改正の詳細は。との質疑に。

所得税法等の一部が改正されたことに伴い、国保に算定される総所得額に新たに分離課税される特例適用利子、特例適用配当が算入されます。外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正により、日本国内において租税が免除されている者を通じて利子または配当等を得ていた者に対して、これまで特別徴収できなかった個人住民税の分離課税が適用されることとなりました。これに基づき、国保税に対しても課税対象に含めることになったことが主な改正点です。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第65号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号 平成28年度小山町一般会計補正予算（第2号）について報告いたします。

委員から、静岡県東部ドクターヘリ格納庫整備事業補助金について、格納庫は順天堂大学病院の敷地内に建てる計画か。また、町内におけるドクターヘリの出動状況はどのくらいか。との質疑に。

格納庫の建設箇所は、伊豆の国市が所有する伊豆中央道長岡北インターチェンジ付近の元スポーツワールド跡地になります。現在、順天堂大学病院のドクターヘリは、病院の屋上にとめていて、悪天候時には名古屋まで退避させている状況です。今回、格納庫を設置することで、このような手間を省くことができます。ドクターヘリの出動回数は、平成22年から平成26年度の町内への出動平均回数は年4.6回になります。との答弁がありました。

委員から、中学校整備事業について、整備内容の詳細は。との質疑に。

北郷中学校格技棟の改修工事を行うものです。主な工種は、屋根の塗装、サッシ、トイレの改修です。との答弁がありました。

なお、このほかにも、介護ロボット等導入支援事業特例交付金、認定こども園菜の花施設型給付扶助費についての質疑、答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第66号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。

委員から、職員給与等繰入金について、この臨時職員の給料は月幾らで、何か月分を見込んでいるのか。との質疑に。

4月の人事異動により正規職員が減員となり、その補填として臨時職員を1名雇うための賃金です。臨時職員の賃金の平均は1か月当たり13万5,000円、ボーナス等を含めると15か月分、年間203万円程度を見込んでいます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)、議案第69号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第72号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました7議案の審査の経過と結果について委員長報告いたします。

○議長(米山千晴君) 以上で、各常任委員長からの報告は終わりました。

これから、順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第60号 町道路線の廃止について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第61号 町道路線の変更について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第62号 町道路線の認定について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第63号 小山町青少年問題協議会設置条例の制定について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第64号 小山町税条例の一部を改正する条例について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第65号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第66号 平成28年度小山町一般会計補正予算(第2号)について。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数。したがって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第67号 平成28年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第68号 平成28年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第69号 平成28年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第70号 平成28年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について。総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第71号 平成28年度小山町土地取得特別会計補正予算(第2号)について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

○5番(菌田豊造君) 総務建設委員会委員長の報告に対する質問をさせていただきます。

議案第71号 土地取得特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

土地開発基金条例への1億円の繰入金についてお尋ねします。まず、1億円繰入金の、その財源は当局からどのような説明があったかお聞きしたい。例えば、前年度の繰越金とか今年度の税収とかの増額分があるからこれに充てるとか。

次に、土地開発基金条例に1億円を繰り出す目的は、菅沼の道路整備を中心とした用地取得だと企画総務部長から補足説明がありましたが、総務建設委員会において町道整備全体、すなわち起点あるいは総延長、それから道路の幅員、歩道等の説明を当局に求めましたか。さらに、町道を整備する以外の土地利用について、当局からの説明を受けられましたか、お伺いします。

最後に、この基金で取得する土地について、町道整備やその他の事業について、いつ、どのように地元で説明されたかお聞きします。また、さらに委員会では現地確認をしたのかどうか。

以上、お伺いいたします。以上です。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○総務建設委員長(遠藤 豪君) 菌田議員から、議案第71号に対して委員長報告に対する質疑があったわけでございますけれども、お答えをさせていただきます。

総務建設委員会における質疑、答弁は、委員長報告のとおりであり、菌田議員の質疑は委員会

では議論されませんでした。

なお、委員長報告には入っておりませんが、地元への説明については、現在測量設計を実施しており、その測量結果が3月に出るということで、それ以降に地元へ説明をしていきたいと考えています。との答弁がありました。

また、現地確認をしたかとの質疑ですが、現在測量中ということでしたので、現地視察は行いませんでした。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立多数。したがって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第72号 平成28年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第73号 平成28年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第74号 平成28年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第1号)について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 認定第1号 平成27年度小山町一般会計歳入歳出決算

日程第17 認定第2号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

日程第18 認定第3号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算

日程第19 認定第4号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第20 認定第5号 平成27年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算

日程第21 認定第6号 平成27年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算

日程第22 認定第7号 平成27年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第23 認定第8号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算

日程第24 認定第9号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算

日程第25 議案第75号 平成27年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（米山千晴君） 日程第16 認定第1号から日程第24 認定第9号までの平成27年度決算9件と、日程第25 議案第75号 平成27年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の、計10件を一括議題とします。

それでは、9月9日、各常任委員会に付託しました認定等につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、各委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 遠藤 豪君。

○総務建設委員長（遠藤 豪君） 9月9日、総務建設委員会に付託された平成27年度決算関係の、委員会での審議の経過と結果について御報告します。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、決算関係6件の審査を行いました。

はじめに、認定第1号 平成27年度小山町一般会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、町営住宅使用料の徴収方法について、近年、訴訟を起こし、収入を増やす努力をしているが、訴訟を起こす措置の基準はどのようになっているのか。基準を更に厳しくする考えはないのか。との質疑に。

納期を過ぎた住宅使用料の徴収方法は、まず催告書による自主納付を勧奨し、さらに保証人が判明している案件に対しては、保証人への催告書送付予告も行っています。また、分納計画の策定に当たっては、口座振替の申し込みを強く勧奨するなど、新たに現年分の未納発生を避けるよう努めています。訴訟の基準は、平成26年度は100万円の滞納者を対象に、平成27年度は40万円の滞納者に明渡し請求の通知を送り、納付の改善に努めました。静岡県住宅供給公社では30万円を基準にしていることから、今後、町も滞納額が30万円程度になった段階で訴訟を起こす旨の通知を送ることを考えています。との答弁がありました。

委員から、町営住宅管理戸数450戸に対して96戸の募集停止を行ったとあるが、募集を停止している住宅の管理はどのようになっているのか。また、募集停止住宅を解体撤去する考えはあるのか。との質疑に。

募集停止住宅の管理は、定期的に見回りを行い、また、台風や地震が発生したときは、その都度修理等の点検を行っています。解体撤去の計画は、平成25年度に策定した町営住宅長寿命化計画に基づき、用途廃止についても計画的に進めていくことになっています。一色西裏団地、大胡田団地、原向団地については、住居者の方に用途廃止をすることを伝えており、転居等の調整をしています。との答弁がありました。

委員から、町営住宅の管理戸数450戸は多過ぎると思うが、過去に調査等をした経緯はあるのか。との質疑に。

町営住宅長寿命化計画の中では適正管理戸数を258戸と定めており、今後は、地区全体のバランスも考えながら、残す住宅と用途廃止をする住宅を明確に分けて管理していきたいと考えていま

す。との答弁がありました。

委員から、道の駅「すばしり」は、道の駅「おやま」の2倍程度の利用者があるが、道の駅振興センター利用料は2,305万円、道の駅観光交流センター利用料は1,893万円となっている。この原因はどのように考えるか。との質疑に。

道の駅に立ち寄りの方の利用目的が異なることが原因と考えています。道の駅「ふじおやま」ではトラックでの利用者や地元の新鮮な野菜の購入を目的とした利用者等、少人数での利用が多く、道の駅「すばしり」では観光目的の家族連れによるお土産等の購入を目的とした利用が多いからだと考えます。利用人数のカウント方法は、道の駅「ふじおやま」ではセンサーにより利用者数を把握しているのに対して、道の駅「すばしり」ではレジ利用人数などにより利用者数を推計していることも原因の一つと考えます。との答弁がありました。

委員から、湯船原地区水源調査及び揚水試験等業務について4,300万円を支出しているが、湯船原地区水源は確保されたと考えて良いか。また、下流地区への影響はないと判断したのか。湯船原地区で使用する用水と町水道を利用している企業とで水道料に差が生じる可能性はあるのか。との質疑に。

現在、静岡県企業局が進めている小山町湯船原工業団地の北側に口径25センチメートル、深度230メートルの井戸を掘削し、沢水、湧水への影響の調査を行った結果、全ての観測箇所において水位、流量、水質への影響は見られませんでした。今後の湯船原地区への給水方法は、小山湯船原工業団地と新産業集積エリアは日量2,500立方メートルまで給水が可能な状況となっています。アグリインダストリーエリアとそれ以外のエリアの給水については現在検討中です。工事完成後の平成30年度から、町は企業に対して水の供給が可能となります。水道料金等も小山町給水条例に基づいて料金算定されることから、原則として水道料金に差異は生じません。との答弁がありました。

委員から、金時山山頂トイレ負担金について、毎年100万円支出しているが、現在の山頂トイレの設置場所は小山町方面を望むのに非常に支障がある。設置場所変更の考えはないのか。との質疑に。

金時山山頂トイレは、平成22年に環境省が中心となり整備したものです。地元自治体である南足柄市、箱根町、御殿場市、小山町等で金時山山頂トイレ維持管理委員会を組織し、管理運営を行っています。設置場所の変更については、設置当時、関係自治体と協議し、現在の位置に決定したため、現段階では変更は難しいと考えます。との答弁がありました。

委員から、道路維持費について、区からの要望に対してどの程度の割合で応えられたのか。との質疑に。

緊急修繕工事や職員による直轄作業を駆使し、できるだけ多くの要望に対応できるよう努力いたしました。その結果、394件のうち264件、割合としては68%の要望にお応えすることができました。との答弁がありました。

委員から、一般会計決算において相当額が委託料として支出されているが、事故繰越、明許繰越、通次繰越、全てを含めて総額幾らになるのか。との質疑に。

予算額は21億4,100万円、そのうち支出した額は、現年分と3つの繰越額を合わせて16億8,900万円になります。との答弁がありました。

委員から、業務を委託することは基本的には賛成だが、職員でもできる業務があると考え。例として、活性化センター等マネジメント事業についてはどのように考えるか。との質疑に。

本委託業務の内容は、ふれあい公園や活性化センターといった施設が持つポテンシャルの調査であり、施設利用者や従業員へのヒアリングや他の地区の類似施設について調査・研究を行うものです。これらの業務を行うことは、相当の時間と手間がかかることから委託で外部発注をしました。との答弁がありました。

委員から、道路構造物、長寿命化事業の道路構造物点検について、どのような構造物の点検を行ったのか。また、点検の結果を今年度以降、どのように事業へ活かしていくのか。との質疑に。

社会資本整備交付金事業のメニューの一つである防災・安全社会資本整備交付金事業において、町が管理する橋梁、道路の照明施設、標識等の道路附属物、道路法面・擁壁、道路舗装の4分野について点検、検証、長寿命化工事を進めました。橋梁では、46橋の定期点検と4橋の補修詳細設計を実施し、1橋について長寿命化修繕工事を実施しました。道路附属物では、町道25路線の幹線道路112か所を事業の範囲とし、うち19路線103か所の点検を実施しました。法面・擁壁では、町道41路線の幹線道路259か所を事業の範囲とし、昨年度までに全て点検を終了しました。舗装では、町道57路線の59.6キロメートルを事業の範囲とし、昨年度は41路線46.2キロメートルを調査しました。点検後は、その成果を基に修繕計画を立て、その後、順次、防災・安全社会資本整備交付金事業により長寿命化事業を実施してまいります。との答弁がありました。

委員から、町が進めている内陸のフロンティアを拓く取組事業において、平成30年度までに完成を見据えたときに、職員の人数が不足していると考え。平成28年3月に職員の適正配置を目指す第6次定員適正化計画を策定したとあるが、その内容は。との質疑に。

計画年度は、平成28年度から平成32年度までの5か年間であり、定員数は未来拠点事業の推進、定住移住促進事業の強化、人口減少対策の強化を図るため、適正配置に向けて必要となる職員数10人を見込んでいます。現在の職員実人数は216人であるが、平成32年度までに最終必要人数を235人に設定しています。現在、事務量の増加等に伴い、国、県から専門の技術職員の派遣をいただいております。今後職員を増やす必要があると認識しています。との答弁がありました。

なお、その他に、自主運行バス負担金、インバウンド対応、ホームページ構築事業、土砂災害ハザードマップ作成業務の状況、土木費の翌年度繰越額の状況、総務費、企画調査費、農業振興費等の執行率について質疑、答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第1号は賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成27年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定第6号 平成27年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算、認定第8号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算、認定第9号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第75号 平成27年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について報告します。

委員から、滝沢簡易水道が統合され、町の管理となったが、今までの滝沢簡易水道の補修と今後の利用について、町はどのように計画をしているのか。との質疑に。

旧滝沢簡易水道は、水質的には非常に良好である一方、管路は全般的に老朽化し、耐震化も行われていないことなど、幾つかの問題点が存在しています。配水管や配水池の更新については、効率的・計画的に実施していきたいと考えています。今回の統合はソフト統合であり、実際に町の配水管と接続をしていませんが、これを接続することにより、相互に災害時等の補助水源としての利用も図れることから、配水管の接続についても実施していきたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第75号は全員賛成で原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された平成27年度決算関係6件の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから9月9日、文教厚生委員会に付託された平成27年度決算関係の、委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

委員会は、先ほど報告した議案の審査に引き続き、決算5件の審査を行いました。

はじめに、認定第1号 平成27年度小山町一般会計歳入歳出決算について報告いたします。

委員から、児童福祉費使用料の収入未済額が昨年度より増えているが、未納の状況はどうか。徴収方法はどのように行っているのか。また、児童手当等から支払わせることはできないのか。との質疑に。

滞納の状況について、平成27年度分のみを滞納している者は17名いたが、8月26日現在7名になり、過年度分から滞納している者は10名いたが、8月26日現在、滞納している者は8名に減りました。滞納額が100万円近くになる者は1名おり、この者へは会計収納課が対応しています。また、児童手当支給日に納付相談を行い、計画的に納付していただくようお願いをしております。との答弁がありました。

委員から、児童手当支給日に保育使用料の納付相談を行っているとのことだが、成果は表れているのか。との質疑に。

児童手当から徴収した金額は、100万円を超えた額を充当しています。未納額が少額である者はほとんどが納めていただいています。しかし、事業主が支払っている場合は児童手当を充てることができず、滞納が続く傾向もあります。との答弁がありました。

委員から、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について、対象者は何人か。そのうち、給付しなかった人は何人で、全体の何割か。給付をしなかった方への広報はなされたのか。との質疑に。

臨時福祉給付金の対象者は2,755人を見込み、給付しなかった方が578人で全体の21%になります。子育て世帯臨時特例給付金の対象者数は2,501人で、支給しなかった方が76人で全体の3%になります。給付対象と見込まれる方には、全ての方に通知を出し、その後、広報誌や無線放送での呼びかけ、未申告者へは個別通知を2回発送し、連絡がとれる方には申請するよう電話で促しました。との答弁がありました。

委員から、2市1町共通無料入浴券負担金について、入浴券の利用率は50%程度との説明があったが、未利用者に対してほかのものに変更する考えはないのか。との質疑に。

この事業は、高齢者の健康増進を図ることを目的に実施しています。昨年9月からは須走温泉天恵でも利用可能となりました。さらに、今年9月からリニューアルした健康福祉会館リラクゼーションスタジオでも利用可能となるよう、対象施設等の拡充を図っています。との答弁がありました。

委員から、未利用者に対して、日常生活品を配付するなどの計画はないのか。との質疑に。

日常生活品を配ることで、本来の趣旨が失われることも懸念しています。自由に外出できない方などについては、様々な福祉支援策があるので、それらの事業、助成・支援制度を活用していただきたいと思います。との答弁がありました。

委員から、敬老祝い金57万5,000円の内容と内訳は。との質疑に。

小山町総合福祉給付金等に関する条例に基づき、高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表するために88歳と99歳の方に5,000円、100歳の方に1万円を敬老祝い金として贈呈するものです。平成27年度の内訳としては、88歳の方109名、99歳の方2名、100歳の方2名に祝い金を贈呈いたしました。との答弁がありました。

委員から、保育園費の職員の給与と臨時職員の賃金の額が同等額になりつつあるが、職員と臨時職員の人数比は。との質疑に。

保育園費職員人件費の内訳は保育士24名、栄養士1名、きたごうこども園事務長1名、養護教諭1名、こども育成課職員4名分の正規職員数の合計31名です。臨時職員は、臨時保育士44名、調理員8名の52名となっています。との答弁がありました。

委員から、教育支援活動促進事業補助金はどのような事業を想定した補助金か。との質疑に。

ボランティアコーディネーター1名が配置されているボランティア支援センターに対する助成金であり、業務としては、地域や各学校の事業に対して、ボランティアの登録や派遣を取りまと

めています。との答弁がありました。

委員から、保健室改修はどこの園の保健室をどのように改修したものか。との質疑に。

きたごうこども園に養護教諭を新たに配置したことにより、同園の給湯室を改修しました。との答弁がありました。

委員から、小学校費の遠距離通学費補助金の対象は。との質疑に。

遠距離通学費補助金の対象は地区割となっており、大御神区、中日向区、上野区、下古城区に在住する児童となっています。との答弁がありました。

委員から、文化会館等管理運営費について、多くが指定管理料として支出されているが、施設内の植え込みの剪定や草刈りは指定管理者へ委託しているのか。との質疑に。

施設内の植え込みの剪定や草刈り、周辺の整備についても指定管理料に含めています。との答弁がありました。

委員から、小学校教育振興費で放課後こども教室を実施しているが、どこの学校において、どのような内容を行っているのか。との質疑に。

平成27年度は須走小学校で実施し、平成28年度からは須走小学校、北郷小学校で実施しています。須走小学校の放課後こども教室では、ALTによる英語の授業のほか、将棋・囲碁など、子どもの遊びを含めたものを週4回実施しています。との答弁がありました。

委員から、社会教育総務費のうちNPO支援センター業務について詳細な内容は。また、NPO団体の数は。との質疑に。

現在、町内におけるNPO団体は9団体です。NPO支援業務については、NPO法人東部パレットに業務委託し、総合文化会館内にNPO支援室を設置して、NPOの設立や支援・相談に関することを行っています。

また、町やNPO、各団体の情報を収集し、ブログ等により情報発信を行っています。との答弁がありました。

委員から、社会福祉協議会との連携の中で、多様化する地域福祉サービスへの対応が図られたとの説明であるが、どのような相談があり、どのように対応されたのか。との質疑に。

相談窓口を町や社会福祉協議会に設置し、相談できる体制を整えています。様々な相談に乗っていただき、困難な案件や特殊な案件においては、町と情報を共有しながら解決するよう取り組んでいます。との答弁がありました。

委員から、個別接種の中で肺炎球菌ワクチン予防接種について町民への周知の方法はどのようにしているのか。個人負担額4,200円の金額の設定の根拠は。全体の中での予防接種率は。との質疑に。

定期接種を5歳年齢刻みで計画的に実施しております。テレビ等で広告が流れますと住民の方の関心が高まり、受診者が増える傾向があります。引き続き受診の勧奨等を行っていきたいと考えています。4,200円の単価設定は、御殿場市医師会と協議し、ワクチンの原価、個別接種に要す

る医師の診療報酬等を積み上げた価格に対し、半分の額で設定しています。接種率は約65.6%になります。との答弁がありました。

委員から、国体等参加出場選手交付金について、交付金の対象は。また、どの大会に何人出場したのか。との質疑に。

国体のほか、全国大会などに出場した者に交付しています。昨年度の交付件数は4団体、実人数5名です。との答弁がありました。

なお、その他に、自主文化事業交付金の内容、放課後児童通所支援事業費の増額の理由、施設型給付扶助費及び地域型給付扶助費の内容、保健衛生費の不用額の理由について、質疑、答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第1号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、後期高齢者支援金の内容は。との質疑に。

後期高齢者医療制度の財源構成において、保険料が1割、公費が5割、現役の各保険者からの支援が4割となっています。後期高齢者医療制度は、収入が少なく医療の割合が高い方が多いため、一般の方を含む保険者で負担しています。町の国保は被保険者の人数などの按分により支払うものです。との答弁がありました。

委員から、特定健康診査等事業費について、受診率50%以上を達成するための方策は。また、受診率向上のために御殿場市の医療機関でも受診できるようにすべきと思うが、どのように考えるか。との質疑に。

6月はキャンペーンを実施し、その他にも未受診者に対して電話、個別通知を行っています。高い受診率ではあるものの、頭打ちになってきているのが現状です。今後も地道に電話勧奨等での催告を促していきます。また、御殿場市の医療機関での受診についても、本年も御殿場市医師会長宛てに小山町民が御殿場市医師会の管内で特定健診が受診できるように依頼をしています。医師会でも検討していただいているものと考えております。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第2号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算、認定第4号、平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第7号 平成27年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました平成27年度決算関係5件の審査の経過と結果について委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、北郷中学校格技棟及び北郷小学校プールの状況を現地視察いたしました

ことも報告いたします。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩といたします。

午前10時13分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長の報告は終わりました。

これから、順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第16 認定第1号 平成27年度小山町一般会計歳入歳出決算について、各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） 私は、ただいま議題となりました認定第1号 平成27年度小山町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

国内経済は一定程度回復基調にあるとはいっても、地方経済の回復は遅れ、一般庶民は若干の定期昇給はあったにせよ、実質収入は相変わらず減少し、景気回復の実感はありません。特に現職リタイヤ後の高齢者は高額な税負担に苦しんでいるのが現状です。

そんな中での平成27年度決算ですが、歳入歳出総額の差引額4億7,361万円から翌年度繰越金を差し引き、更に前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は1億5,266万4,000円の黒字です。しかし、これは年度途中から始めたふるさと納税寄付金による予想外の歳入増によるものと判断します。

決算の中身については幾つか指摘しなければなりません。もちろん、既に執行された事業について全てを否定するものではありません。大きな成果を残した事業も当然多くありますが、今後の行政に活かす意味からも、反対の立場で討論をいたします。

反対理由の1つ目ですが、昨年度と比較して自主財源の柱となる町税は、構成比では5.1%の減、決算額は6,102万4,000円の減です。また、各区分のそれぞれの増減はあるにせよ、自主財源全体の7億3,640万5,000円の増加は、寄附金の7億9,042万7,000円の増加によるものだったことは数字の上で明らかです。

一方、依存財源の詳細を見ると、地方交付税交付金、地方交付税、国庫支出金の大きな増加が依存財源全体の4億486万4,000円の増加につながっています。

歳出面から見ると、積立金を大きく増やした点は評価できますが、委託料が16億8,911万3,000円で、一昨年（平成25年度）から約2倍に膨らんでいます。この点は、委託する事業の内容を精

査し、安易に委託する方向は避けるという点で、今後も注意深く検証していく必要があります。

財政力指数は0.035ポイント減少しました。また、財政構造の弾力性（硬直度）を示す経済収支比率は年々増加し続け、昨年度比0.9ポイント上昇し、弾力性を失っている傾向を示しています。

さらに、予備費の充用や予算の流用による対応が増加傾向である点や、様々な分野での不用額、次年度繰越金の多さも、きちんとした予算設計の見通し不足や円滑な事業推進の甘さだと指摘されても仕方ない点です。

反対理由の2つ目に挙げたいのが、実質公債費比率と将来負担比率の点です。県は平成27年度決算に基づく県内市町の健全化判断比率（財政状況を示す4指標）の速報値を新聞紙上で公表しました。それによると、市町の実質的な借金依存度を示す実質公債費比率は、昨年度より0.6ポイント下がったものの、9.7ポイントで、政令指定都市を除く県内33市町の中で28位で、下から6番目と、昨年と同じ位置にいます。また、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である将来負担比率は92.7ポイントで、今回も県下最下位となりました。90ポイントを超えたのは小山町しかありません。

早期健全化基準と比べればまだゆとりはありますが、県下最下位というのは大変心配な数字で、きちんと町民に説明する責任があります。また、町の長期計画の観点からいっても、これらの財政指標上の改善が公約どおり本当に可能なのか疑問を抱かざるを得ません。

反対理由の3つ目に挙げたいのが、歳出の中身についてであります。町は、内陸のフロンティアを拓く取組として7地区の開発や事業計画を進めています。人口減少に歯止めをかけ、町の再構築を図るこれらの開発行為を全面否定する考えはありません。担当課の努力で町への流入人口が大きく伸びている事実も評価します。

しかし、これら大型開発行為に対して、今を生きる町民を取り巻く環境改善は喫緊の課題ばかりです。市街地の町民にとって、住みづらさ一つとっても一向に具体策は打ち出せず、商店街の疲弊化や買い物難民にも似た状況が出ている点は重大問題です。

ですから、町民の中には、大型開発が幾ら進んでも、自分達の身近な生活に変化はないという実感を持っている方が多くおられます。

要は、これらの大型開発と、今住んでいる人々の身近な生活環境改善のバランスです。大型開発関連事業に町財政の多くが占められることによって、民生費や各区から出ている要望などが後回しになる心配をする声を多く耳にします。その点で、百年の計と銘打って前へ前へ進む大型開発によって、今ある町民の生活環境改善が置き去りにされたら何の意味もありません。その懸念が大いに残った決算であったとはいえないでしょうか。

最後に挙げたいのが、町が抱える潜在的問題点が未解決のまま終わった点です。

1つ目は、先ほど指摘した商店街の疲弊化や買い物難民問題です。商工会主導で解決策を探るだけでなく、町民の生活の利便性に寄与する積極的打開策を一刻も早く提示すべきです。

2つ目は、公共交通問題です。費用対効果を考えながら住民サービスをどこまでできるか、難

しはありますが、空気を運んでいるだけだという声大きいコミュニティバスをどうするのか。打つ手がない状況は疑問視されて当然です。

3つ目は、担当課が努力しているにも関わらず、相変わらずお達者度の改善ができない状況です。男性は県下でびり、女性もびり2となっている問題の解決がなされていません。

4つ目は、昨年も放課後児童クラブの懸案である北郷小学校放課後児童クラブと足柄小学校放課後児童クラブが、コミセン施設での間借り状態が改善されませんでした。

5つ目は、昨年、小山町を除いた全ての自治体で達成できた核兵器廃絶平和都市宣言を小山町だけしませんでした。この問題は、当局だけでなく、我々議会も責任の一端はありますが、北朝鮮の常識外の極めて危険な動きや、オバマ大統領の被爆地・広島訪問など、世界や国内の平和を希求する流れを考えれば、宣言を急ぐべきでした。

6つ目は、労金研修所跡地の売買と利活用問題で住民監査請求が出された問題や、町景観計画で重点地区とされた須走地区の住民から異論が出た点、わさび平の優良田園住宅整備事業で反対する動きが顕在化した点などを考えると、住民への説明が不十分であり、町の強引とも思われる手法が問題視されている点を指摘しないわけにはいきません。

以上、るる反対理由を述べましたが、健康福祉会館リニューアルの完了をはじめ、自治基本条例の制定など、目に見える成果もある点は評価したいと思いますし、何よりも職員の皆さんの日頃の努力には敬意を表したい点をつけ加えて、私の反対討論といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） ただいま議案となっております認定第1号 平成27年度小山町一般会計歳入歳出決算につきまして、認定すべき立場から賛成討論を行います。

町長の政策提言であります「金太郎のような元気なまち」にするための様々な事業が執り行われた平成27年度決算が、着々と達成されたものと、まずもって評価するものであります。

決算収支の状況を見ますと、平成27年度一般会計の決算額は、歳入総額104億124万3,000円、歳出総額99億2,762万5,000円であり、歳入歳出差引額は4億7,361万8,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億2,966万3,000円を差し引いた実質収支額は3億4,395万1,000円であります。

また、実質収支比率は6.5%になりました。

そして、財政力指数は0.916と、0.035ポイント昨年度より下がりましたが、経常収支比率は80.5で妥当範囲内であり、実質的な健全依存度を示す実質公債費比率は9.7%と0.6ポイント昨年より下げております。さらに、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す将来負担比率は92.7%で、昨年度より13.8ポイントも減少し、非常に努力している姿勢が見られます。

確かに英国のEU離脱などで世界経済が少なからず国内の経済にも後退の影が見られます。

小山町の歳入の根幹であります町税が6,102万円ほど減少されましたが、昨年度よりは減少額は減っております。町税は減っておりますが、全体的な歳入は11億4,000万円増加しており、小山町の財政も少しは持ち直しているのが現状であります。

今後、小山町の将来を大きく変えるであろう小山町内陸のフロンティアを拓く取り組みとして、小山パーキングエリア周辺地区、湯船原地区、足柄サービスエリア周辺地区、南藤曲地区、富士小山わさび平地区、駿河小山駅周辺地区の7地区の事業が本格化及び推進するなどにより、企業誘致、雇用及び定住促進や誘客などに前向きに取り組む町の姿勢は評価すべきであります。

既に湯船原地区や駿河小山駅周辺地区には企業も進出稼働し、50人から60人の雇用も生まれております。

また、定住移住政策の関係においては、おやまで暮らそう課を設置し、全国の定住移住希望者に親身となったマンツーマン支援をするなど、積極的アプローチもされております。県内外からの移住者も県下トップという評価もされております。

その他、健康・福祉の関係では、金太郎少子化対策事業として、出産から子育てまでの相談支援事業など推し進めてきました。また、町民の健康レベルの向上に向けた健康マイレージ制度の充実の対応も図られてきております。

また、お達者度の向上に向けた高齢者運動教室支援も行っており、さらに、健康福祉会館のリニューアルも完成し、高齢者の使いやすい場の創出となりましたので、更なる利用を期待したいと思っております。

産業振興に関しては、県営中山間総合整備事業（足柄金時地区）や（北郷南西部地区）などの農業生産の基盤づくりも順調に推し進めてきました。

さらに、防災施策関係では、どのような自然災害が起こっても機能不全にならない強靱な地域を作り上げる、小山町国土強靱化地域計画も策定されました。

その他に、金太郎計画2020推進協議会が、成美、明倫、足柄、北郷、須走の各地区において根づいており、地域住民と行政の協働の下、活動が活発にされていますことは誠に特別に期すものがあります。

その他の各種事業にも積極的に取り組んでおり、概ね成果がなされてきているところであります。小山町総合計画の（1）便利で快適なまち、（2）安心安全なまち、（3）いきいきとしたまち、（4）計画の推進のための4つの重点施策として平成27年度も町政の推進をしてきたと感じられます。

また、総合計画後期基本計画策定や地方創生を推進するための小山町人口ビジョン、小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定により、今後の小山町の方向性が決まりましたので、金太郎のように元気な小山町へと期待するものであります。

監査委員からの審査意見書にもありますが、予算の執行について、議決の趣旨に沿い、概ね適正に執行されており、翌年度へ繰り越された事業を除き、所期の成果を得たものと認められると申されております。

今後、数年間、厳しい財政運営が予想されますが、収入財源の確保とともに財源に裏づけされる実施計画も策定し、財政の健全化に向けた町の取り組みを期待しまして、平成27年度小山町一

般会計歳入歳出決算を認定すべく、賛成討論を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に反対者の発言を許します。5番 藪田豊造君。

○5番（藪田豊造君） 私は、認定第1号 平成27年度小山町一般会計歳入歳出決算を、以下の4点をもって反対といたします。

これは、私においても、また、町民においても大きな疑問を持ち、そういうことが今後の町の反映あるいは発展に尽くされることを祈念しまして、改善を求めながらの討論とさせていただきます。

高畑議員も指摘されましたが、第1が自主運行バス負担金の4,146万円でございます。さらに、生活交通確保対策事業費243万8,000円についてでございます。これほど町民の間から疑問視され、あるいは改善してくれないかという声の前からあったこと、私は知っています。当局の方々もよく知っておられると思いますが、こうしたことに対して、先ほどもおっしゃりましたが、どのような費用対効果を考えているのでしょうか。大きな財政出動にも関わらず、今年もむなしく空のバスが多く走っています。

路線確保という面から、全面廃止というわけにはいかないでしょうが、現在の車社会において、どういう点において町民の要望に応えられるか、そしてその効果がいかにあるべきかを一から考え直すべき点だと思います。ちなみに、26年度の決算において、自主運行バス負担金1,234万9,000円でした。生活交通確保対策事業費補助金は228万円ばかりでした。さらに、26年度には高齢者バス定期負担金として47万6,000円が支出されていました。これが第1番目です。

第2番目が町営住宅の収納率であります。監査委員、また議員からも強く指摘されていましたが、48.9%の収納をそのまま認めるわけにはいきません。今年度、これが公表されたことは大いに評価されますが、今年になって担当課が変わりました。前年度までの担当課は何をしたんでしょうか。

また、先ほど総務建設委員長から、改善、工夫を述べられました。そうした改善、工夫を強く押し進めることを望みます。

第3は、助成金、補助金の活用であります。具体的な指摘はありませんが、我々の町には商工、観光、あるいは歴史的遺産について大変有意義なものを持っております。しかしながら、これらが多く活用されているということは、まだまだ不十分という点を多く見られております。当局もその点を十分に認めているようで、今年になって商工会、観光協会、道の駅「ふじおやま」、また、静東森林経営協同組合等への職員の派遣、また、役付にて研修者として出向されています。

当局は、そうした助成金、補助金等の活用がまだ十分されていないという認識から送り出していると思います。しかしながら、これらを送ったところで、何の意義や意味もありません。発想の転換が必要でございます。

また、現状を十分に把握していなければ、いいものが生まれてくるはずがありません。例えば、今、小山町に世界一は幾つあるか。あるいは日本一は。県一は。そうした把握も重要なことだと

思っております。

補助金、助成金を出すとき、こうした目標をしっかりと定めておくべきだと思います。そして、しっかりと検証しておくべきだと私は思っています。

一つの例題として言いますと、例えば、竹之下合戦についてであります。これは先人が残してくれた歴史的遺産であります。これは、太平記においては1335年（建武2年）12月12日において起こったことが、たった10数行で書かれていますが、太平記に書かれているこのことによって、尊氏軍が勝利し、京へ攻め上り、室町幕府、更には室町文化を開いたという緒についたと感じれば、この戦いがいかに重要だったか、また大きな町の宣伝になると思います。

農業振興においても、水菜とわさび、あるいは米、最近ではトマトが出てきましたが、これに比する小山町ブランドは出てきておりません。これも例題を申し上げますと、かつてはささいなことですが、足柄の聖天さんあたりによる山芋が天下一品と称されたことがあります。こうしたことをしっかりと掘り下げることが、次の飛躍あるいは振興のもととなると思います。

第4は、足柄の旧労働金庫買収の6,000万円であります。私は、先にこれが5,500万円で売りに出されていたことを労働金庫の関係者より伺っています。6,000万円が安いと指摘されていましたが、私の調査より500万円も高い買い物をしています。この件については、住民の方より監査請求が出ておりますが、これ以上を要しませんが、町民から出された疑念をしっかりと誠実に答えることこそ、問題解決になると思いますし、それが一番の早道だと思います。

全ての施策が町民にどのように向いているか、新しく来る町民、私達は当然歓迎をいたします。しかし、今いる町民をしっかりと守ってこそその政治でございます。無駄を省けばもっと住民サービスが図れる。そういうことを施策の重点項目に入れて、今後とも頑張っていただきたいと思えます。

以上で反対討論を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は、各委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立多数。したがって、認定第1号は、認定することに決定いたしました。

お諮りします。日程第17 認定第2号から日程第24 認定第9号までの平成27年度特別会計決算8件及び日程第25 議案第75号 平成27年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の合計9件については、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から議案第75号までを一括質疑といたします。

それでは、認定第2号から議案第75号までについて、各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17 認定第2号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、認定第2号は、認定することに決定いたしました。

日程第18 認定第3号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

日程第19 認定第4号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

日程第20 認定第5号 平成27年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

日程第21 認定第6号 平成27年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数。したがって、認定第6号は、認定することに決定いたしました。

日程第22 認定第7号 平成27年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、認定第7号は、認定することに決定しました。

日程第23 認定第8号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、認定第8号は、認定することに決定いたしました。

日程第24 認定第9号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、認定第9号は、認定することに決定しました。

日程第25 議案第75号 平成27年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定であります。本案は、委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第75号は、可決及び認定することに決定いたしました。

日程第26 議員の派遣について

○議長(米山千晴君) 日程第26 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、10月4日から6日までの間に岐阜県及び富山県で行う県外行政視察に全議員を、10月7日に長泉町で開催されます駿東郡町議会議長会役員会に副議長を、10月17日に静岡市で開催されます静岡県町村議会議長会総会並びに議長・副議長・事務局長研修会に副議長を、10月20日に長泉町で開催されます駿東郡町議会議長会健康増進事業に全議員を、11月7日に静岡市で開催されます静岡県町村議会議長会広報研修会に議長が指名する議員を、11月10日に長泉町で開催されます東部地区6市4町議会議長連絡会に副議長を、11月14日に伊豆市、伊豆の国市で行う県内行政視察に全議員を、11月17日に御殿場市で開催されます2市1町議員研修に全議員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣については、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことと決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときには、議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときには、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から議案第77号 建設工事に関する協定の締結について「第二東海自動車道横浜名古屋線に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定(用沢工区)」と議案第78号 土地の取得についての合計2件の追加議案が提出されました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の議案第77号及び議案第78号の2議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

追加日程第1

町長提案説明

○議長(米山千晴君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第77号及び議案第78号について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 今回、追加提案いたしましたのは、議案第77号 建設工事に関する協定の締結について及び議案第78号 土地の取得についてであります。

はじめに、議案第77号 建設工事に関する協定の締結についてであります。

本案は、新東名高速道路建設に伴い、町道3975号線の新設工事及び大御神地内の町道3628号線

付替工事を中日本高速道路株式会社東京支社に委託することに伴い、工事細目協定を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第78号 土地の取得についてであります。

本案は、宅地造成用地及び町道用地の先行取得について、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、この後、関係部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

追加日程第2 議案第77号 建設工事に関する協定の締結について

「第二東海自動車道横浜名古屋線に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定（用沢工区）」

○議長（米山千晴君） 追加日程第2 議案第77号 建設工事に関する協定の締結について「第二東海自動車道横浜名古屋線に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定（用沢工区）」を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第77号 建設工事に関する協定の締結についてであります。

本案は、第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定（用沢工区）の締結案件であります。

締結内容は、新東名高速道路西側に新設します町道3975号線の一色工区終点から須川右岸までの道路新設工事（延長835メートル）及び大御神地内の町道3628号線付替工事（延長638メートル）を中日本高速道路株式会社東京支社へ工事委託するものであります。

協定金額は3億6,160万5,851円であります。

委託期間は、平成32年9月30日までとしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第77号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第78号 土地の取得について

○議長（米山千晴君） 追加日程第3 議案第78号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第78号 土地の取得についてであります。

今回取得いたします土地は、宅地造成用地及び町道用地として土地開発基金により先行取得するもので、小山町菅沼字下谷戸552番1外4筆、取得面積は6,549平方メートルであります。

契約の相手方は、1者で、取得価格は9,954万円であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（藺田豊造君） 何点か質問させていただきます。

購入についてのお尋ねでございます。

このタイミングで土地取得の議会承認を求めるか、何ゆえにこのようなことを求めるのかお伺いします。すなわち今議会で9月補正予算を計上し、議会最終日に当たる、こういうふうなときに、短兵急にこの用地取得を提案されました。なぜそんなに急ぐのかをお尋ねします。

次に、土地開発基金条例第1条に設置の目的が規定されていますが、今回は町道整備事業を主体として周辺を宅地分譲らしき事業をするのか伺っております。宅地分譲事業は、この第1条に書かれている公用もしくは公用地に供する土地の取得に当たるのかというお考えがどうあるのか。町道とか町営住宅とか公園ならまだしも理解できるのでございますが、宅地分譲と土地開発基金条例との関係が不明確です。

また、小山町には公用地、または公共、そのような定義づけがなされているのか、この点についてもお伺いいたします。

総務建設委員長の報告でもお尋ねしましたが、町道整備事業の実施とあれば、議会はもとより菅沼地区、とりわけ谷戸地区住民の皆様、地権者の方々への事前説明会が終えているのかどうか。道路事業としての全体計画を、まずはお示しくださるのが順当だと思いますが、その点についても御質問いたします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（湯山博一君） 藺田議員の質問にお答えいたします。

私からは、1点目の何ゆえこのタイミングか、もしくは土地開発基金条例の1条の目的に合っているのかということと、2点目の宅地が含まれている、町道との区別はどうなっているかと、その2点について回答いたします。

まず、何ゆえこのタイミングかということですが、そもそも土地開発基金条例というも

のは、小山町の場合に平成3年に条例制定がされました。これは、公共用地の取得をスムーズに進めるためということで条例を作成したわけですけれども、その頃ちょうどバブルの末期でして、土地がどんどん値上がりしてしまうと。ですので、事業確定前にも土地が買えるような仕組みを作ろうということで土地開発基金条例が全国的に制定されたと記憶しております。

具体的な例を申し上げますと、例えば、平成27年度末で土地開発基金は3万9,000平方メートルほどの土地を所有しております。そのうちの約9割近くが湯船原にあります。その土地の取得目的は、当時は例えば新東名の代替地であったり、湯船原の構想レベルの開発のための公共用地として取得をしたと。そういう計画確定というよりも構想の段階で買えるような仕組みがこの土地開発基金ですので、したがって、今現在、湯船原の開発が具体的に始まっていますが、そういう中で小山町の土地が事業用地になるであるとか、例えば区画整理的なときに小山町の土地を使って地権者の利便を図るとか、そういう有効のために使うということで土地開発基金が設置されておりますので、議員御質問のような具体的な確定している事業に使うというよりも、そもそも構想レベルとか、事業が確定した段階で買うというのが土地開発基金のそもそも成り立ちだと考えておりますので、これを答弁にさせていただきたいと思っております。

それから、2点目もちょっと重なってしまうんですけど、今現在、あの土地につきましては道路としての概略な設計はできていますけれども、詳細はできておりません。ですので、道路と宅地の明確な区分はしてありませんので、全体として土地開発基金で先行取得をするという方向になっております。これについても具体的な例を挙げますと、今現在、役場前で和田坂の工事がやっております。これについても実は10数年前に土地開発基金で先行取得をしています。その頃も、まだ県との調整であるとか町の道路計画がなかったんですけど、確定はしなかったんですけど、交差点改良を行おうという方向性の下であらかじめ土地を買っておこうということで、今から12年前に土地を取得しているという経過もありますので、土地開発基金での土地購入というのはそういうものであると理解をしていただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○経済建設部長（池谷精市君） 藪田議員の御質問にお答えいたします。

3点目の町道整備について、住民説明はどうなっているかということについてお答えいたします。

これにつきましては、委員会でもお答えさせていただきましたように、現在、計画について測量設計をしている段階でございます。これらがまとまり次第、住民の方々に説明をしてみたいというふうに考えております。

以上であります。

○5番（藪田豊造君） 私の最後の質問の、公共、公用とは。公共と公用といいますけど、その規定はあるのかなのかと、私、聞いておりますけど、それについてのお答えがありませんけれ

ども。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（湯山博一君） 藪田議員の再質問にお答えいたします。

土地開発基金条例の第1条でありますように、公用、公共用というのは明確に区分はされています。先ほど申し上げましたように、土地の土地開発基金での先行取得というのは、公用になるということはまずないと思いますけれども、公共用、つまり道路用地であるとか公園用地であるとか公民館の用地であるとか、そういうことは十分考えられます。第1条のまたは以降には、公共の利益のためにということで、この公共の利益のためにというのが、先ほども申し上げましたけれども、今の湯船原の開発のときの県の企業局への土地であるとか、アグライندگانストリーエリアの区画整理の土地であるとか、そういうものが持っていることによって公共の利益に資するということで、公共、公用、繰り返しになりますけれども、公用、公共用というのは明確な区別はありますけれども、土地開発基金で買う際には、まだその区別はないということです。

以上であります。

○5番（藪田豊造君） 明確にしてもらいたいのは、道路の取得をするのか、あるいは宅地分譲をするのかと。その点について、私はこれ、この問題で聞いているわけです。宅地分譲が主なのか、それが宅地分譲が公共、公用に資するものなのかどうなのかということを知っているんです。

じゃ、再質問します。土地開発基金条例に関しまして、土地調査委員会規程というのが、土地開発基金条例3条に由来して規定されております。これは、委員会は必要に応じて土地の取得、処分等の内容を審査し、審議するとあります。第2条に規定されていますが、委員会はこれまで何回開かれたのでしょうか。それで、どのようなメンバーで開いたのでしょうか。これについてお伺いします。

それから、もう1点、次に、土地開発基金で用地を取得するときには、道路事業とその他の事業とに区別されると思いますが、今回の土地取得は全て収用対象の事業なのかを伺います。収用法の事業の対象なのかを伺います。

また、税務署との事前協議をよく聞くわけですが、税務署との事前協議は、いつ、どのように行われましたか。

最後に、土地開発基金で取得する土地の境界確定は、いつ、どのように行われたか。境界確定がされていない土地の取得などあり得ないと思いますけれども、この確定はいつされたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（湯山博一君） 藪田議員の再々質問にお答えいたします。

私からは、先ほど来ありますような道路と住宅用地の区別をつけるか、つけないかという話なんですけれども、それをつけなくても買えるのが土地開発基金だということを先ほど来申し上げておまして、例えば収用の形になった場合には、当然、詳細設計が全部できていて、いわゆる

用地の幅が全部打たれていて、その対象部分が、いわゆる5,000万円控除の対象になるという、一般的には言われているんですが、土地開発基金の場合にはそういう事業化が確定しないところを買えるというのが土地開発基金のある意味メリットでありまして、それを活用して、今回、先行取得をするということです。

その他の質問は、担当課長の方から答えます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 土地調査委員会につきましてですけれども、土地調査委委員会は8月17日に行いまして、委員のメンバーといたしましては、委員長を統括副町長、そしてメンバーは企画総務部長、経済建設部長、住民福祉部長、町長戦略課長、総務課長、税務課長、都市整備課長となっております。

その審議を経まして、8月22日に委員長から町長へ報告しているところでございます。

次に、土地の区画がはっきり分かっているかどうかということでございますけれども、今回の対象は5筆ございまして、その筆界につきましては国土調査にて明確に区画が分かれているところでございます。

以上であります。

1つ、再々質問にお答えしていませんでしたことにつきましてお答えいたします。

税務署との協議の関係でございますけれども、税務署の協議につきましては、この後、当局側の方で税務署の方と協議を行うこととなっております。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 議長。

○議長（米山千晴君） 再々質問まで済んでいますよ。

○5番（藺田豊造君） 再々質問に入ります。

○議長（米山千晴君） 再々質問までも、3件の質問を受けています、もう。再々質問まで。再々質問の答えを聞いているわけです。

○5番（藺田豊造君） いや、違いますよ。

○議長（米山千晴君） いやいや、そうですよ、再々質問。

○5番（藺田豊造君） 違いますよ、さっき答えなかったことを私、答えてもらっているんだから、再々質問じゃないですよ、あれは。

○議長（米山千晴君） いや、再々質問ということで、今、答弁をしているわけですから、再々質問という形です。

○5番（藺田豊造君） 冗談じゃない。

○議長（米山千晴君） 再々質問です。

○5番（藺田豊造君） 私、再々質問言っていないでしょ、だって。もともと再々質問で言って、私の答弁に答えていないじゃないかということをお答えしてもらっているだけです、そんなの、

さっきのやつ。

○議長(米山千晴君) いやいや、再々質問にお答えしますということで答えているわけですから。

○5番(藺田豊造君) 私、書いてあるけど、ここに2度立って、今度3度目、そこへ立って、これで2度目ですよ、それなら。これを、質問に対して答えていないから答えてくださいと言っただけですよ。さっきのやつ何だかっていうと、どういうことかという、公共と公用の規定はどうなるかということについて、私はそれを答えていないから答えてくださいと。これは再々質問じゃない、当たらないですよ。全然違いますよ。勘違いされたら困る。何ですか。

○議長(米山千晴君) 自席にお戻りください。

○5番(藺田豊造君) だって、私、3回質問する権利あるでしょう。

○議長(米山千晴君) だから、再々質問に答えているわけですから。

○5番(藺田豊造君) 答えていないことを答えてもらっただけですよ、そんなのは。

○議長(米山千晴君) 再々質問に対して答えているわけですから、自席にお戻りください。

○5番(藺田豊造君) 冗談じゃないですよ、議長ね、町民の立場に立ってものを考えてもらうことを私、やっているんだよ。起点がどうあるかどうか知らない。だけどね、しっかりと……

○議長(米山千晴君) 議事進行のため、自席にお戻りください。

○5番(藺田豊造君) しっかりとその点を踏まえて、再々質問とか……

○議長(米山千晴君) 自席にお戻りください。

質問は3回までと規定されておりますので、今の議事進行に至ったわけでございます。よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。5番 藺田豊造君。

○5番(藺田豊造君) 私は、今議会に提出されました土地取得に対して反対します。

まず、条例の範囲を著しく逸脱している点でございます。町が条例を作って、それを拡大解釈して、そしてそれを強引に押しつける、この手法はいかかなもののでしょうか。つまり、道路部分と宅地部分とをしっかりと分けて考えるべきであります。いずれにせよ、買うというなら、もっとしっかりとした計画を示すべきではないでしょうか。

土地調査委員会などのそうしたことが、どのような委員会の開き方があったのか、意見があったのか、私は開示を求めたいと思っておりました。せつかくの条例、規程を無視し、看過していることが通例となれば、決してこれは小山町のためにならない、許されるべきことではありません。

さらに、これは国土調査によると申しておりましたが、国土調査ならばとくに分かっている

はず、測量がさつき委員長の報告ではできていないから現地視察に行かなかったと言っております。この点においても、私は議会軽視ではないかと思っております。

今回の場合、確かに道路を引くという問題については、当局の方々はそれぞれの御苦労されると思います。しかし、今まで道路を引くというだけだったならば、一生懸命それに皆様方は携わってきたわけです。こうしたことを乗り越えなければ、町民のために働くことはできません。そうした点もはっきりさせて、住民との対応をしっかりする、より深い理解を求めてこそスムーズにいく事案ではないかと思っております。

最後に、議員の皆さんに申し上げます。私達は自分の作った条例、規則にしっかりとって、政治が行われることを、それが町民の信頼を得る第一だと十分に考えております。その上を審議され、十分に考えていただくことを祈念いたしまして、反対討論といたします。

以上です。

○議長（米山千晴君） ただいまの反対討論の中における藺田君の発言につきまして、後日、会議録を調査いたしまして、不穏当発言のあった場合については善処いたします。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第78号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立多数です。したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成28年第5回小山町議会9月定例会を閉会といたします。

午前11時35分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 池 谷 洋 子

署 名 議 員 込 山 恒 広